東西の通商撒馬耳干の繁盛

耳干はその中心地となり、各國の商人や工匠が此處に來集した。卽ち陶器商・兵器商・玻璃匠・紡織商の如きが支那・波斯・敍里亞等から來たのである。故に撒馬耳干は頗繁盛の都市として文化發達の觀るべきものがあつたといはれる。西班牙の迦思迪剌(Castille)國王享利(Henri)三世の使臣たる克剌維卓(Ruy Gonzales de Clavijo)は撒馬耳干に來朝して帖木兒の諸孫の結婚式等に招待された時の事を記し、その都城の華美、宮殿の壯麗及び宴會の盛であつたことを述べて居る。これは當時の文化狀態を想像する一資料となるであらう。

「クラヴィヨ」の記行

(參照) 克剌維卓は曾て帖木兒の諸孫の婚姻披露や、汗忽勒(Khan Gū)の大會に招かれたことがある。當時、諸團體諸教長・諸法官より宗王・妃主・大臣等に至るまで、皆これに列席した。大會の第三日に帖木兒は幾多新布の詔令を讀み上げ、且正式に支那卽ち明に向つて宣戰せることを聲明した。かくて大宴會が設けられ、婦女子の自由參加が許され、饌食の美は從來未だ曾て見ざる所であつた。宴に與る人々は皆縱飮狂醉した。これは當時民間に於ても流行せる風習である。克剌維卓は撒馬耳干の華美宮殿の壯麗なる有樣を嘆稱せるのみならず、帖木兒は正義の君主で極めて嚴厲を主とし、死刑を執行するに方つても、法官は毫も假借する所がなく、特に不正の商人に對する取締が最も嚴重であつたといつて居る。(Lucien Bouvat: L'empire Mongol による。馮承鈞氏の譯あり)

哈里勒の卽位

(帖木兒死後の形勢) 帖木兒の死後その國內は如何になつたか。彼れに四子あり、二人は先に歿した。卽ち長子「ジアハンギル」(Jahangir)も父に先つたので、その子皮兒摩訶末(Pir-Mohammed)が相續す可き筈であつた。然るに祖父の訃報の達した時には「カンダハル」(Kandahar)に居つたので、當時撒麻耳干に居つた帖木兒の第三子米蘭沙(Miran-Shah)の子哈里勒(Khalil)が遂に擁立せられることになつた。明史に帖木兒死、其孫哈里嗣とあるは卽ちこれである。然るに帖木兒の第四子たる沙哈魯(Shah Ruki)は、哈里勒の擁立せられた後、哈烈(Herat)に據つて士丹と稱し、哈里勒に服せず互に相爭うて居つた。故に明史にこれを記して

沙哈魯の反抗

撒馬耳罕曾哈里者、哈烈曾兄子也、二人不相能(カヲ)數搆兵、(明史卷三百三十三、哈烈傳)

とあるのはその事實を傳へたものであらう。當時沙哈魯は使を明へ遣はしたが、その使者が明より還る時に、成祖は勅諭を與へて

別失八里と明との關係

哈里勒屢せらる

沙哈魯の領土

（前略）聞爾與ニ従子哈里ヲ、擁レ兵相仇ス、朕爲メニ惻然タリ、一家之親、恩愛相厚ケレバ、足レ制ス二外侮一、親者尙シカク乖戻スレバ、疎者安ンゾ得ン二協和一、自レ今宜シク休レ兵ヲ息レ民ヲ、保二全シ骨肉ヲ一、共ニ享ク二太平之福一ヲ。（同上）

といふて居る。時に別失八里の黒的兒火者（Khizr Khodja）は既に歿し、その子の沙迷查（Chami Djiha）汗が位を嗣いだが、明の永樂五年（西曆一四〇七年）に使を明へ遣はし、撒麻耳干は彼れの先世の故地であるから、兵力を以てこれを回復したいとの希望を述べた。そこで成祖は使者を遣はし、宜しく審度してこれを行ひ輕擧する勿れと戒しめて居るが、別に兵を出すには至らなかつた。然るに汗國内部の爭訌は益甚しく、前年（永樂四年西曆一四〇六年）既に米蘭沙は兵を率ゐて呼羅珊に向つたが戰利あらず、その翌々年遂に戰歿するに至つた。撒麻耳干にては哈里勒が横侈で人心を失ひ遂に廢せられた。沙哈魯はこれに乘じて河間の地を支配するに至つたが、依然として哈烈に據り、その子兀魯伯（Ulugh-Beg）をして撒馬耳干を治せしめたのである。

帖木兒の死後に叙里亞小亞細亞「アルメニア」土耳其欽察及び印度等は皆離叛し、沙哈魯の支配する所は葱嶺以西の土耳其斯坦を中心として、波斯や印度の一部に過ぎなかつた。けれども沙哈魯はよくその領内を統治し、近隣諸國とも好を通じた。明

沙哈魯と明との關係

印度及び斡羅思との通交

沙哈魯時代の文化

の永樂七年（西曆一四〇九年）には明使傅安等を送還すると同時に、使を遣はして入朝した。爾後、毎年或は隔歲或は三歲毎に使を明へ遣はした事實が見えて居る。同じき十九年には印度の底里（Delhi）から使が來て好を通じたので、沙哈魯は奥都剌匝克（Abdor-Razzak）を報使として印度へ遣はした。奥都剌匝克はその旅行記を撰したが、今猶傳はつて居る。但、斡羅思（Ottomans）（土耳其を斥す）に對しては頗態度を異にし、永樂十四年（西曆一四一六年）にその部族に贈れる國書は極めて強硬であつたが、斡都蠻の答書は恭順であつたといはれる。その當時の外交方針を窺ふことが出來ると思ふ。

沙哈魯は内政に意を用ゐたのみならず、また文學藝術を重んじ、宏壯なる圖書館を建設し、學藝の奬勵を試み、最歷史の研究を保護奬勵した。彼の尼咱木丁（Nizam ed-din Chami）舍利甫丁（Cheref ed-din Ali yezdi）法昔喜（Fasiki）奥都剌匝克の如き歷史家の輩出したのも偶然でない。彼れは特に哈非思阿不魯（Hafiz Abrou）に命じて一部の歷史と地誌とを編纂せしめたが、その書は大部分散佚して僅かに一部分が傳はるに過ぎない。沙哈魯の諸子もまた多く學藝に通じ、要路の大官にもその嗜好あるもの少なからず、國内の文化に頗觀るべきものがあつたといはれる。

沙哈魯は在位四十二年（西暦一四二四年）に歿した。その歿後には子の兀魯伯が位を嗣いだ。彼れは父の歿せるを悲しみ、幽禁に沈み政務を省みなかつたので内訌が起り、在位三年にして殺された。その後宗族相爭ひ各地に割據して國土は分裂するやうになつた。然るにその遺族の中より卜撒因（アブサイド）（帖木兒の玄孫）が起り、月即伯汗（吉慶汗の後裔）の援助を得て國内の統一を成したが、その死後にはまた分裂するに至つたといはれる。卜撒因の孫「バベル」（Babel）以後の史實、即ち莫臥兒帝國の出現する事情は別章に於てこれを述べるであらう。

沙哈魯歿後の内訌

第七章　蒙古・高麗の末勢　倭寇の勃發　安南の事情

第一節　明と蒙古との關係

其一　蒙古の衰勢

（明の北伐と蒙古の内訌）　明軍が元の大都を占領した時に、元の順帝が上都へ走つたことは既に述べた通りである。明軍はこれを追撃してまた上都を降したので、順帝は更に應昌（察哈爾省多倫縣東北）へ遁れ遂にその地に於て崩じた。これが明の洪武二年（西暦一三六九年）である。當時明軍は應昌を降して大に掠奪を恣にしたが、順帝の太子愛猷識里達臘（Ayour-schiri-dara）は哈喇和林に赴いて帝位に卽いた。これが昭宗である。昭宗は擴廓帖木兒（Koukon-Timour）を丞相となし、國政を委任して回復のことに當らせた。擴廓帖木兒は明の方から王保保と稱せられたが、屢兵を率ゐて明の西北の邊境を侵した。そこで洪武五年（西暦一三七二年）に明の太祖は徐達（魏國公）李文忠（曹國公）馮勝（宋國公）等に命

順帝の崩去昭宗の卽位

明軍の北征

じて三道より蒙古を征伐せしむることになつた。李文忠は今の河北省から居庸關を出でて應昌の方へ向ひ、徐達は山西省から雁門關を過ぎて哈喇和林の方へ向ひ、馮勝は陝西省から甘肅省の西北の方面へ向つたのである。その後、擴廓帖木兒は徐達の軍を土拉河上に逆擊してこれを破り、又李文忠の軍を鄂爾根（Orkhon）河上に迎へてこれを破つた。故に明軍は蒙古征伐の目的を達することが出來ず、その翌年に偉を高麗へ遣はしてその援助を借らんと計畫したが、これも思ふやうに運ばなかつた。然るに洪武八年（西曆一三七五年）に至り擴廓帖木兒は歿し、更に三年を經て洪武十一年（西曆一三七八年）昭宗が崩じ、その弟の脫古思帖木兒（Tokous-Timour）が位を嗣いだ。けれども元の勢力は漸く衰へて振はず、その部下の中には明の方へ降參したものも少くなかつた。獨彼の納哈出は遼河の上流、金山の地方に割據し、高麗と結托して明の境上へ寇した。明の方では屢これを伐たしめたが意の如くならず、その後同じき二十年（西曆一三八七年）に藍玉（永昌侯）に命じて征討せしめ、遂に納哈出を降してこれを海西侯に封じ、更に泰寧・福餘・朵顏の三衞を置いた。これを兀良哈の三衞といふ。その位置や移動のことに就いては後に述べることにしよう。

明軍の敗退

脫古思帖木兒の嗣立と元軍の不振

納哈出の入寇及び降伏

納哈出が明へ降つてから、蒙古と高麗方面との連絡は全く絶えて、元の勢力は益振はなくなつて來た。そこで明の太祖は翌二十一年（西曆一三八八年）に藍玉を將として更に大軍を率ゐて蒙古を征せしむることになつたが、明軍に襲擊されて大敗し、哈喇和林に赴かんとして途中土拉河に至つたが、その部下に殺されてしまつた。是に於て漠南の方面は大體明の勢力の下に歸するやうになつたのである。

明軍の北征と脫古思帖木兒の死

脫古思帖木兒以後の蒙古の事情は暫く不明であるが、內訌が引き續いたのではないかと想像される。それは明の建文二年（西曆一四〇〇年）に元の君主として坤帖木兒といふものが、使を明へ遣はした事實が見えて居り、この坤帖木兒から溯つて脫古思帖木兒に至る間の事情が缺けて居る。けれども當時明から贈られた詔勅に據れば、昭宗から坤帖木兒に至る間に六傳したことが判る。卽ち約二十年間に六人の君主が更迭したことになるが、そのうち三人の名は判明して居らない。かくの如き頻繁なる君主の更迭は、普通の事態とは考へられない、或は內訌の結果ではないかと思ふ。

蒙古の內訌

（蒙古の舊慣復歸）　坤帖木兒は鬼力赤（Goltsi）といふものに殺され、その後鬼力赤は

帝號の廢止國號の改稱

蒙古の君主となつたが、皇帝の號を廢して可汗と稱した。のみならず元の國號をも改めて韃靼と稱するに至つた。全體元はもと漠北より起つて支那を支配したのであるが、自己の固有文化には觀る可きものが少なく、常に支那及び西域の文化を採取したが、主として支那文化の感化を蒙ることが多かつた。けれども年代を經過すること餘り久しからず、また蒙古へ退却を餘儀なくせしめられたので、その環境の影響として、曾て感化を蒙つた支那文化の色彩は次第に滅褪するに至り、反つて舊の蒙古文化へ逆戻りすることになつたのは止むを得ない。されば皇帝の號を罷めて可汗と稱し、元の國號を罷めて韃靼と稱したのも、決して偶然のことではない。

阿魯台、鬼力赤を弑して本雅失里を立つ

其二　瓦剌の勃興

(蒙古部内の對立と瓦剌部の勃興)　鬼力赤の勢力は一時頗盛で、西は瓦剌(Oirat)と戰ひ東は兀良哈を脅し南は明の邊境を窺うた。然るに蒙古の中には、鬼力赤が元の正統にあらずして簒立したのを喜ばないものがあり、明の永樂六年(西曆一四〇八年)に阿魯台(Aroktai)といふものが遂に鬼力赤を弑して、別に元の正統の子孫と稱する本雅失里(Boutinschara)を立てた。この本雅失里の血統は明でないが、曾て蒙古に内訌があつた

阿魯台の實權掌握

ので、一時撒馬兒罕に逃れて帖木兒に身を托して居つた。彼れはその後別失八里に來つたが、遂に阿魯台に擁立せられることになつたのである。けれども統治の實權は阿魯台の掌中に歸して居つた。當時明の成祖は蒙古の本雅失里に勅書を與へ、禍福を說いて歸順を勸めたが、本雅失里はこれに從はざるのみならず明の使者を殺した。そこで成祖は翌年に丘福(洪國公)に命じて蒙古を攻めしめたが功を奏せず、更に翌八年(西曆一四一〇年)には親ら出征することになり、詔を發して天下に告げ、内蒙を經由し、進んで斡難河のほとりに至つた。然るに蒙古の軍は明の大軍に抗敵する能はず、本雅失里は西方へ奔り、阿魯台は東方へ遁れ、兩人の間は遂に相離れてしまつた。成祖は凱旋して北京を經て南京へ歸つたのである。

明使の殺害と成祖の蒙古親征

瓦剌の來歷

かくの如く蒙古が大打擊を被つたので、西方の瓦剌をしてその勢力を益恣にせしむることになつた。瓦剌は斡亦拉部と同じで、成吉思汗時代には鄂爾根河から、エニセイ河の地方に遊牧して居つた部族である。元の亡ぶるや、猛可帖木兒がこれに據つた。明の時代になつて天山の北方に居つたが、猛可帖木兒の死後分れて三部となり、馬哈木(Mahamud)太平(Tai-ping)把禿孛羅(Batu Bolod)の三人が各部の長であつたが、

蒙古と瓦剌との爭

瓦剌の馬哈木、答里失を擁立す

阿魯台と馬哈木との對抗、明の阿魯台援護

馬哈木の侵境、明軍の擊破

明に通して各王號を賜つた。然るにその後馬哈木の勢力が最盛であつて遂に他の兩部を併呑した。これより蒙古と瓦剌との關係は益錯綜し、阿魯台と馬哈木との抗爭となつて現はれた。初め瓦剌は鬼力赤の時にも、本雅失里の時にも蒙古と爭つたが、本雅失里が明軍に破られて西走するに及び、永樂十年（西曆一四一二年）に馬哈木は本雅失里を攻殺し、別に答里失といふものを立てて韃靼可汗となし、自らその實權を掌握して居つた。阿魯台は本雅失里と別れて東方へ走つたが、全く孤立に陷り、その勢力は頗振はなかつた。當時阿魯台と馬哈木とは、兩立することの出來ないやうな事情があつた。そこで兩者の軋轢が起つて來たが、馬哈木は明へ通じて阿魯台を防がんことを計畫した。阿魯台も亦明へ內附し、同じき十一年（西曆一四一三年）には馬を明へ貢し、且上表して馬哈木を征せんことを求めた。

當時、明の成祖はこの兩人をして互に相制せしめんとの考があつたものと見え、阿魯台を封じて和寧王となし、頗これを優遇した。馬哈木は明が阿魯台を優遇するを喜ばず、明の使者を抑留し、絕えて恭順の意を表さなかつた。のみならず阿魯台を伐つに托して明の邊境を侵さんとした。因つて成祖は瓦剌征伐の軍を起すことにな

阿魯台の侵境、成祖の親征

成祖の崩去、仁宗宣宗の卽位

り、同じき十二年（西曆一四一四年）に兵を蒙古へ出し、土拉河上に於て馬哈木の軍を破つて引き還した。馬哈木は翌年遂に明へ朝貢して來たが、同じき十五年（西曆一四一七年）に歿した。明の成祖はその子脫歡（Toγan）をして馬哈木の後を嗣がしめ、且順寧王に封じた。これは瓦剌を利用して、更に阿魯台を牽制せんとする方略であつたと思はれる。阿魯台は明が瓦剌の方を好遇するを聞き、明に背き明使を抑留し、又時々明の邊境へ侵寇するやうになつた。そこで成祖は同じき二十年（西曆一四二二年）に親ら大軍を率ゐて阿魯台を征伐することになつた。當時、阿魯台は明の鋭鋒を避けて遠く北方へ逃れたので、成祖は更に東方の兀良哈の三衞を經略し、阿魯台の救援を絕つことにして引き上げた。然るにその翌年に阿魯台がまた來寇するとの報があつたので、成祖は再北征するに決した。時に瓦剌の脫歡は明と氣脈を通じ、阿魯台を襲擊してこれを破つたことがある。同じき二十二年（西曆一四二四年）にまた阿魯台侵入の報を得て、成祖は三度北征の途に上つたが、別に得る所なくして引き還し、途中にて病に罹り遂に崩ずるに至つた。そこで太子の仁宗（高熾）が後を嗣ぎ大學士楊榮・楊士奇等がこれを輔けたが、在位僅か一年にして崩じ、更にその子の宣宗（瞻基）が位に卽くことになつた（西曆一四二六年）。

瓦剌の勢力振張

當時中央亞細亞に於ける帖木兒の子孫は、內爭の爲め東方の經略に遑なく、又別失八里にも內訌があつたので、瓦剌は益勢力を得て天山の北路を據有し、明と結托して韃靼の阿魯台と爭うて居つた。

阿魯台の敗北

明の宣宗の宣德六年（西曆一四三一年）に阿魯台は瓦剌の脫歡に破られ、その部族は離散し、遂に漠北へ遁逃してしまつた。

明の阿魯台利用策

即ち同年の二月に宣宗が總兵官鄭亨に與へた勅諭に

虜中有歸附者言、阿魯台與瓦剌脫歡戰、阿魯台敗北、部曲離散、多于近邊假息、其中亦有欲歸附者、宜督緣邊嚴爲之備、虜果來歸、或中國人自虜中脫還者、皆與口糧、遣人送京師、然虜多詐、古云受降如受敵、愼之、（大明宣宗實錄）

とうて居る。即ち阿魯台が脫歡に破られ、その部曲が離散し明に歸附せんとするもののあつた事實が窺はれる。當時明では阿魯台敗散の機に乘じて、これを襲撃すべしとの意見もあつたが、遂に用ゐられなかつた。蓋、阿魯台を全滅するよりは、寧ろこれを保護して、脫歡を牽制するに如くはないとの考もあつた上に、阿魯台の方でも明の保護を受けて瓦剌に當らんとする傾向があつた爲めであらう。

（瓦剌と明との抗爭）

然るに瓦剌の勢は益盛で、脫歡は一時使を明へ遣はして朝貢せしめたが、明へ心服した譯ではなく、寧ろ明の國情を探らんとの考もあつたといはれる。故に明の方では瓦剌の入貢せるに拘はらず、これが防備をなす必要を說いたものさえあつた。

瓦剌の阿魯台擊滅

瓦剌の脫歡は脫脫不花（Toḳta-buḳha）を擁立して可汗となし、己れは丞相の地位にあつて實權を握つて居つたが、蒙古の阿魯台を擊滅する計畫を進め、明の宣德九年（西曆一四三四年）に脫脫不花は阿魯台の軍を破つたのみならず、脫歡は遂に阿魯台を襲うてこれを殺した。かくて阿魯台の部族は全く離散し、明の邊境へ來つて降るものが少くなかつた。明はその降者を收容し、一方瓦剌に對する防備を力めたのである。

英宗の卽位

瓦剌の阿台王攻擊

阿魯台の死後、その曾て立てた阿台王といふものが、甘肅の西北方面に據つて明の邊境を侵したことがある。同じき十年（西曆一四三五年）に明の宣宗は崩じ、その子の英宗（祁鎭）が立つたが、阿台王を討滅せずして、寧ろ之を招撫し、瓦剌南侵の藏障とする考であつたやうに思はれる。然るに瓦剌の勢は益發展して、明の正統二年（西曆一四三七年）には漠北蒙古の全體を併呑し、唯纔かに阿台王の一部を餘すのみであつた。そこで翌年に使を明へ遣はし、共に兵を出して阿台王の夾擊をなすことを申込んだ。英宗は邊將に

瓦剌の漠北統一

瓦剌南侵の機運

瓦剌也先の嗣立

命じて守備を嚴にせしめ、且使を瓦剌へ遣はしてその夾擊を辭し、和好を全くせんことを圖つた。然るにこの計畫は行き違ひを生じ、明の邊將は兵を出して阿台王を破つたが、瓦剌は遂に阿台王を殺してしまつた。是に於て瓦剌の勢力は愈盛になつて來たのである。

初め瓦剌は三部（順義王賢義王安樂王）に別れて居つたが、順義王の馬哈木及び脫歡の父子は三部の統一をなし、更に阿魯台を破り、次いで阿台王を滅ぼし、殆蒙古の全部を統一するに至つた。當時瓦剌は既に西顧の患がなかつたから、その統一せる全力を傾けて、明の方へ向つて侵略を試むる可き機會に到達したといふべきである。かかる事情は明の方でも幾分知られたものと見えて、益邊境の守備を力めて居る。然るに正統五年（西曆一四四〇年）に至り、瓦剌の脫歡は歿した。この歿年に就いては異說があり、或は正統四年とし（皇明四夷考）或は八年とし（明史瓦剌傳及び明朝紀事本末）その說が一定しないが、少くとも四年から五年に至る間に歿したのは事實らしい。さて脫歡の死後には也先が嗣ぎ、脫脫不花は依然として可汗の空號を有し、その上に臨んで居つたが、實權は全く也先の掌中に歸したのである。この也先が益勢力を得るや明へ侵入し、遂に英宗を虜にして去

達魯花赤の設置

忠烈王の恭順

ることは後に述べるが、先づ東方諸國の形勢及び倭寇の事實を述べなければならぬ。

第二節　高麗の衰亡及び朝鮮の興起

（元と高麗との關係）

其一　高麗の衰亡　元と高麗との關係に就いては、既に元の日本攻擊の條に於て敍したから、更にその後の事實を述べることにする。

元は高麗へ對して全く宗主國の地位と權力とを有したのみならず、特に高麗の北部の土地、即ち今の咸鏡道の地方をも占領して居つた。又高麗の國內には、元の領域に於けるが如く達魯花赤の職を置いて、國政に參與せしめたのであるから、高麗王は萬事その干涉を受ける有樣であつた。且、高麗王の妃は多く元の皇女で、頗專橫を極め、高麗王を牽制するやうな行動が少くなかつた。彼の弘安の役前後には忠烈王が位にあつたが、その王妃は元の世祖の女で、大なる勢力を有して居つた。從つて忠烈王は元へ對して只管恭順の態度をとり、遠く大都へ入朝したことさえある。元の朶顏が遼東に據つて叛いた時には、その餘黨の哈丹が高麗へ侵入したので、忠烈王は元

の援兵を請うてこれを破つた。その後、忠烈王は位を子の忠宣王へ傳へたが、これは元の皇女の生んだ子である。然るに忠宣王が專横で父子の間に內訌が起つたので、元の成宗は忠宣王を廢して再忠烈王を位に復せしめた。忠宣王は元の大都へ赴いてその地に留まつて居つたが、元の武宗の卽位に與つて力あつたので、至大元年（西曆一三〇八年）に忠烈王が歿するに及び、元より還つて再その位に復することになつた。元は王を征東中書省左丞相とし高麗王に封じたのである。然るに五年の後（皇慶二年西曆一三一三年）に位を子の忠肅王へ讓つた。忠肅王の母も亦元の皇女である。忠宣王は元へ赴き大都に居つたが、元の英宗の時に讒言を受けて西藏へ流された。その後泰定帝の時に許されて大都へ還つたが、幾もなくして歿した。忠肅王の時代にも內訌があり、高麗の國號を撤して元の內地と同樣にす可しとの議もあつたが行はれず、遂に位をその子忠惠王へ讓つた。然るに忠惠王は遊敗に耽つて政務を修めなかつたので、元はまた忠肅王をして位に復せしめた。これが元の至順三年（西曆一三三二年）である。忠肅王が歿するや忠惠王がまた位に復することになつたが、王の荒淫暴虐が愈甚しかつたので、元は使者を遣はし、王を執へて去り、これを廣東の地方（揭陽縣）へ流した。その後忠

忠宣王や忠惠王の流謫

元の王位干渉

穆王・忠定王が相次いで位に卽き、恭愍王の時に及んだ。恭愍王の立つたのは元の順宗の至正十六年（西曆一三五六年）に當る。

右に述べたる如く、元の高麗に對する勢力は絕大なるものがあつて、高麗王は殆ど位を擁するに過ぎなかつた。特に高麗の王妃は元の皇女で、その生んだ子が高麗王に擁立せられたのであるから、元の高麗に對する關係は宗主國であり且外家であり、從つてその勢力の一層深く浸潤したのも偶然でない。かくの如き譯であるから、高麗が元の文化的影響を受けたことの少くないのも怪むに足らぬであらう。例へば高麗王には固有の名稱があつたに拘はらず、忠肅王より恭愍王に至る五代の君主は、蒙古風の別名を有つて居つた。卽ち

王名	本名	蒙古名
忠肅王	燾	阿喇訥忒失里
忠惠王	禎	普答失里
忠穆王	昕	八思麻朶兒只
忠定王	眡	迷思監朶兒只
恭愍王	顓	伯顏帖木兒

といふが如き類である。國王さへも已にかくの如き有樣であるから、勿論臣下にも

高麗王の蒙古名

元の勢力浸潤

辮頭辮髪の採用

これに倣つたものがあつたであらう。また元の風俗を學んで辮頭辮髪をなすものも少くなかつた。恭愍王の元年（西曆一三五二年）に王が辮髪をなすや、密直使兼監察大夫の李衍宗が諫めて、胡服非先王之制というたが用ゐられなかつた。然るに王の晩年（十三年・西曆一三七四年）即ち明の初めになると、王は親ら辮髪を罷めて一般の辮頭を禁じたことが見えて居る。

蒙古文字の使用

又高麗は固より漢字を用ゐたのであるが、元の時代になると蒙古文字も使用されたと思はれる。即ち現存せる開城の門樓の鐘銘にもこれが刻せられてある。元がこの蒙古文字を、支那の本國へ使用せしめんとして努力した事實は前に述べた通りであるが、元の滅亡の後は單に碑石等にその餘影を留むるのみで、何等の影響を殘さなかつた。

朝鮮の諺文

然るに高麗の滅亡の後には、朝鮮の初めになつて遂に諺文が製作せられるに至つたが、これは蒙古文字の使用された影響と見做すことが出來ようと思ふ。

高麗の態度變化

（高麗と明及び北元との關係） 高麗が元へ對して事大の禮を執つて居つたのは、固よりその勢力に壓服された結果に過ぎない。故に元の勢力が衰退するやうになれば、高麗の態度が變つて來るのは怪むに足らぬ。恭愍王が位に卽いた時は元の順帝の中世で、元の國家は內亂が起つて、また前日の如き勢力を保つことが出來なくなつて來た。そこで恭愍王は元の羈絆を脫せんと欲し、至正十六年（西曆一三五六年）に及び、從來奉じて居つた元の年號を停め、將を遣はして鴨綠江を渡り、婆娑府（遼寧省安東縣九連城）を攻め破り、雙城（遼寧省鐵嶺縣西六十支里）を陷れ、また咸州（咸鏡南道咸興府）以北の諸鎭を回復した。咸州以北の地は宋末卽ち高麗高宗の四十五年（宋理宗實祐六年・蒙古憲宗八年・西曆一二五八年）から、元の領域に沒入したのであつたが、九十餘年の後にこれを回復した譯である。時に元使が來つてその行動を詰責に及んだので、高麗は使を遣はして表面罪を謝した。けれども高麗の行動は從來と、全然異つて來つたのである。

恭愍王、元の東境を侵す

以上の如き高麗の形勢に際し、元の至正十九年（西曆一三五九年）に紅頭軍が支那から侵入して來た。これは既に述べた通り、河南に起つた韓林兒・劉福通等の紅巾賊で、高麗では紅頭軍と呼んで居る。その一軍は支那の山西から蒙古の上都を陷れ、瀋洲の遼東を掠め、長驅して鴨綠江を渡り、高麗の內地へ侵入した。彼れ等の移文には

紅頭軍の高麗侵入

慨念生民久陷於胡、倡義擧兵、恢復中原、（中略）民之歸化者撫之、執迷旅拒者罪之、（高麗史卷三十九、恭愍王世家）

京城の陷落

というて居る。恭愍王はその鋭鋒を避けて尙州（慶尙北道）へ遁れたが、紅頭軍は遂に京城を陷れた。これが至正二十一年（西曆一三六一年）である。翌年、高麗の諸將は京城を回復したので、恭愍王は京城へ還ることが出來た。當時元の方では忠宣王の庶子德興君を擁立して高麗へ入れんとした。これは高麗人の崔濡（元に仕へて御史となる）が謀主として計畫したことであつたが、遂に成功せずして止んだ。明の洪武元年（西曆一三六八年）に明軍は大都を占領し、元は漠北へ退却して北元と稱せられるに至つた。高麗では僧の遍照といふものがあり、その姓名を辛旽（或は昛に作る）と稱したが、恭愍王の信寵を得て頗專橫を極め、遂に王を弑せんとして果さず、却つて殺されてしまつた。然るに恭愍王はその後（洪武七年西曆一三七五年）宦者に弑せられて、守侍中の李仁任が王の子禑を立てた。實は辛旽の子であるといふので、高麗の史上ではこれを辛禑と稱して居る。

遍照（辛旽）の專橫

恭愍王の弑殺、辛禑の擁立

恭愍王元に背き明へ通ず

初め恭愍王は明が中原に勃興して元との從來の關係を絶つて更に明へ通ずる計畫をした。當時明からは勅書を贈つて高麗王に封じたが、高麗からも使を明へ遣はして謝恩の意を表して居る。北元の方でも從來の關係を維持せんとして使を高麗へ通じたが、恭愍王の態度は明へ傾き、北元を疎んずる意向があつた。のみならず東寧府（平壤）を攻めて北元に絶意を示さんとした。然るに辛禑が立つに及び、高麗の外交政策は茲に一變を來した。卽ち李仁任は專ら北元に事ふる方針を執り、使を遣はして恭愍王の喪を告げ、辛禑の卽位を報じ、北元から高麗王の封冊を受けることになつた。時に高麗の國內にはこれに對して反對の議論が起つたが、その代表者として視る可きは鄭夢周等である。夢周は恭愍王時代の科擧出身で禮曹正郎兼成均博士となり、當時朱子の儒敎經典の新註が始めて傳はるや、夢周はこれを闡明し、東方理學の祖と稱せられた。辛禑の時右司議大夫より成均大司成に移つたが、同志と共に上疏して尊明斥元の議を主張した。これは恭愍王が明に對して恭順を表し、その封冊を受けたに拘はらず、今や態度を一變して明使を殺し、北元と通せんとする計畫を看過せんとする非を論じ、元使を執へてその詔を收め、元と通謀せる諸臣を縛して明へ送り、その他意なきを表明す可きを痛言したのである。

辛禑北元に通ず

鄭夢周の尊明斥元論

（參照）鄭夢周の上疏

臣聞爲天下國家者、必先定大計、大計未定則人心疑貳、人心之疑、百事之禍也、念吾東方、僻在海外、自我太祖起於唐季、禮事中國、其事之也、視天之義主而已、頃者元氏自取播遷、

大明龍興、奄有四海、我上昇王（恭愍王二）灼知天命、奉表稱臣、皇帝嘉之、封以王爵、錫賚相望者、六年于茲矣、今上卽位之初、賊信金義、因禮送天使、中路擅殺、反入北元、與元氏遺族、謀納瀋王、既殺天使、又背其君、惡逆甚矣、誠宜正名其罪、上告天子、下告方伯、請討而殺之、然後已也、國家不惟不問金義之罪、反使宰相金湑奉貢北方、與季南封疆之臣也、擅殺定遼衞三人、張自溫等金義一行之人也、不達定遼衞、公然還國、又置而不問、今北使之來、議遣大臣禮接境上、乃曰不欲激怒北方、以緩師也、夫元氏失國、遠來求食、冀得一飽、以延須臾之命、名爲納君、實自利也、絕之則示我之强、事之則反驕其志、其欲緩師、實速之也、窃聞其詔加我以大逆之罪、因以赦之、我本無罪、又何赦焉、國家若禮待其使而送之、則是擧國臣民無其實、而自蒙大逆之名、不可使聞於四方、爲臣子者其可忍乎、況又朝廷初聞金義之事、固已疑我矣、又聞與元氏相通、而不問金義之罪、則必謂我殺使與敵無疑也、若興問罪之師、水陸幷進、國家其將何辭以對之乎、其欲緩小國之師、實動天下之兵也、此理甚明、人所易曉、廟堂之上、若不能言者、其故不難知也、（中略）伏惟殿下斷自宸衷、執元使收元詔、縛送季南、張子溫幷金義帶行之人、送京師、則曖昧之罪、不辨自明、乃約與定遼衞、養兵待變、聲言向北、則元氏遺種、斂迹遠遁、而國家之禍無窮矣、（高麗史卷一三）

當時この議論を支持せるものは少くなかつたが、その後高麗の國論は一變して、また使を明へ遣はすことになり、鄭夢周が使者に任ぜられた。明は辛禑を高麗王に封じたけれども、高麗は未だ全く北元と絶つには至らず、相變らず使を通じて居つた。これは大國の間に處する小國の態度としては、實際已むを得ないことであらう。然るに茲に明と高麗との間に一大難件たる鐵嶺問題が起つた。

其二　朝鮮の興起

（鐵嶺問題と李成桂の建國）　鐵嶺は朝鮮の江原道と咸鏡道との間にあり、その北方の土地は元の領域に歸して居つた。高麗が一時これを回復したけれども、明の政府は遼東へ屬せしむるが至當なりとし、そこに鐵嶺衞を設けることになつた。高麗の方ではこれに反對の意を表し、門下侍中の崔瑩が主謀者となつて、先づ邊境の守備を嚴にし、使を明へ遣はして鐵嶺以北の公嶮鎭（咸鏡北道會寧府）を境界とせんことを求めた。時に明の方ではこれに應じなかつた爲めに、高麗は明に對して敵對行爲をとることになつた。洪武二十一年（西曆一三八八年）に高麗王辛禑は自ら開城より平壤へ進み、遼東を攻めることになり、崔瑩は八道都統使となつて全軍を統督し、李成桂は右軍の將とな

登明論の勝利
鐵嶺問題の發生
明の鐵嶺衞設置と高麗の反對
高麗軍の進擊

り、曹敏修は左軍の將となり、共に三萬八千の大軍を率ゐて鴨綠江を渡り、江中の威化島に屯した。折しも降雨烈しく全軍非常に困しみ、兵士は皆退却せんことを望んだが、高麗王はこれを聽かなかつた。そこで李成桂は遂に軍隊の希望に從ひ、專斷を以て自ら軍を引き上げたので、高麗王も亦已むを得ず引き還すことになつた。李成桂は明と爭ふの不利を主張して崔瑩を殺し、又王を廢してその子辛昌を擁立した。明の方でも亦高麗の言を容れて鐵嶺衞の設立を中止したのである。辛禑は廢せられた後江華島に居つたが、李成桂を殺さんと謀つた爲めに他へ移された。李成桂は更に辛昌を廢して恭讓王を立てた。この恭讓王は高麗の神宗の系統であるが、辛氏の一族は遂に誅除されてしまつた。

李成桂の專權

李成桂は紅頭賊を平げ又倭寇を破つた功を以て、漸く勢力を有するやうになり、三軍（左右中）都總制府を設立し、自ら都總制使となり、大權を掌握するに至つた。當時高麗の諸臣は多く彼れに服從したが、鄭夢周のみは之に從はず、高麗王室へ忠節を盡し、成桂を除かんとしたが果さずして殺された。夢周と同志の徒も亦皆殺されてしまつたから、李成桂は最早憚るものがなくなり、遂に恭讓王の禪を受けて自ら王位に卽き

李成桂の反旗及び廢立

國を立てゝ朝鮮と號した。これが卽ち朝鮮の太祖である。時に明の洪武二十五年（西曆一三九二年）で恰も日本の南北朝統一の一年前に當り、高麗は三十四世、四百七十四年にして亡びたのである。この朝鮮の太祖が頭角を現はすやうになつたのは、倭寇を防いだことが與つて力あつたから、更に倭寇の來歷を述べなければならぬ。

第三節　倭寇の侵略　高麗及び明と日本との交涉

其一　倭寇の侵略

（倭寇の名稱及び起原）　倭寇とは日本人が高麗から元明の沿岸を侵したのを、彼の國人から稱した名稱に過ぎない。若し廣汎の意味よりすれば、或は豐臣秀吉の朝鮮經略も同じく倭寇と視るかも知れぬ。けれどもこれは國家としての行動であるから倭寇とはいはれない。その國家の行動でなくして、國民の或る部分或る團體が、恣に攻掠をしたのを倭寇と稱したのである。倭寇の事實は日本の歷史には殆見えて居らぬが、高麗や元明の史上には頗重大事件として記載されて居る。特に明に於ては南倭北虜といふ熟語があつて、倭寇と蒙古民族の侵寇とを並び稱した。倭寇の出

沒した土地は朝鮮の沿岸は勿論、支那は渤海から黄海沿岸の各地に及び、福建・廣東の地方にまで及んで居る。その間盛衰があつて時には中絶したこともあるが、前後を通じて殆二百餘年に亙つた。これを初期の時代と後期の時代とに分ち、茲には先づ初期の時代の事實を述べることにしよう。

初期の倭寇

倭寇の端緒と認む可き事實は、既に前に述べた通り、高麗の高宗の時代及び宋の理宗の時代にも見えて居るが、これ等は臨時突發の事件であつて連續的事實ではなかつた。されば高麗や支那に於ても、これを倭寇の起原とは認めなかつた。然るに弘安の役後は元や高麗の實力が輕視せられ、日本より大陸逆襲の計畫があつたといはれるのみならず、我が邊民は高麗沿岸や支那沿岸に往來して、互市をなすと同時に或は攻略をなすこともあつた。卽ち元史に據ると

元初の倭寇

世祖至元二十九年（日本正應五年・西曆一二九二年）日本舟至二四明一求一互市一、舟中甲杖皆具、恐有二異圖一詔立二都元帥府一、令二哈剌帶將一レ之以防二海道一、（元史卷十七、世祖本紀）

成宗大德七年（日本嘉元元年・西曆一三〇三年）置二千戶所一、戍二定海一、以防二歲至ノ倭船一、（元史卷二十、成宗本紀）

同大德十一年（日本德治二年・西曆一三〇七年）慶元路官與二倭商一有レ關、一城盡災、（續群書類從所收眞源禪師行狀）

武宗至大二年（日本延慶二年・西曆一三〇九年・武宗本紀卷二十三）七月、樞密院臣言、去年日本商船焚二掠慶元一、官軍不レ能レ敵、（元史）

吳萊の論倭

同四年（日本應長元年・西曆一三一一年）十月、樞密院官議、慶元與二日本相接一、且爲二倭商一焚毀、（同上）

とあり、これ等の記事によつて元の世祖以後、武宗の時代へかけて、時に倭寇の出沒したことが證せられる。さればその後吳萊が人に代つて論倭の一篇を草し、倭寇を論せる所以も偶然でない。

（參考）吳萊の論倭

臣愚不レ佞、竊今之世、提封萬里、東西止二日所一レ出入一、南北皆底一于海一、邊徼無二烽燧之警一、士卒無二矢鏃之費一、外夷重譯、鄉風效順、梯二山航一レ海、莫レ不二來獻一方物一、漢・唐之盛、所レ未レ有也、然以二倭奴一海東最爾之區一、獨違二朝化一三十餘年、奉使無レ禮、恃レ險弄レ兵、當二剪其鯨鯢一、以爲二誅首一可也、而迄レ今未レ卽二誅、意其有レ說乎、（中略）今之倭奴非二昔之倭奴一也、昔雖二至弱一猶敢拒二中國之兵一、況今之侍レ險且十レ此者乎、鄉自二慶元一航レ海而來、艨艟數十、戈矛劍戟、莫レ不二畢具一、鉦鉾鋒鏑、天下無レ利鐵、出二其重貨一、公然貿易、卽不レ滿レ所レ欲、燔二炳城郭一、抄二掠居民一、海道之兵、猝無二以應一、追至二大洋一、且戰且郤、戕風駭濤、洶二湧前後一、失二於指顧一、相去不二啻一數十百里一、遂無二奈何一襲二士民一、厭二國體一、莫レ大二

於此、然取其地、不能以益國、掠其人、不可以強兵、徒以中國之大、而使見侮於小夷、則四方何所觀仰哉、（下略）（吳淵穎集卷五）

この論文は何時頃のものか明でないが、彼れは大德元年（日本永仁五年・西暦一二九七年）に生れ至元六年（日本暦應三年・西暦一三四〇年）に歿して居るから、これを假りに二十歳前後の作品とすれば、英宗から順帝に至る時代（吾が後醍醐天皇の治世）に作られたものであらう。高麗史に據れば忠定王の二年二月に、

高麗忠定王時代の倭寇

倭寇固城・竹林・巨濟（中略）倭寇之侵、始此、（高麗史世家卷三十七）

とあり、東國通鑑にも亦同じことが書いてある。忠定王二年は我が後村上天皇の正平二年で順帝の至正十年（西暦一三五〇年）に當る。元史に據れば同じき二十三年八月の條に

元の順帝時代の倭寇

倭人寇蓬州、守將劉暹擊破之、自十八年以來、倭人連寇濱海郡縣、至是海隅遂安、（元史卷四十六）

とある。この至正十八年は我が正平十五年で高麗恭愍王の七年（西暦一三五八年）に當り、蓬州は廣東省潮州府に屬する地である。要するに倭寇が連續的に高麗及び支那沿岸に出沒するやうになつたのはこの頃からであることは疑ない。

（倭寇の原因）　倭寇の原因に就いては、これに關する日本側の史料が乏しいから、殆眞相を捉へることは難い。故に單に當時の大勢の上から觀察するより他はない。

意氣の旺盛と輕侮心の增長

その第一は國民意氣の旺盛である。日本の國民は從來外國の攻擊を受けたことが稀である。故に外國を恐れる觀念が乏しい。特に元及び高麗の聯合軍の侵寇を擊退してからは、一層その意氣が旺んになり、この二國へ對する輕侮心は益增長したと思はれる。

取締の弛緩

第二は內地の取締の弛緩したことである。當時日本は、南北朝の時代で、群雄は各地に割據して相爭ひ、朝廷の政令が邊境にまで徹底しなかつた。そこで邊境の人民は取締の弛緩に乘じ、輕侮せる外國へ向つて通商を試みると同時に、侵掠を試みるに至つたと思はれる。

侵掠の有利

第三は物資獲得の有利なることである。通商は固より物資の交換を目的としたものであつたが、これが制壓せられて思ふやうに物資を得る能はざる時は、往々變じて暴力に訴へざるを得なかつた。倭寇の出沒した處は高麗でも支那でも殆無人の地を行くが如く、到る處に掠奪を恣にし、少なからぬ獲物があつた。かゝる有利な仕事は、彼れ等を驅つて益これに赴かしめたと想はれる。故に通商の倭舶も時に變じて倭寇となることが屢あつた。

(高麗に於ける倭寇)　倭寇侵掠の狀況は高麗の方面と明の方面とに分つて述べなければならぬ。高麗の方では忠定王二年、即ち元の順帝至正十年(日本正平二年・西暦一三五〇年)から恭讓王三年、即ち明の洪武二十四年(日本元中九年・西暦一三九一年)まで約四十年間、倭寇の侵掠のなかつた年は殆なく、又高麗の各道も倭寇の侵掠を蒙らぬ地方は殆なかつた位である。特に辛禑の時代即ち明の洪武八年(日本天授元年・西暦一三七五年)以後十四年間は、高麗に於ける倭寇の最盛の時期であつた。而してその最も甚しく侵掠を蒙つた處は慶尙道・全羅道及び忠淸道で、これに次ぐのが江原道・京畿道であつた。つまり日本に近い地方程被害が多かつた譯である。辛禑の元年(西暦一三七五年)に高麗では全羅道の元帥金先致に命じて、もと倭寇の一人で高麗へ降つた藤經光を誘ひ殺さんとしたことがある。然るにその計畫は漏れて、藤經光は部下を率ゐ海に浮んで逃れ去つた。初め倭寇は各地を侵掠しても安りに人民を殺さなかつた。これはよく日本人の殘忍でない民族性を現はして居ると思ふ。處が藤經光誘殺の計畫が顯はれてより、倭寇は頗これを憤り、侵掠する毎に屠殺する所多く、全羅道の沿岸は蕩然として空虛になつたと記されてある。幾分誇大なる書き方と思はれるが、當時の倭寇が如何に激烈であつたかを窺ふことが出來よう。

倭寇の最盛期

藤經光等の復讐

倭寇の殺掠

(元・明に於ける倭寇)　元明に於ける倭寇を觀察するに、これは高麗ほど甚しくはなかつた。元末には內亂紛起して國家の記錄が十分でないから判らないが、明の時代になると、太祖の一代即ち洪武元年(日本正平二十三年・西暦一三六八年)より三十一年(日本應永五年・西暦一三九八年)までの實錄を通覽すれば、倭寇に關する記載のない歲は殆稀である。この倭寇の侵掠した場處は高麗に近い山東沿岸が最も甚しく、それから江蘇・浙江・福建・廣東の地方に及んで居る。侵掠の模樣は委しくは分らないが、當時明の方では頗これに困しみ、防備に注意をした。即ち洪武十七年(日本元中元年・西暦一三八四年)に太祖は湯和(信國公)に命じて海岸を巡視せしめ、山東・江蘇・浙江方面の沿海に五十九城を築き備倭行都指揮使司を置いた。而してその兵士は人民の四丁から一人を取り、五萬八千七百人を得て分戍せしめた。同じき二十年(日本嘉慶元年・西暦一三八七年)に浙江沿海の諸衞所の兵士六萬二千八百五十三人に、人毎に鈔五錠を賜はつた。又その翌年には福建の沿海に五衞指揮使司と十二の千戶所とを置いて倭寇に備へたことが見えて居る。これらの都司・衞所等には單に防備の兵士を置いたのみならず、船舶をも準備せしめた。初め洪武六年(日本建德六年・西暦一三七三年)に

太祖時代の倭寇

備倭行都指揮使司の設置

慶德侯廖永忠が快船を造つて倭を防ぐべきことを建議し、太祖はその意見に従つたこともあつた。

廖永忠の建議

（參照）廖永忠の建議

臣聞禦寇莫レ先二於振一レ威、威武莫レ先二於利一レ器、用レ今陛下神聖文武、定二四海之亂一レ君レ主萬國一、民庶安樂、臻二於太平一、而北虜遺孽、遠遁萬里之外一、獨東南倭夷、負二其鳥獸之性一、時出剽窃一、以擾二瀕海之民一、陛下命レ造二海舟一、捕二此寇一、以奠二生民一、德至盛也、然臣窃觀、倭夷竄伏海島一、因レ風之便一、以肆二侵掠一、其來如二奔狼一、其去若二驚鳥一、來或莫レ知、去不レ易レ捕、臣請令二廣洋・江陰・橫海・水軍一、四衞一、添二造多櫓快船一、命二將領一レ之、無事則沿レ海巡徼、以備二不虞一、若倭夷之來、則大船泊レ之、快船逐レ之、彼欲レ戰不レ能レ敵、欲レ退不レ可レ走、庶乎可二以剿捕一レ也、上善二其言一レ從レ之。（洪武實錄）

その後洪武二十三年（日本明德元年庚申）に及び沿海の衞所及び巡檢司に命じ、凡て二隻の船を具へて海上の盜賊を巡察せしめて居る。これ等の事實に徵すれば、明の方面にも倭寇の患害が頗甚しかつたことが知られるであらう。

其二　高麗及び明の倭寇對策

（高麗と日本との交涉）　かく倭寇が高麗や明を侵した爲めに、茲に兩國と日本との間に倭寇問題に關して交涉が開かれることになつた。その交涉は我が南朝と北朝とに交錯して居る。卽ち高麗の恭愍王の十五年（日本正平二十一年・元至正二十七年・西曆一三六一年）にその使が對馬へ來つて和好を通せんことを求め、且海賊船の禁止を請求した。翌年（日本正平二十二年・明洪武一三六二年）にもまた高麗の使が兵庫へ來つて、倭寇を禁止せられんことを請求した。その時の國書の中に

高麗の使節對馬へ來り又兵庫へ來る

海賊數多、出二自貴國地一、來侵二本省一、合浦等燒二官廨一、擾二百姓一、甚至二殺害一レ于レ今十有餘歲、海船不レ通、邊民不レ得二寧處一。（善隣國寶記）

といふ語があつた。然るに日本の北朝ではこれに對して答書を贈らなかつた。その後倭寇の侵掠が益盛になつたので、高麗からは辛禑の元年（日本天授元年・明洪武八年・西曆一三七五年）と二年とに、前後兩回その使者が來つて、倭寇を禁せられんことを請求したが、やはり要領を得ることは出來なかつた。但、日本では使者の歸る時に僧の周佐個人の名で書を贈つた。これは幕府が公式の交涉を避けたものであるけれども、實際はその意を承けた返答に過ぎない。この書には

足利幕府の處置

惟我西海道一路九州、亂臣割據、不レ納二貢賦一、且二十餘年矣、西邊海道ノ頑民、觀レ釁出寇、非レ我、

高麗の遷都計畫

偸弘信の高麗派遣

鄭夢周の來朝、北朝の對倭策

所ㇾ爲、是故朝廷遣ㇾ將征討、深入ㇾ其地ㇾ、兩陣交ㇾ鋒、日以相戰、旬幾克復ㇾ九州ㇾ、則誓ㇾ天指ㇾ日、禁ㇾ絶海寇ㇾ、（高麗史卷百三十三）

というて居る。これに據れば今日本は戰亂があつて、特に九州地方には政令が及ばない。故に邊民が海外へ出でて侵掠するを禁ずることが出來ぬ。若し九州を平定したならば、これを禁絶しようといふのである。その翌年（日本天授三年・明洪武七年）に倭寇は益盛となつたので、高麗では一時鐵原（江原道）に遷都せんとしたが果さず、使者を日本へ送り、重ねて禁寇の請求に及んだ。時に日本からは僧の弘信を遣はし高麗に告げしめたが、その中に

草竊之賊、是遁逃輩、不ㇾ遵ㇾ我令ㇾ、未ㇾ易ㇾ禁、（高麗史卷百三十三）

とある。東國通鑑に據ると、日本の僧信弘（これは弘信の誤であらう）は倭寇と兆陽で戰つて一艘を捕獲し、被虜の婦女二十餘人を還したといふ記事が見えて居る。兎に角これ等の事實に徴すると、當時日本の北朝政府は屢禁寇の請求を受けたに拘はらず、政令の邊境に徹底しないが爲めに、未だ禁絶することは出來なかつたのであらう。その翌年には高麗の鄭夢周が來り、重ねて前請を述べたので、九州探題の今川了俊は、捕へ來つた俘虜數百人を還したことがある。けれども倭寇の侵掠は猶益盛であつた。辛禑の六年（日本天授六年・明洪武十三年・西曆一三八〇年）八月に倭船五百艘が鎭浦口へ來つて上陸し、各地を侵掠した。その時の有樣を高麗史に記して

倭寇の活動狀況

恣行ㇾ焚掠、屍ㇾ蔽ㇾ山野、轉ㇾ穀于其船、米棄ㇾ地厚ㇾ尺、（高麗史卷百十四、羅世傳）

とある。この記事は頗誇大に過ぎて居るやうであるが、侵掠の激烈であつた有樣は想像される。當時高麗軍は火砲を以て倭船を焚いてこれを破つたが、倭寇の侵掠はこれから一層活潑となり、全羅・慶尙・忠淸三道の沿海の地は、その禍害を受けて蕭然一空といふ狀態になつたといはれてゐる。

李成桂の倭寇擊破

李成桂は南方三道の巡察使であつたが、辛禑の六年（日本天授六年・明洪武十三年・西曆一三八〇年）九月に雲峰（全羅北道南原郡雲峰面）といふ處で倭寇と戰ひ、大にこれを破つた。これが彼れの功業の第一として數へられる所のものである。けれども倭寇の勢は毫も衰へず、高麗沿海の地方でその侵掠の禍にかからない處はなく、特に慶尙・全羅兩道は殆倭寇の巢窟ともいふ可き有樣であつた。然るに恭讓王の元年（日本康應元年・明洪武二十二年・西曆一三八九年）に至つて、慶尙道の元帥朴葳等は兵船を率ゐて來つて、對馬へ寇し焚掠して去つた。卽ち高麗の方から復

高麗軍の對馬來寇

朝鮮太祖の禁寇要求

足利幕府の倭寇取締

警的に日本へ侵入したものであらう。その後幾もなく（日本元中九年・明洪武二十五年・西暦一三九二年）高麗の恭讓王は位を李成桂に讓り、玆に朝鮮の太祖の即位を見るに至つたことは前述の通りである。太祖は使を日本へ遣はし、更に禁寇の請求をなした。時に日本では後龜山天皇が京都へ還幸になり、後小松天皇の即位された年に當り、足利義滿が政權を握つて居つたが、朝鮮へ對してはやはり僧侶の名で左の答書を贈つた。

（前略）貴國僧覺鎚來、將諸相國名、達書于我征夷大將軍府、諭以海寇未息、兩國生釁、此事誠如來言、海隅民敗壞教化、實我君臣之所耻也、今將申命鎭西守臣、禁遏賊船、放還俘虜、必當備兩國之鄰好、永結二天之歡心、實所願也、然而我國將臣、自古無疆外通問之事、以是不克直答來教、仍命釋氏某代書致敬、非慢禮也、今遣臣僧壽允、細陳情實、乞僉察焉、不宣、（善隣國寶記）

これを見ればその倭寇禁止の方針が窺はれるのみならず、足利幕府の政令が多少邊境へ及んで來たので、倭寇は朝鮮方面に於いては漸く少くなつたことが知られる。當時明と日本との關係は果して如何であつたらうか。

（明と日本との交渉）　洪武二年（日本正平二十四年・西暦一三六九年）に明の太祖は行人の楊載を日本へ

明使の渡來

日本使節の渡明、明僧の渡來

征西府の強硬策と足利氏の緩和策

遣はして、倭寇の侵入を詰問せしむることになつた。楊載は九州へ來つて南朝の征西將軍懷良親王の許に至り

宜朝則來廷、不則修兵自固、倘必爲寇盜、即命將徂征耳、（明史卷三百二十二、日本傳）

と述べたが、懷良親王は毫もその請求を取合はれなかつた。そこで太祖は翌年更に萊州府同知趙秩を日本へ遣はし、重ねて前請を述べしめた。然るに彼は元の曾て遣はした使者趙良弼の子孫であらうと疑はれて殺されんとしたが、辯解して纔かに免れたといはれる。時に日本の方からも使を遣はして馬及び方物を贈り、且明州・台州で捕虜にした人口七十餘人を送還した。けれども明の沿海に於ける倭寇は猶息まなかつたのである。因つて洪武六年（日本文中二年・西暦一三七三年）に明は日本の使者の歸國を送ると同時に、僧の祖闡・克勤等八人を遣はし、懷良親王へ大統暦や種々の方物を贈つて來た。これは日本の國俗が佛教を信ぜるを以て、僧侶を遣はして誘はんとしたのである。處がこの豫想は外れて、彼れ等は暫く拘留せられ、遂に目的を果すことが出來ずして還つた。かく日本の征西府の明に對する態度は甚强硬であつたが、足利幕府の明へ對する態度は頗緩和せられて居つた。洪武九年（日本天授二年・西暦一三七六年）に足利義滿

僧文珪の派遣

明太祖の日本國王を諭す書

の方から僧の文珪を明へ遣はしたことが見える。これは恐らく明から遣はされた使者に對する報使であらう。その後洪武十三年（日本天授六年・西暦一三八〇年）に日本から明へ赴いた使者は、單に足利義滿から明の丞相へ贈る書狀を持參したが、その言辭は頗傲慢であつたといはれる。そこで明の政府はこれを斥け、更に使を遣はして、日本國王を諭す勅書を齎し來らしめた。その勅書は卽ち左の通りである。

曩宋失馭、中土受殃、金元入主、二百餘年、移風易俗、華夏腥膻、凡士君子孰不興怨、及元將終、英雄鼎峙、聲教紛然、時朕控弦三十萬、礪刃以觀、未幾命大將軍、律九伐之征、不逾五載、戡定中原、蠢爾東夷、君臣非道、四擾隣邦、前年浮辭生釁、今年人來、否眞實非、疑其然而往問、果較勝負於必然、實搆隙於妄誕、於戲渺居滄溟、罔知帝賜奇甸、傲慢不恭、縱民爲非、將必殃乎、故茲詔諭、想宜知悉、（明高皇帝御製文集卷一）

つまり元末の大亂に方り、朕は三十萬の兵を擁し五歲を出でずして悉く中國を平定した。蠢爾たる東夷の君臣、非道にして中國を侵す。今年使者が來たけれども眞僞が分らぬから、往いて事實を調べることにする。遠く海を隔てて居つて中國の盛を知らず、傲慢不恭にして人民を縱つて非違をなさしめて居るが、必天の禍に罹るであらう。故に特に書を賜はつて諭すといふのであつた。然るにこの書は京都の方へ達せずして南朝の征西府の方へ達せられたやうである。そこで懷良親王からはこれに對して返書を贈られた。その返書は實に痛快を極めたもので、大に日本人の爲めに氣焰を吐いてある。文中に臣とか陛下とかいふ文字が見えて居るが、これは先方で改めたものかも知れない。

明の勅書征西府に達す

懷良親王の答書

臣聞三皇立極、五帝禪宗、惟中華之有主、豈四裔之無君、乾坤浩蕩、非一主之獨權、宇宙寬洪、作諸邦以分守、蓋天下者天下之天下、非一人之天下也、臣居遠弱之倭、裨小之國、城池不滿六十、封疆不足三千、尙存知足之心、陛下作中華之主、爲萬乘之君、城池數千餘、封疆百萬里、乃有不足之心、常起絕滅之心、夫天發殺機、移星換宿、地發殺機、龍蛇走陸、人發殺機、天地反覆、昔堯・舜有德、四海來賓、湯・武施仁、八方奉貢、臣聞天朝有興戰之策、小邦亦有禦敵之圖、論文有孔孟道德之文章、論武有孫吳韜略之兵法、又聞陛下選股肱之將、起精銳之師、來侵臣境、水澤之地、山海之州、自有其備、豈肯跪途而奉之乎、順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、臣何懼哉、倘君勝臣負、且滿上國之意、設臣勝君負、反作小邦之羞、自古講和爲主、罷戰爲强、免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛、特遣使臣、敬叩丹陛、

惟上國圖之（明史卷三百二十二、日本傳）

明の太祖はこの書を見て大に怒りその使を却けた。けれども前に元の失敗があるから、敢て兵を出して日本を伐つことは爲し得なかつた。當時、明では丞相胡惟庸の謀逆が露はれて殺されたが、未だ彼れが寧波衞指揮の林賢と共に、日本へ通ずる計畫をしたことは知られなかつた。處が洪武十九年（日本元中三年・西暦一三八六年）に至つて此の計畫が曝露したので、太祖は怒つて林賢を殺し、且日本との交通を絶つことにした。而して皇明祖訓にはその理由を記して

以日本隔海僻在一隅、得其地不足以供給、得其民不足以使令、故興兵致伐、著爲訓章、絶其往來、

というて居る。當時明の太祖は不征の國十五を定めたが、その中に日本も加はつて居つた。けれども倭寇の侵掠は毫も停まず、山東・江蘇・浙江・福建・廣東の沿岸に出沒することは依然として變らなかつたのである。

然るに洪武二十五年（西暦一三九二年）に及び、日本は南北朝の合一となり、足利幕府の政令が邊境にまで及んだものと見え、倭寇は漸く減少して來た。同じき二十八年（日本應永二年・西暦一三九五年）には足利義滿から使を明へ遣はしたが、明と足利氏との間に和親交通が成立つに至つた。その後幾もなくして明の太祖は崩じ、惠帝卽ち建文帝が位に卽いた。建文三年（日本應永八年・西暦一四〇一年）に足利義滿は筑紫の商人肥富と僧祖阿とを遣はして、金銀その他の方物（薄葉千帖・扇百本・屛風三双・鎧一領・劍十腰・刀一柄・硯箱・文臺）を持參し、漂流人と共にこれを明へ送つて好を修めしめた。翌年その使者が還る時に、明使も共に來つて國書を義滿へ呈したが、その文に

（前略）玆爾日本國王源道義、心存王室、懷慕君之誠、踰越波濤、遣使來朝、歸逋流人、貢寶刀・駿馬・甲冑・紙硯、副以良金、朕甚嘉焉、日本素稱詩書國、常在朕心、第軍國事殷、未暇存問、今王能慕禮義、且欲爲國敵愾、非篤於君臣之道、疇克臻茲、今遣使者道彝・一如班示大統曆、俾奉正朔、賜錦綺二十疋、至可領也、嗚呼天無常心、惟敬是懷、君無常好、惟忠是綏、朕都江東、於海外國、惟王爲最近、王其悉朕心、盡乃心思、恭思（思字恐衍）順以篤大倫、毋負容、逋逃毋縱姦宄、傳天下以日本爲忠義之邦、則可名于永世矣、王其敬之、以貽子孫之福、故茲詔諭、宜體眷懷（善隣國寶記）

とあるは、全く日本を藩屬視した書き方である。この頃明には內亂があり、成祖が纂

胡惟庸の謀逆事件

日・明兩國の通交斷絶

日本の統一と倭寇の減少

足利義滿の使節派遣

明使の國書贈呈

明の成祖の纂立

足利義滿また使を明へ遣はす

足利氏の對明態度

明の足利氏利用

立したので、足利義滿は使者を遣はして賀表を奉呈したが、日本國王臣源表といひ、明の威德の海外に及べるを說き、今使者を遣はして貢獻するといふて居る。又永樂二年（日本應永十一年・西曆一四〇四年）には倭寇の渠魁二十五人を虜にして明へ送つたことがある。全體足利氏の明に對する態度は、九州征西府の態度とは全く異つて居つた。その外交文書を草したものは、主として僧侶であつたのみならず、足利氏は固より大義名分の何たるかを辨へない位であるから、外交文書に卑屈の態度の現はれたのも怪しむに足らないが、足利氏としては日・明の交通を回復し、彼の物資を得てその財政に資せんとした點もあつたらう。而して明の方では何處までも足利氏を利用して倭寇を禁絕せしめんと圖り、義滿の態度を讃え、功績を賞揚し、殆諂諛に近い言辭を弄して、その虛榮心を釣らんとした。それ等の事は明から數回に亙つて贈り來つた國書の內容を窺へば、思ひ半に過ぐる所があらうと思ふ。さればこの年に報使として來つた明の使者が還つた後に明から贈られた國書に

皇帝勅諭日本國王源道義、使臣回言、王脩德樂善、忠良恭謹、朕深爾嘉、又能遵奉朝命、禁止壹岐・對馬諸島之人、不爲海濱之害、用心勤至、尤爲可嘉、自今王更宜戒戢其民、使皆就

明の國書

足利義滿の死去、義持の嗣立

農樂業、王其有無窮之令名、故勅、（善隣國寶記）

といひ、當時倭寇の減少したのを義滿の功績となし、頗これを賞揚して益その希望を達せんとした。また翌々年卽ち永樂四年（日本應永十三年・西曆一四〇六年）の國書には

（前略）且以王之感格于朕皇考之心、與上天之心者言之、若對馬・壹岐等遠島、海寇出沒、劫掠海濱、朕命王除之、王卽出師殲其黨類、破其舟檝、擒其渠魁、悉送京師、王之尊敬朕命、雖身在海外、而心實在朝廷、海東之國、從古賢達、未有如王者、朕心嘉慰、深用褒嘉、自今海上居民、无劫掠之虞者、王之功也、如此豈不可以上合天心與朕皇考之心乎、王之令名、自此永著、光昭青史、傳於不磨、豈惟王一身有無窮之譽、雖王之子孫、此濟其美、亦永有無窮之譽矣、（下略）（善隣國寶記）

といひ、その翌年の國書にも倭寇禁絕の功を賞め讃へて

（前略）王之修身體道、樂善不倦、昭令德於東隅、播芳譽於中國、垂光青史、與天地悠久、誠所謂賢人君子有志大丈夫哉、日本自有國以來、如王之賢達者、蓋未之有也、（下略）（同上）

というて居る。かかる明の外交政策は功を奏し、足利義滿の在世の間には、倭寇は絕無とはいはれぬが、確かに少くなつたことは疑ない。故に永樂六年（日本應永十五年・西曆一四〇八年）に

義滿が歿した時には明から使者が來つて祭文を呈し、恭獻王の謚を贈つた。

足利氏對明政策の變化

足利幕府は義滿の歿後に義持が嗣いだ。彼れは初めのうちは使者を明へ遣はして捕虜の海賊を送つたこともあつたが、對明の政策は義滿の死後漸くその方針を異にするやうになつて來た。卽ち明へ對して恭順の意を表さなくなつたのである。從つて永樂九年（日本應永十八年、西曆一四一一年）に來朝した明使は、阻止されて京師に入るを得ず、兵庫から遁れ歸つた。その後二・三年間に、倭寇は昌化（廣東省昌江縣）楚門（浙江省玉環縣東北）昌平（河北省昌平縣）旅順口・金山衞（江蘇省松江縣東南）等に出沒して居る。要するにこれは足利氏の對明政策の方針が變つた影響であらう。

倭寇の再發

かくて倭寇はまた再盛になつて來たので、永樂の十四年に明は將を遣はし、兵を海上に鍊つて倭寇を防がしめ、翌年（日本應永二十四年、西曆一四一七年。）倭寇首領の送還にことよせて、更に使を日本へ遣はしたが、その國書の內容は從來のものと頗異つて居る。これは足利幕府の對明政策の方針變更の結果とも見られよう。卽ちその國書は

明の國書

爾父道義、能敬天事、大恭脩職貢、國人用安、盜賊不作、自爾嗣位、反父之行、朝貢不供、屢爲邊患、豈事大之道、天生斯民、立之主宰、大邦小國、上下相維、無非欲遂民之生耳、爾居海東

嶼爾之地、乃憑恃險阻、肆爲桀驁、群臣屢請發兵問罪、朕以爾狗盜鼠竊、且念爾父之賢、不忍遽絕、曲垂寬貸、冀爾悔悟、比日本之人復寇海濱、邊將獲其爲首者、送京師、罪當棄市、朕念其人或爾所遣、未忍深究、姑宥其罪、遣使送還、爾惟迪父之行、深自克責、以圖自新、凡比年並海之民、被掠在日本者、悉送還京、不然爾罪益重、悔將無及、（皇明太宗實錄永樂十五年の條）

といふのであつた。けれども義持はその使者を延見しないので、使者は使命を達せずして空しく歸り去つた。翌年、明使はまた來朝して國書を幕府に差出したのである。時に細川滿元は管領として義持を輔佐して居つたが、僧西堂をして左の意味を明使へ通ぜしめた。

征夷大將軍某、告于元容西堂、今有大明國使臣來、說南國往來之利、然而有大不可者、本國開闢以來、百皆聽諸神、神所不許、雖云細事、而不敢自施行也、頃年我先君、惑於左右、不詳肥官（官字富誤）口辨之徒、猥通外國船信之問、自後神人不和、雨暘失序、先君尊亦殂落、其易簀之際、以冊書誓諸神、永絕外國之通問、執辜先君之命、而犯諸神之憲章哉、去歲既命古幢長老往諭此意、今有使而至、蓋前諭未達也、又責以海島小民、數侵邊圍、是實我所不知也、今倘云止之、則前亦知而令之也、豈有人主而敎民爲不善乎、何不思之甚矣、雖然遁逃亡命、

足利氏の態度宣明

或竄身於復絶之海島、時時出害邊民者、恐有之、當命沿海之吏制焉、西堂宜以此件款款說之、（善隣國寶記）

日本の態度がかくの如くであるから、明使は勿論要領を得ることが出來ずして歸つた。足利氏も亦暫く明との交通を絶つたのである。從つて倭寇は益各地に出沒したが、永樂十七年（日本應永二十六年・西曆一四一九年）に鎭守遼東左都督の劉江が、金州衞附近の望海堝（關東省金縣東南）に於て大に倭寇を破つたことがあつた。この後倭寇は暫くの間現はれなかつたといはれる。同じき二十一年（日本應永三十年・西曆一四二三年）に足利義持は職を義量に讓つたが、宣宗の宣德四年（日本永享元年・西曆一四二九年）に義量は殘して義敎が嗣いだ。これまで日本は使を明へ通じなかつたこと殆十餘年になるが、同じき六年（日本永享三年・西曆一四三一年）に明使がまた日本へ來つて義敎を說諭した。翌年義敎は再使を明に遣はして書狀を贈つたが、宣德の年號を用ゐ日本國王臣源義敎というて居る。卽ち足利氏の對明政策は此に至つてまた軟化し、義滿時代の態度に復歸したのである。故に同じき八年（日本永享五年・西曆一四三三年）に明の宣宗から義敎に與へた勅諭には

（前略）惟王、日本表秉禮儀、我國家肇造區宇、恭脩職貢、未嘗或怠、遽爾父王道義、事我皇祖

太宗文皇帝、恭謹之誠、貫于金石、是以皇祖天恩優加、亦超越夷等、載在國史、永永光華、爾父既歿、使命不通、蓋亦有年、王今嗣主國事、獨能持忠孝之志、脩繼述之功、所謂卓然聰明特達者也、雖古賢王、何以過哉、（下略）（善隣國寶記）

といひ、殆藩屬に對するが如き態度であつた。然るに義敎は明の使者を優遇し、室町の邸宅に於て盛宴を開き、且使者の還る時に報使を遣はして居る。英宗の正統六年（日本嘉吉元年・西曆一四四一年）に義敎は歿し、翌年義勝が嗣いだが、その對明政策の方針は依然として變らず、兩國の使者が往來して和親交通をなすと同時に、民間の互市貿易も盛に行はれて倭寇の出沒は殆なくなつたのである。然るに世宗の嘉靖三十年（日本天文二十年・西曆一五五一年）以後になると、再倭寇の出現を見ることになつた。その事實は後期の倭寇として別章に於て述べるであらう。

第四節　明と安南との關係

其一　安南陳氏の狀勢

明と蒙古との關係及び明と高麗・日本との關係は已に敍したから、更に南方に於け

元と安南との關係

陳友諒・朱元璋の安南通交

陳日煃使を明に遣はさんとす

る明と安南との關係を述べることにしよう。

（陳氏と元・明との關係）　安南は陳氏がその國に君臨して居り、元の世祖の時代に討伐を受けたけれども、全然臣服した譯ではなく、ただ元に對して恭順の意を表し、歲時の朝貢を怠らなかつたに過ぎない。故に元末に至るまで、元と安南との關係に就いては、何等特に記す可き程のことがなかつた。然るに元末の爭亂が起るに及び、安南と支那南方の群雄との間に、或る關係が起つたやうである。これは支那の史上には見えないが、安南の記錄（大越史記全書）に載せられて居るから茲に紹介して置かう。即ち元末の群雄の中で、陳友諒は至正十四年（西曆一三五四年）に使を安南へ遣はして好を通じた。朱元璋（明の太祖）も同じき十九年（西曆一三五九年）に使を安南へ遣はして好を求めた。その後（至正二十一年・西曆一三六一年）朱元璋が陳友諒を攻めた時に、友諒は援を安南に請はしめたことになつて居る。けれどもこれが果して事實であるか否かに就いては、尙疑を容る可き餘地があるやうに思はれる。但、當時既に安南と支那との間に政治的關係の存在して居つたことは認めて差支ないであらう。

明の洪武元年（西曆一三六八年）に安南王の裕宗即ち陳日煃は、明が廣東・廣西の地方を定め

明太祖の安南遣使

明の詔書

太祖、安南・占城の二國に詔諭す

たことを聞いて、使を通ぜんとしたが果さなかつた。然るに明の太祖は使者を遣はして左の詔書を贈り、建國の事情を告げた。

昔帝王之治天下、凡日月所照、無有遠近、一視同仁、故中國奠安、四方得所、非有意于臣服之也、自元政失綱、天下兵爭者十有七年、四方遐遠、信好不通、朕肇基江右、掃群雄、定華夏、臣民推戴、已主中國、建國號曰大明、改元洪武、頃者克平元都、疆宇大同、已承正統、方與遠邇、相安于無事、以享太平之福、惟爾四夷君酋帥等、遐遠未聞、故茲詔示、（馭交記卷三）

かくの如き詔書は、勿論安南のみに賜はつたものではなく、他の藩屬諸國へも頒つたのであらう。安南の方からも使者を遣はして朝貢することになつた。明は裕宗を安南國王に封じたが、使者の未だ達せぬうちに裕宗は歿し、その弟藝宗（陳頤）睿宗（陳暾）が相次いで立ち、封爵を嗣ぐことになつた。睿宗は位をその子睨（睨は明の記錄にては日焜と稱して居る）に讓つたが、時に明の洪武十年（西曆一三七七年）である。當時安南と占城とは屢相爭ひ相攻めたので、その翌々年（洪武十二年）に明の太祖は二國に詔諭して爭を罷めしめんとしたが、何等の効果はなかつたのである。

（參照）明太祖賜安南詔

安南黎氏の專横及び簒位

朕居中國、統天下、法古帝王、一視同仁、毎欲使四夷俱安、近者海外諸國、皆來臣服、貢獻方物、占城上言、安南出兵、連年侵境、朕未知實否、今爲爾兩國言之、和睦隣境、乃保國之善道、故善爲國者、各守其封疆、各安其民人、上順天道、天必祐之、世澤得以長久、若各不安分、搆怨交兵、縱其君長身雖無損、而害及生民、又何利乎、甚而至於天地神人同憤共怒、其患將不可測者、此豈保國之道哉、朕爲天下主、治亂持危、理所當行、今遣使諭爾兩國、若彼此果有所爭、卽當罷兵、以和睦鄰境爲念、畏天保民、安疆土、以永傳于子孫、豈不美歟、故茲詔示、（馭交記卷三）

（黎氏の簒立と安南の諸制度　安南にては睿宗の外戚黎季犛が、小司空兼行樞密大使となり、占城征伐の功を恃み漸く權力を專にし、遂に王を廢して藝宗の子順宗（陳顯）を立てた（明洪武二十一年西暦一三八八年）。順宗は幼少であつたから、黎季犛及びその子の漢蒼が實權を掌握し、占城との交爭も相變らず繼續して居つた。且、都を淸化府（故交州府西南八百支里）へ移して窃かに簒奪の計畫を進めたのである。かくて明の建文元年（西暦一三九九年）遂に順宗を廢してこれを弑し、その子炎を立てたが、幾もなくしてその位を簒ひ、國號を大虞と稱し、姓を胡と改め聖元と建元し、更に位をその子漢蒼へ傳へ、自ら太上皇と稱した。

漢字漢文の使用、支那制度の模倣

政治組織と軍隊制度

學校及び科擧の制度

安南が支那の文化を傳へたことは頗古く、漢字・漢文を使用せるは勿論、制度文物等すべて範を支那にとつたものが多い。陳氏の時代には宋・元の制度に倣つた點が少くなかつた。卽ち中央の官廳には尙書省・門下省があり、樞密院・宣徽院・御史臺があり、廷尉寺・宗正寺・勸農司等があり、平章事・參知政事・知樞密院事・宣徽院使・御史大夫等の職が置かれた。地方行政區劃は路・府・州・縣に分ち、路は府を統べ、府は州を統べ、州は縣を統べしめ、路に安撫使を置き、府に鎭撫使を置き、州に通判僉事を置き、縣に令・尉・主簿等を置き、戶籍・錢穀・獄訟等の一切の民政を掌らしめた。又別に都督府・都護府・都統府・總管府等を置いて兵馬の權を握らしめた。又黎季犛の專政の時代には學校及び科擧の制度が施行せられた。卽ち順宗の九年（洪武二十九年・西暦一三九六年）に科擧試驗を鄕試・會試となし、これを四場に分ち經義・詩・詔・制・表・策等を課することとし、翌年學校は路・府・州・縣に各一學官を置いて、官田を給し生徒を敎訓することにした。これ等の規定が果して何れ程實行せられたかは分らないが、支那文化模倣の跡は蔽ふことが出來ない。特に黎漢蒼が立つに及び、その施設に記す可きものが少くない。卽ち大虞の官制・刑律を定め、戶籍を造り限名家奴法を立て、常平倉を置き、道路を修め、稅法を改定し軍制を確

立したことが見えて居る。

黎漢蒼時代の諸制度

（參照）田租（前朝畝徵粟三升、今徵五升、桑洲（前朝畝徵錢九錢或七錢、今徵上等畝鈔五緡、中等鈔四緡、下等鈔三緡、丁男歲供錢、前徵三錢、今照田止五高、徵鈔五陌、六高至一畝、徵一緡、一畝一高至五高、徵一緡五陌、一畝六高至二畝、徵二緡、二畝一高至五高、徵二緡六陌、二畝六高以上、徵三緡、丁男無田、及孤兒寡婦有田、停徵、（大越史記全書本記全書卷八）漢蒼定南北班軍、分爲十二衞、殿後東西軍分爲八衞、每衞十八隊、每隊十八人、大軍三十隊、中軍二十隊、禁衞都五隊、大將軍統之、（上同）

安南黎氏使を明に遣はす

其二　安南黎氏の獨立

（黎氏と明との關係）　黎氏の簒立は未だ明國の承認を得て居らぬから、是非これを得る必要があつた。然るに當時明の方では靖難の內亂が起つて、外國方面を顧みる餘裕がなく、安南も亦遣使を見合せて居つた。故に兩國の間は暫く何等の交涉も起らずして經過したのである。永樂元年（西曆一四〇三年）に成祖が立つに及び、安南から上表して賀意を述べ、且陳氏の子孫が全く絕えて立つ可きものがないので、黎氏が止むを得ず、その後を承けた旨を述べた。明の方では安南の眞相を究むるに遑なく、暫くその

明、黎氏を安南王に封ず

の言に從ひ、胡氏即ち黎氏を封じて安南國王となした。然るにその翌年老撾から使を遣はし、且陳日焜の孫と稱する陳天平といふものを護送して來朝せしめた。この陳天平の上奏によつて、黎氏が弑逆の大罪を犯した事實が明になつたのみならず、陳天平は更に明に對して黎氏を討伐して、陳氏の安南を回復せられんことを懇願に及んだ。その時丁度安南から黎氏の使者が明へ來たので、これを詰問すると遂一その事實を白狀し、陳天平の上申する所と相符合した。そこで永樂三年（西曆一四〇五年）に成祖は使を安南へ遣はして弑逆の罪を詰問に及んだ。すると安南の方では使者を明へ遣はし、陳氏の子孫に天平といふものがあるならば、それを迎へて安南王にしたいと申込んだ。因つて明では五千の兵を附して天平を安南へ護送することになつた。然るに翌年彼れ等が廣西より安南の境內に入り、芹站（諒山北方）に至らんとした時、不意に安南の伏兵が起つて、護送し來つた天平を殺し、且つ明の使者をもその場で殺してしまつた。而して安南からは明へ對して、

陳天平の來訴と明の安南詰責

安南軍、陳天平及び明使を殺す

安南は敢て大明に抵抗するものではない。彼の陳天平と稱するものは陳氏の子孫と僞稱したものであるから、これを殺して安南人民に謝したのである（明朝紀事本末卷二

（十二）

と言うた。この行爲は明に對する宣戰と同樣に見做すことが出來よう。當時成祖は既に內亂を平げたが、猶北顧の患は存して居つた。けれども斯くの如き不法の行爲を默過することは、大國の面目と威信との上から到底出來ない立場にあつた。そこで愈安南討伐を決行することになつたのである。

明軍の進發

（明の安南征討）　永樂四年（西曆一四〇六年）七月に明の成祖は成國公朱能を征夷大將軍とし、西平侯沐晟と新城侯張輔とを左右副將軍とし、南方各省の諸軍を發して、これを二道に分ち、一軍は廣西の憑祥（廣西省憑祥縣）から進み、これには京畿・荊湖・閩浙・廣東・廣西方面の諸軍が屬した。一軍は雲南の蒙自（雲南省蒙自縣）から進み、これには四川・雲南・貴州方面の軍が屬した。然るにその進軍の途中で朱能が歿したので、張輔が代つて大將軍となつた。その年の十月に張輔は憑祥より、安南國境の雞陵關・隘留關等の要所を破つて侵入し、檄文を散布し黎季釐の二十罪を數へ、陳氏の子孫を立てんとする意味を述べ（この檄文は原文は載す）、更に進んで富良江に達した。他の一軍は蒙自より進み、安南北境の要關を降し、更に進んで洮江の附近へ達した。かくて兩軍は遂に一に合し、安南の東都を

明軍、安南の各地を降す

攻めてこれを下し、更に西都を攻めんとした。處が西都の人々はその宮殿を焚いて海上へ遁れ、各地も皆風を望んで降ることになつた。その翌年には安南の未だ服しなかつた地方を悉く平定し、五月には黎季釐及び漢蒼の父子を捕虜にして安南全土を征服するに至つた。これより先き同年三月に安南國中の耆老千百二十人は軍門に詣つて、その地に中國の如き郡縣制を敷かれんことを請願した。そこで張輔は上奏して交趾の布政司・按察使司及び都指揮使司を設け、十七府・四十七州・百五十七縣・十一衞を支配することになつた。その人口は三百二十萬と稱せられ、外に蠻人二百〇八萬七千五百人を數へて居る（皇明四夷考卷上）。

黎季釐父子の捕虜

明の安南占領

（參考）大越史記全書には明人計所獲、府州四十八、縣百六十八、戶三百一十二萬九千五百云云とあつて相合せず、明史や馭交記も亦各相異つて居る。

安南の再亂

かくてその九月に黎季釐の父子は捕虜として明の國都へ送られ、張輔・沐晟等は翌年の三月に凱旋し、論功行賞があつた。

然るに安南に於ては張輔・沐晟が引き上げた後にまた內亂が起つた。初め藝宗の次子の陳頠といふものが黎氏に臣たるを肯せず、明軍を助けて頗勳功を樹てたが、明

が陳氏の後を擁立せざるを以て遂に背き去り、長安州の謨渡（寧平省安謨縣東京の南部）に至つて安南王の位に卽いた。これが簡定帝と稱せられる（明の記錄は簡定を姓名とす）。時に黎氏の餘黨もこれに應じ、群雄が各地に割據するに至つた。明の方では沐晟に命じ、雲・貴の兵を出してこれを征討せしめたが、叛軍の勢は頗盛で明軍は功を奏することが出來なかつた。そこで更に再張輔に命じ、大兵を出して討伐せしむることになつた。然るに永樂の七年（西曆一四〇九年）には陳季擴といふものが自ら大越皇帝と稱し、明に對して安南王に封せられんことを要求し來つた。明軍はこれを聽かず、進んで安南に入り、各地の叛軍を討ち、先づ簡定帝を虜にしたが、陳季擴を平げることは出來なかつた。翌年張輔は明へ召還せられ、沐晟が留まつて征討の任に當り、遂に陳季擴の軍を破つた。時に陳季擴は降を請ひ封を求めたので、明はこれを交趾の右布政使に任じた。けれどもその攻掠は故の如くであつた。そこで同じき九年（西曆一四一一年）には張輔を起して沐晟と共に陳季擴を伐たしむることになつた。これより各地に於て明軍と安南軍との間に引き續き交戰が行はれ、互に勝敗があつたけれども、大體に於て明軍が勝利を得たのである。同じき十一年（西曆一四一三年）に及び陳季擴は戰敗れて老撾に逃れたが、明軍は

明軍の不振

陳季擴、大越皇帝と稱す

明軍陳季擴を虜にす

追擊してこれを虜にし、一時その內亂を平げた。

安南の再亂

（黎氏王家の獨立）　かくて張輔は留まつて交趾を鎭守することになつたが、同じき十四年（西曆一四一六年）に召還せられ、豐城侯李彬がこれに代つた。時に明の監軍であつた宦臣の馬騏が暴威を振ひ、慘虐を恣にしたので、安南の人心を刺激し、また各地に反亂が勃發するに至つた。同じき十六年（西曆一四一八年）には黎利といふものが淸和の地方に起つた。彼れは初め陳季擴に屬し、後明軍に降つたが、安南人心の動搖に乘じ兵を起して平定王と稱した。その勢一時頗盛であつたが、同じき十九年（西曆一四二一年）に明軍に破られて老撾へ走つた。然るに明軍はこれを全く征服することが出來ず、その罪を許して淸和地方の知事に任せんとしたが、黎利はこれに應じなかつたのである。その後同じき二十二年（西曆一四二四年）に明の成祖が崩じて仁宗が立つや、黎利は老撾より還り來り、寧化州に據つて明軍と交戰した。次いで宣德元年（西曆一四二六年）に明は將兵を增加し、廣西と雲南とより進軍し黎利を討つことになつたが、その翌年明軍は隘留關を攻めて大敗した。然るに黎利は人を明軍へ遣はし、陳氏の子孫を立てるが故に兵を罷められんことを請求し來つた。そこで明の總兵官王通は黎利と盟をなして一時

黎利の起兵及び老撾道入

黎利の歸還、明軍との交戰

黎利の請和

軍を退け、安南の上表を京師へ送り指揮を侍つことになつた。それには

安南國先陳王臣暊（恐斥日燧）三世嫡孫臣陳暠上言、曩被賊臣黎季犛父子簒弑、國主殺戮、臣之一族殆盡、臣暠奔竄老檛、以延殘喘、今二十年、近國人聞臣尚在、逼臣還國、衆語臣云、天兵初平黎賊、即有詔書、訪求先王之子孫、而立之、一時未得、乃建郡縣、今皆欲臣陳情請命、臣自知罪在萬死、仰恃天地生成大恩、謹奉表上請、（下略）（馭交記卷七）

とある。宣宗はこれを張輔に示した所が、張輔は黎利の僞作であるから、許可す可からずといふ意見であつた。然るに宣宗は當時已に休兵の考を有して居つた。それは曾つて（宣德元年四月）文華殿に於て蹇義（吏部尚書）夏原吉（戶部尚書）楊士奇（兵部尚書）等と安南問題を議した時の宣宗の言に

宣宗の休兵意見

太祖皇帝の祖訓に、四方の諸夷及び南蠻の小國は、山海に隔てられ一隅に僻在して居るから、その地を得ても何等の利益はなく、その民を得てもこれを使令することは出來ない。又若し彼れ等が自ら思ひ忖らずして我が邊地を擾さば、彼れにとつても不祥であり、又設令中國の患たらずとも、我が方が兵を出して之を伐つも亦不祥の事であらう。故に朕は我が後世の子孫が、中國の富强なるに任せ、一時の戰功を貪り、故なくして兵を興すことは斷じて不可なりといはれて居る。然るに後世に及び黎氏はその國主を弑し國人を禍するにより、文皇帝は已むを得ずして弔伐の師を興された。初意はたゞ黎賊を討平したる後、前王の子孫を求めてこれを立てんとしたに過ぎない。蓋、興滅繼絕の盛心からであつた。然るに前王の子孫は黎賊の爲めに殺戮せられて、已にその血統は絕えてしまつた。そこで安南國民の要請に徇ひ、郡縣を建設し官吏を任命したが、斯樣な處置は太宗（成祖）の本心から希望されたことではない。その後交趾は毎年兵を興し、多數の生靈が殺され、中國の方も亦奔走に疲れてしまつた。皇考は嘗てこのことを念ひ、深く憂ひ嘆いて居られた。故に即位の詔に於ても特にこのことに言及し、また將を遣はし師を出されたのである。朕は專ら生靈の辜なくして殺さるるに忍びず、毎夜安眠したことがない。この問題を熟思した結果、洪武・永樂時代の如く安南をして一國を成さしめ、毎年入貢せしめて兩國人民を安息せしめやうと欲するが如何、（馭交記卷六）

とあつた。時に蹇義・夏原吉はこれに反對であつたが、楊榮と楊士奇とはこれに贊成であつた。今や黎利の上表に對し、張輔はこれを受けないやうに上申し、蹇義・夏言吉

等も硬論を主張した。然るに楊榮・楊士奇は
戰爭の起つてより以來、天下は寧歲がない。今、瘡痍の未だ回復しないうちに、また
兵を動かさんとする。臣等は到底これを聞くに忍びない。且、陳氏の子孫を立つ
るは太宗の意志であつた。(中略)今、安南の要請により、慰撫してこれを立て、以て我が
民を息ふのは眞に良計であらう、(明朝紀事本末卷二十二)
というた。そこで宣宗は遂に黎利の請を許し、使を安南へ遣はして詔諭せしめ、陳氏
の後を立てて安南を獨立せしむることになつたのである。然るに黎利の方では一
時の計略に出でたに過ぎないので、固より陳氏の後を立てる誠意はなかつた。故に
明軍が全部引き上げて再出征の覺束なきに及び、陳氏の子孫は絶えたりと稱し、黎氏
自ら安南を支配するを請うた。明の方では固より適當なる口實のもとに安南を放
棄する考であつたから、今更兵を動かす譯にもゆかず、遂に黎利の安南國王たること
を承認するに至つた。これが安南黎氏王家の始まりである。この後に於ける明と
安南との關係は別に述べることにしよう。

安南獨立の承認

黎氏の安南統治

第八章　明と麓川・韃靼・瓦剌・吐魯番との關係

明の衰運

第一節　明と麓川との關係

支那歷代を通じて漢民族と北方民族との關係は頗頻繁で、常に東洋史上の重要な
る問題となつたことはいふまでもないが、南方民族との關係も亦絶無ではなかつた。
但、北方民族との關係の如き重要なるものは少ない。南方卽ち今の廣東・廣西・貴州・雲
南の諸省及び湖南の南部、四川の西部等には、古來幾多の異民族が割據して、時に漢民
族との衝突を惹き起すことがあつた。從つて支那本部を統治せる國家は、これを招
撫し或は征討することを努めた。元の時代に大理・交趾・緬甸等を征伐したのは、その
版圖を擴大せんとする欲望に驅られたに過ぎないが、明の時代の南方關係は寧ろ南
方異民族の側から惹き起されたものが多い。彼の麓川征討の如きは卽ちその一例
であらう。

漢民族と西南民族との交涉

土司の起原

明代の土司

平緬宣慰使の任命

思倫發の叛亂

(土司の設置とその發展)

元初に大理を征定した結果として、南方の異民族は多くこれに服從したが、元はその部落に宣慰司・宣撫司・招討司・按撫司等の職司を置いて、異民族の酋長をその長官に任命した。これを明では土司と稱し、土司の役人を土官或は土吏と稱して、從來の支那の官人とは別に取扱つた。而してこの土司を湖廣土司・四川土司・廣西土司・貴州土司・雲南土司等に大別して、幾多の土司がこれに分屬して居る。麓川は卽ち雲南土司の一であつた。この麓川の近傍に相接して木邦・孟養等の土司があり、それに接する緬甸も亦雲南土司の一として數へられたのである。

今麓川の來歷を考ふるに、元の時代に麓川路や平緬路等を置いたが、明の時代になつて平緬路の酋長思倫發が來り歸したので明ではこれを平緬宣慰使に任命した。この平緬と麓川とは土地の相接して居る所から、思倫發は更に麓川をも兼領したいと申出でた。そこで明の政府は彼れの希望を容れて麓川平緬宣慰使司として、思倫發をその長官に任命したのである。然るに思倫發は明に對して叛服定まらず、洪武二十一年(西曆一三八八年)に南方の蠻族を誘ひ大擧して入寇し來つた。この頃、雲南を鎭撫して居つたのは沐英の子沐晟であつた。初め明が雲南を平定した時に、沐英を留めて

沐晟の思倫發擊破

思任發の嗣立

木邦土司の來歷

孟養土司の來歷

これを鎭撫せしめたが、その後彼れの子孫が相嗣いで雲南を鎭撫することになり、當時沐晟がその任に當つて居つた。思倫發の入寇するや、沐晟に破られたので、彼れはまた明に歸降した。これより三年毎に入貢したが、丁度洪武二十八年(西曆一三九五年)に麓川に內亂が起り、思倫發は遁れて雲南へ來り救援を求めた。そこで明は思倫發を助けてこれを送還し、その內亂を鎭定した。後、間もなく思倫發は歿して、その子の思行發・思任發の兄弟が相次いで立つた。この思任發の立つたのは永樂十一年(西曆一四一三年)で、是れより明との關係が頗やかましくなつて來た。今これを敍するにつき、先づ木邦・孟養等の土司の來歷を一言しよう。

木邦は或は孟邦とも書く。元の初めに木邦路を置いたのが、その名の史上に現はれた初めである。明の洪武の初めに雲南を平定した時に、木邦府としてその土酋を知府に任命したが、永樂年間に軍民宣慰使司を立ててこれを宣慰使とした。その後三年毎に一度明へ入貢する慣例となつて居つた。孟養は元の時代に雲遠路を置いた所であるが、明の洪武の初めに雲遠府となり、永樂年間に孟養府となつて、その土酋が知府に任ぜられたが、次いで宣慰司に改められ、更に宣慰使を置くことになつた。

緬甸は元の時代にこれを征伐したこともあるが、洪武年間に明へ來り通じたので、緬中宣慰使司を置いてその土酋を長官とした。永樂の時代に更に緬甸宣慰使司を設けてから、何時の間にか緬中の名は史上より消えるやうになつた。この緬中は麓川と境を接して居る所から、關係が複雜であつたのみならず、これ等土司の間にも相互の爭が絶えなかつたのである。孟養の土司が隣境の土司と爭うて殺さるゝや、緬甸はその機會に乘じて孟養の土地を併呑せんと試みた。處が永樂二十一年（西曆一四二三年）に木邦土司が緬甸を攻めてこれを破つたことがある。かくの如く、これ等土司の間に爭闘のあつたことは、やがて麓川の勢力の發展する基となつたのである。

緬甸土司の來歷

麓川の勢力發展

思任發の領土擴張

（明の麓川征伐）　麓川宣慰使の思任發は頗才略のあつた人と見え、緬甸が木邦から攻められたるに乘じて、遂にその地を侵し、更に近隣の諸土司を攻めて己れの領土を擴げんと努めた。正統二年（西曆一四三七年）の頃には麓川の勢力が頗盛になつて來て、その翌年に思任發は騰衝を侵し孟養を略するに至つた。そこで雲南鎭撫の任に當つて居つた沐晟から、この事情を明の政府へ報告し、若しその儘に棄て置かば、麓川の勢力は益猖獗となる恐れがある、宜しく速に兵を出してこれを征伐すべしといふのであつた。因つて明はその翌々年（西曆一四三九年）沐晟及びその他の諸將に命じて思任發を征伐することになつた。然るに明軍の先鋒が敗績した爲めに沐晟は一時退却を餘儀なくされ、間もなく歿してしまつた。そこで明は更にその子の沐昂に命じ、重ねて麓川を征せしめたが、思ふやうに功を奏することが出來なかつたのである。この頃明の政府の麓川事件に對する意見は招撫と征伐とに分れて居つた。刑部侍郎の何文淵は招撫の說を主張し、大學士の楊士奇等がこれに贊成して居る。彼れ等の考では征伐を事とするよりは戰はずして招撫する方が得策であるといふのであつた。處が英國公張輔等の如きは、その反對に征伐論を主張した。彼れ等の考では麓川の如きものを棄て置く時は、その附近の多數の蠻族に對して明の威令が行はれなくなる、故に姑息の招撫を行ふよりは、寧ろ思切つてこれを征伐する方が蠻族の鎭壓に効果があるであらうといふのであつた。明の英宗は後說に從つて、正統六年（西曆一四四一年）に兵部尙書の王驥に命じて麓川征伐を實行することになり、湖北、湖南、貴州及び南京方面の兵を徵發し、大軍を動かすことになつた。さてこの遠征軍は道を分つて麓川へ侵入し、その根據地たる麓川江上流の要塞を破つたので、思任發は遁れて緬甸へ走つ

明軍の敗退

明の麓川招撫論と征討說

征討說の勝利

思任發の敗走

た。そこで一時明軍は引き還したが、敵兵が猶出沒して寇をなすので、前の諸將に命じて翌年にまた麓川及び緬甸を征することになつた。正統八年（西曆一四四三年）に明軍は南進し、緬甸に諭して思任發を執へ送らしめんとしたが、緬甸はその命を奉じなかつた。因つて翌年に王驥等は木邦その他の土司の軍を合せて緬甸に向ひ、思任發の子思機發の據つて居る敵壘を破つて引き還した。翌年思機發は明へ入貢して罪を謝したので、兎も角一時麓川は平定に歸した。かくて明は騰衝の地方に城寨を設け、軍隊を駐めて南方異民族の鎭撫に當らせたのである。その後緬甸から思任發及びその妻子を護送することになつたが、思任發は途中で病歿した。思機發は一旦明の方へ歸服したがまた背いたので、同じき十二年（西曆一四四七年）に更にこれを征伐することになつた。翌年王驥等は再大軍を率ゐて思機發の根據地を襲はんとし、近隣の諸土司に命じて兵を出さしめた。明軍は進んで遂に思機發を破つたが、思機發は遁逃して行方が判らなくなつた（或は殘兵に斃されたといふ風說もあるが明確でない）。且、明軍は思機發を破つたけれども、糧食の運般に不便多く、また思機發の部族が抵抗を繼續するので、遂にこの地方を鎭定するの困難を覺り、表面思機發を平定したと稱し、征討の兵を罷めたのである。

思機發の降伏

思機發の背叛

明軍の思機發擊破及び撤兵

劉球の北憂論

（北邊の不安） 麓川征伐は數年の歲月を費し、多額の軍費を投じ多數の兵士を殺し、且南方の地を動搖せしめた。然るにその頃蒙古方面の瓦剌の勢力が漸く盛になつて來た。嘗て麓川征伐の時に侍讀の劉球は上書して意見を述べたことがあつた。その大意は

麓川は僻遠の小國に過ぎないから、叛くも服するも中國の輕重をなすに足らぬ。それよりは脫脫や也先の徒が、諸部を併呑して邊境へ迫り來る形勢がある。北方を棄て置いて南方を經略するのは、豺狼を棄てて犬羊を攻むるやうなものである。故に宜しく麓川の兵を罷めて北方の經略を先にす可し（明史卷百六十二劉球傳）

といふのであつた。これは正統六年（西曆一四四一年）の上書であるが、當時明の政府はその意見を採用しなかつた。けれども劉球の心配した問題は、遂に事實となつて現はれ來ることになつた。これが卽ち瓦剌の侵入である。

第二節　明と瓦剌・韃靼との關係

其一　瓦剌・韃靼の發展

瓦剌の脫歡(Togan)が歿して後、その子の也先(Esen)が位を嗣いだのは明の正統五年(西曆一四四〇年)のことである。從來、瓦剌の酋長は明の封册を受けて順寧王と稱したが、也先に至つてその稱號を用ゐず、大師淮王と稱した。當時韃靼の可汗脫脫不花(Toqto-Bukha)は全く虛位を擁し、內政、外交等の實權は瓦剌の也先の掌中に歸して居つたのである。この也先が漸く勢力を振ふやうになつた事情を述べるに就いては、先づ瓦剌の東方經略と河西經略とを考察しなければならぬ。

瓦剌の東方經略　東方經略とは兀良哈方面の經略をいふ。兀良哈の地方は今の蒲洲國の西邊、內興安嶺の東方から老哈河の流域に及んで居る。明の初め洪武二十二年(西曆一三八九年)に朶顏、泰寧、福餘の三衞を置いた處で、朶顏は南方にあり泰寧は中央にあり福餘は北方にある。その地方にはもと蒙古民族が據つて居つたが、彼れ等が明へ降つたので、茲に三衞を置いてその酋長をもつて長官となし、泰寧衞は指揮使となり、朶顏、福餘の二衞は指揮同知となつた。これを兀良哈の三衞と稱する。

この三衞の南方、長城の東北は明初に如何なる有樣であつたかといふに、太祖の子寧王權を老哈河の南に封じ、大寧(熱河省凌源縣西南老哈河に沿ふ)に居つて北方の守禦に任せしめた。

兀良哈三衞の來歷

明と三衞との關係

然るに燕王は北平にて靖難の兵を起した時に、兀良哈の三衞と氣脈を通じ、寧王を執へて北顧の憂を除き、遂に南下して建文帝を滅ぼし帝位に卽いたのである。かかる事情があるので、燕王は卽位の後に、大寧から北方の土地を三衞に與へた。故に三衞は遂に老哈河の南方の土地を得ることになつたのみならず、明の國勢が漸く振はざるに至るや、次第にその領地を擴げ來つて、遂に長城附近に達するやうになつた。彼れ等は當時明に對し恭順の意を表して居つたと同時に、或は韃靼に氣脈を通ずるやうなこともあつた。これを要するに三衞は明へ對して始終誠實に服從の態度を持して居つたものではない。故に明が北方を經略する時には、この三衞の嚮背が重大なる關係を有し、韃靼が南進する時にも、また三衞の態度が至大の影響を與へたのである。從つて瓦剌が明を侵さんとするに、先づ兀良哈の三衞を經略するは當然の順序といはなければならぬ。

三衞の領土擴張

三衞の嚮背

三衞と瓦剌也先との接近

初め瓦剌は脫歡の時に兀良哈を脅して明の境上を窺つたこともあつたが、十分の功を奏し得なかつた。然るに也先の時になり、兀良哈の朶顏が先づ瓦剌に通じた。加ふるに也先は泰寧の酋長に己れの女を與へて婚姻を結んだので、彼れ等は瓦剌の

明軍の兀良哈征伐

也先の兀良哈征服

河西の四衛

爲めにその耳目となつて、明の國狀などを偵察した。この兀良哈と瓦剌との結托した事實は愈實際に現はれて、正統七年（西暦一四四二年）に兀良哈が廣寧を侵したことがある。そこで同じき九年（西暦一四四四年）になつて、明は兀良哈の叛服常なきを惡み、成國公朱勇等を遣はし、道を分つて長城を出でてこれを征伐せしめた。然るに明軍はあまり深入せずして、兀良哈の境上を侵し、曾つて掠取せられた人畜等を奪還して引き上げた。けれども明軍の出征は多少兀良哈を威すに足りたものと見え、その年兀良哈は使を明へ遣はして罪を謝し、又その翌年にも明へ入貢して居る。かくの如く兀良哈が明へ通ずるやうになつたので、瓦剌の也先は同じき十一年（西暦一四四六年）に兀良哈を征伐することになり、その翌年に朶顏・泰寧の二衛を降し、また福餘衛を降した。これより瓦剌の勢力が三衛へ加はり、三衛は全く瓦剌に服從するやうになつた。そこで瓦剌は更に進んで滿洲北部の女眞民族を懷柔せんとした計劃も見えて居る。即ち也先の東方經略は、茲に至つてその目的を達したといふべきである。

（瓦剌の河西經略） 瓦剌の河西經略を述べるに就いては、先づ赤斤・罕東・沙州・哈密の四衛のことを述べなければならぬ。

赤斤衛と罕東衛

沙州衛

赤斤衛は嘉峪關を出で西方二百四十支里の處にあつて、漢の時代には酒泉・燉煌の二郡に屬し、唐の時代には瓜州に屬し、元の時代には沙州路に屬して居つた。然るに明の初めにその酋長が部族を率ゐて來附した爲めに、赤斤蒙古千古所を設けてその酋長を長官とした。後間もなく千戸所を衛に昇格させ、その酋長を都指揮使に任じた。これより子孫相次いで赤斤衛の都指揮使として明の方へ朝貢して居つた。罕東衛は赤斤衛の南方に當り、嘉峪關の西南に位して居る。漢の燉煌郡の地で元の時代には、やはり沙州路に屬して居つた。明の初めにこの地方の酋長が入貢したので罕東衛を設け、その酋長を都指揮使に任じた。これより引き續いて明へ入貢することになつたのである。

沙州衛は赤斤衛から西行すること二百支里にして苦峪といふ所があり、それより南へ折れて西方へ行くこと百九十支里の所に瓜州があり、更に西方四百四十支里にして沙州に達する。これが漢の燉煌郡の最西端に當り、北朝の後魏の時に初めて沙州を置いたが、唐の時にも同じく沙州と稱した。後、吐蕃に略取せられ、宋の時には西夏に屬して居つた。元の時にはやはり沙州路を置いたが、明の初めにその地方の酋

長が來歸したので、沙州衞を置きその酋長を都指揮使に任じた。これより毎年明へ入貢することは絶えなかつたのである。哈密衞は更に遠く西域に接し、漢の時代の伊吾盧の地に當る。古來この地は極めて重要な地點になつて居つた。即ち支那で西域經略をする時には、先づ哈密を取る必要があり、西域から支那へ侵入する時にも亦此の地を占領する必要があつた。元の時にはその王族がこの地方を鎭して居つたが、明の初めにこれを攻め破つたので、その家族は明へ歸順した。永樂元年（西曆一四〇三年）に明はこれを封じて忠順王となした。その後脫脫が殘したので、明は別にその從弟を封じて忠義王となしたが、忠義王の死後には更に脫脫の子を忠順王に封じ、又その同族を忠義王に封じた。かくて二王が並び立つことになつたが、孰れも明へ服從し恭順の意を表して居つたのである。

哈密衞

河西諸衞設置の理由

要するに明が河西の諸衞を置いた所以は、東北の地方に兀良哈の三衞を置いたのと同じ譯で、歸順した蒙古人をしてその地方を治めしめ、以て西方の藩屏となさんとする考であつたと思はれる。處がこの河西の諸衞も多少の動搖を免れなかつた。

諸衞の動搖

既に沙州衞の如きは、明の英宗の時代に哈密の侵略する所となつたことがあり、又瓦剌の方から攻められたこともあつた。そこで遂にその部族を率ゐて東走し、明の長城附近へ來つて保護を求めた。明ではこれを苦慮の地方へ移らしめたが、これより後は再もとの沙州の地方へは歸らなかつたのである。

也先と河西諸衞との通婚

瓦剌の東方經略を行ふに就いては、河西の諸衞を懷柔する必要があつたものと見え、也先は哈密と婚姻を通じた。即ち當時の哈密王の母は也先の姉である。也先は更に進んで沙州及び赤斤にも婚姻を通じやうと企てた。そこで二衞の方から、その事を明へ上奏して政府の意向を伺つた。然るに明の方では瓦剌の勢力が方に盛な時であるから、その請求を拒むことを憚り、瓦剌の求めに應じても差支ないと命令した位である。

沙州衞の移動

沙州は遂に苦慮に移ることになつたが、赤斤からも他の地方へ移りたいと請求し來つた。けれども明では漫りに土地を棄つ可からざることを諭し、使者を遣はしてその人民を賑恤した。

也先の勢力河西に及ぶ

かくの如く河西の諸衞が動搖して居るに乘じ、瓦剌の也先の勢力がこれに及ぶやうになつて來た。而して沙州衞は已に東へ移り、哈密は瓦剌と婚姻を結ぶことにな

つたから、明の方で河西の諸衞を置いて西面の防備とする目的は、遂に達することが出來なかつた。正統十三年（西暦一四四八年）に也先は哈密へ侵入し、王母・王妃及び其の他のものを捕へて引き上げた。哈密の忠順王は自ら瓦剌へ赴いたが、間もなく哈密へ還つて來た。兎に角、也先の勢力が哈密を壓迫するに至つたことが窺はれる。即ち也先は東方の兀良哈經略の目的を達し、又河西の諸衞經略もその目的を達したから、更に大擧して明を侵す段階に進み來つたのである。

也先の哈密侵入

其二　瓦剌の明國侵入

（也先の侵寇）　瓦剌の勢力が漸く發展するに及び、明の方では也先の侵入を慮つて多少の注意をなす人物もあつた。前に麓川征伐の時に、侍講の劉球は南方よりは北方が寧ろ憂ふ可きであるといふたことは既に述べた通りである。正統十二年（西暦一四四七年）に明の北境の守備に任じて居つた羅亨信は上奏して、也先が入寇せんとする由を述べ、邊境の諸寨を修め守備を嚴にせんことを請求した、けれどもその議は實行せられなかつた。次いで邊境守備の諸將の中には、瓦剌の將に入寇せんとすることを上奏したものがあり、又瓦剌から明へ來つたものの中にも、也先の侵入せんとするを

北邊守備の注意

脫脫不花が止めて居るが、也先は遂に聽かずして入寇するであらうと注意するものがあつた。そこで明の方でもこれを棄て置く譯に行かず、同じき十三年（西暦一四四八年）に邊境の諸軍へ令を下し、防守を嚴にして瓦剌の來侵に備へしめた。のみならず諸將を遣はして要地を鎭守せしめたことも見えて居る。かくの如き有樣で早晩也先の侵入が事實となる可きは最早疑のない所となつた。

明の北邊防守

也先は明へ侵入するにつき、先づその口實を求めた。當時瓦剌から毎年使を明へ遣はし、且馬匹を送つて互市する習慣があつたが、明はその使者の人數に從つて供給をなし、又その馬匹の代價を給與したのである。然るに往々にしてその數を誇張し、且惡馬を良馬と稱して互市することがあつたので、明の方では實際の數を調べて受取つたのみならず、馬匹の良否を調べてその價を支拂つた。これ等の行爲は遂に也先に侵入の口實を與へることになつたのである。正統十四年（西暦一四四九年）の七月に也先は韃靼可汗の脫脫不花の止めるを聽かず、大軍を率ゐ道を分つて明へ侵入し來つた。而して脫脫不花をして兀良哈の衆を率ゐ、遼東の方面へ侵入せしめ、知院の阿剌（Arab）をして宣府へ侵入し赤城（察哈爾省赤城縣）を圍ましめ、又別隊をして甘州に侵入せし

也先侵入の口實

也先の侵入

英宗の親征

め、也先自身は山西北部の大同へ向つて進軍した。

（英宗の親征と其の敗北）　瓦剌侵入の報が明へ達すると、明の政府は遽かにその對策を講じたが、太監の王振が英宗を奉じて出征することになつた。王振は當時權力を握つて居つた宦官であるが、遂に天子親征の詔勅を下すに至つた。これは恐らく契丹の侵入した時に、宋の宰相寇準が天子を奉じて親征した前例を學ばんとしたのであらう。處が天子親征のことが發表せられて、廷臣の間には反對の意見が多かつた。それは契丹が宋へ侵入した時とは全く時勢が違つて居るから、宜しく壁を固め野を清め、敵の來るを待つてこれを擊破す可しといふのであつた。特に兵部侍郎の于謙は親征の不可なることを說いて諫めたけれども、遂に採用せられなかつた。かくて王振は英宗を奉じて七月十六日（或は十七日ともいふ）に北京を出發して二十三日に宣化府に至り、八月一日には大同府に達したのである。然るに敵狀を偵察すると、その勢の頗盛なることが判つたので、王振は恐れを抱き遂にまた大同より退却することになつた。その時紫荊關を經て北京へ還ることを勸めたものもあつたが、王振はこれに從はず、英宗を奉じてもとの道より退却した。而して八月十日に宣化府へ着し、十

親征の反對論

明軍の出發

明軍の退却

土木堡の戰

三日に鷄鳴山の下に來ると瓦剌の追擊兵が迫り來つた。この鷄鳴山は宣化府と土木堡との中間の北方に聳えて居り、餘り高くはないが、附近に並ぶ山がないので人目につく。時に明軍は且戰ひ且退き、十四日には土木堡に達した。その周圍には土壁を繞らして居るが全く一小村落に過ぎない。そこで更に土木堡より二十支里を隔つる懷來縣（察哈爾省懷來縣）に赴いて敵兵を防ぐ可しとの說もあつたが、實行するに至らなかつた。そのうちに、瓦剌の大兵は進み來つて土木堡を攻擊した（十五日）。當時の戰況はこれを略するが、明軍は大敗し多くの戰死者を出したのみならず、太監の王振も敵兵に殺され、英宗は遂に捕虜となつて懷來保安（察哈爾省保安縣）の守備の諸將は皆その守を棄てて逃れたが、獨宣化大同のみは猶守備を維持して居つた。さて也先は英宗を捕虜としたが、深入せずしてこれを大同へ伴ひ歸り、更にその根據地の方へ引き上げたのである。當時の事情は特別の記錄が存して居り、作者不明の正統北狩事蹟や、劉定之の否泰錄及び李實の北使錄等に載せられて居るから、參照に供することが出來よう。

明軍の大敗英宗の捕虜

（景泰帝の卽位）　初め土木の敗報が北京へ達したのは十七日の夜半であつたが、明

于謙の强硬論

郕王の監國及び即位

也先の北京來侵、明軍の防戰

也先の退却

の政府は大に狼狽し、一時都を南京へ遷さんとする議論も現はれた位である。然るに兵部侍郎の于謙は强硬なる意見を主張し、遂に北京を固守することに決した。且英宗の弟郕王祁鈺を奉じて監國とし、更に英宗の皇子を立てて皇太子とすることに決し、河南・山東及び南京の方面から援軍を徴發して北京へ召集することにし、于謙は兵部尚書に進み、都督の石亨は軍務を統べて瓦剌の侵入を防ぐ準備をなした。然るに也先は北京の攻擊をなさずに引き上げたが、英宗は何時歸されるやら明でないから、明の方では別に天子を立てて人心の安定を圖るを得策と考へ、その年の九月六日に郕王が帝位に即いて景泰と改元し、英宗を太上皇と稱し、專ら瓦剌の侵入を防ぐ計畫を進めた。かくするうち十月に至り、也先は上皇を奉還すと詭稱し、大軍を率ゐて紫荊關より侵入して北京へ迫つて來た。この時于謙・石亨等は北京城外に於いて防ぎ戰つたので、也先は十分の勝利を得ることが出來なかつた。隨つて北京の俄かに陷れ難きを知り、且明の援兵の次第に北京へ向つて來り集まるを聞き、その退路を絶たれんことを恐れ、遂にまた紫荊關を經て引き還すことになつた。この時也先は英宗上皇を伴つて來侵したが、退却の時にまた上皇を伴れ去つた。上皇は途中馬上に

瓦剌侵入の繼續

講和の提議

和議成立の事情

て連日の雨雪に逢ひ、幾多の艱難を嘗め、その十一月十六日に瓦剌の本土へ達したといはれる。翌年（景泰元年）にも尚引き續いて瓦剌の侵入があり、今の山西及び陝西の北部にはその攻擊を受けた處もあつたが、再大擧して北京の附近へ侵入するやうなことはなかつた。

（明と瓦剌との講和）　この瓦剌の侵入があると同時に、一方に於ては和議の問題が起つて來た。明の記錄に據ると和議は瓦剌の方から提起されたやうになつて居るが、果して然るや否や疑はしい。蓋、明の方では體面を重んじ、かく傳へ來つたものであるかも知れない（瀋淵役の宋と契丹との講和參照）。けれども也先が明の和議に應ずるやうになつたのは、別に或る事情が存して居つたと思ふ。即ち外部の事情としては、初め瓦剌は英宗を捕虜にし、明へ對して種々の要求をなしたが、明の方では既に景泰帝を擁立したので、その要求の効果が少なかつた。のみならず各地へ侵入しても得る所が多くなかつたのである。內部の事情としては韃靼諸部が互に相和さなかつたことである。即ち可汗の脫脫不花と也先とが相和せず、又知院の阿剌は途中から部下を率ゐて引き上げたことなどもあつた。これ等の內外の事情は、彼れが講和の提議に應じた所

和議の成立と景泰帝の懸念

以であらう。但、明の景泰帝はこの講和に對して幾分の懸念あるを免れなかつた。卽ち一は英宗上皇が歸り來らば、自分の地位が如何になるかといふこと、二は瓦剌が上皇を送り還すに托して再北京を侵しはせぬかといふことであつた。けれども當時明の政府は、この機會を利用して、禍を轉じて福となす可しといふ意見が多く、遂に和議を成して上皇を迎へることに決した。その年の六月に明の侍郎李實は瓦剌へ使することになつたが、翌月に脫脫不花からも也先からも使を明へ送つた。明では李實の未だ歸らぬうちに、更に都御使楊善を瓦剌へ遣はした。その後李實は歸朝して也先の講和を欲して居る由を上申に及んだが、楊善等は瓦剌に至つて交涉談判を重ねた結果、英宗上皇は同國を許され、八月二十日瓦剌を出發して北京へ還御することになつたのである。

兩國使節の往來

英宗上皇の歸還

瓦剌の內訌

其三　瓦剌・韃靼の內訌と明の對策

（內部の動搖と也先の自立）　かく兩國の和議が成立してから後、瓦剌は屢使を明へ遣はしたが、明からは餘り多く使を送らなかつた。兎に角講和の結果、瓦剌は敵國がなくなつたので、却つてその內部に動搖を生じて來たのである。卽ち韃靼可汗の脫脫不花と也先との對立となり、明との交涉についても、可汗と也先とは各別に使を遣はした。明ではその使者の待遇を異にして、兩者を離間せんとする策を上申したものもあつたが、遂に也先の使よりは特に脫脫不花の使を優遇したのである。そこで也先は脫脫不花が明へ通じて自分を圖るのではないかと疑ひ、互に相軋るやうになつた。時に偶、韃靼可汗の立太子問題が起つて來た。脫脫不花の正配は也先の姉で男子を生んだが、これは太子に立てられず、別に妾の子を太子に立てんとした。そこで也先は頗悅ばず、自分の甥を立てられんことを求めたが聽かれなかつた。恐らく脫脫不花の方では、正配の子が立つと、也先がその叔父として一層權力を振はんことを慮り、これを拒絕したのであらう。これより兩人は益相惡み、遂に兵を擧げて相攻めるやうになつた。脫脫不花は戰敗れて東方に走り、兀良哈に遁れ、姻戚關係のある會長沙不丹へ身を寄せたが、却つてその殺す所となつた（一說に據れば脫脫不花は敗走して也先に追擊せられ遂に殺されたともいはれて居る）。

也先と脫脫不花との軋轢

脫脫不花の敗死

明の北征論

かく韃靼・瓦剌に內訌があつたので、景泰三年（西曆一四五二年）正月に、明の于謙はこの機會に乘じ、大軍を發して瓦剌を征伐し、國辱を雪ぎ、邊患を除かれんことを請うたが許さ

也先の可汗僭稱

瓦剌と明との平和繼續

阿剌の也先攻擊、也先の死

れなかつた。又その年の十一月に都督の楊俊も上奏して瓦剌を攻擊する意見を述べたが、これも行はれなかつた。要するに明の瓦剌征伐の希望は遂に實現せずして止んだのである。その翌年に也先は傳國璽を得たと稱し、自立して可汗と稱した。當時也先から明へ贈つた國書には、自ら大元の田盛可汗といひ、添元の年號を用ゐて居る。この田盛は天盛と同じ意味であるといふ說もあるが、鐵木眞にも通ずるやうに思はれる。明の方ではこれに對する答書に就いて、議論もあつたが、單に瓦剌可汗と稱することになつた。その後暫くの間、也先は明と和好を維持することを努めた形跡が見えるが、それは恐らく內部に動搖があつた爲めではあるまいか。

韃靼の大師であつた也先が大元可汗となるに及んで、知院の阿剌は大師たらんことを求めたが容れられなかつた。且その二人の子が殺されんとした事實があつたので、阿剌は怒つて部下を率ゐて也先を攻擊することになつた。時に嘗て阿剌の部下で也先に屬して居つたものが、遂に也先に背いて之を殺し阿剌へ從ふに至つた。也先が殺されるや忽ち瓦剌に騷亂が起り、平章の孛來(Bolai)が兵を擧げて阿剌を攻め殺し、毛里孩(Molikhai)等と共に脫脫不花の子麻兒可兒を擁して可汗となした。こ

麻兒可兒可汗となる

瓦剌の衰頽と韃靼の再興

英宗の復辟景泰帝の崩去

れ等の事實は蒙古方面の記錄が殘つて居らないから、正確の點は保し難いけれども、當時明の邊境の守臣が政府へ出した報告が猶存して居るので、略大體の事實を知ることが出來よう。兎に角也先の死後、瓦剌の勢力は俄かに衰へ、韃靼が勢力を回復するやうになり、遂に明の北境へ侵入するに至つた。又明の內部に於ては、英宗上皇の復辟事件が起つたことを注意しなければならぬ。

(英宗の復辟) 明の景泰帝が位に卽いたのは、英宗が捕虜になつた爲めであつた。故に景泰帝は英宗上皇の歸來に就いては不安の念を抱いて居つた。勿論英宗上皇の歸來後も、その地位は依然として居つたが、何となく兄弟間に感情の疏通しないやうな所のあるを免れなかつた。明人の中にはこの事情を察して、機會を見て英宗上皇の復辟を圖り、己れが權力を專にせんとする野心家も少くなかつた。景泰七年(西曆一四五六年)に景泰帝が病に罹ると、彼れ等の隱謀は忽ち表面化し、武淸侯石亨・太監曹吉祥等が主謀者となつて翌年正月上皇を帝位に復することになつた。景泰帝は間もなく崩じたが、その擁立者たる于謙も殺され、年號を天順と改めたのである。

英宗は位に復してから宰相の李賢等を信任して政務を委ねた。時に石亨・曹吉祥

石亨・曹吉祥の專橫

等は復辟の功を恃んで專橫を極めたので、英宗はこれを悅ばず、同じき四年（西曆一四六〇年）に石亨を捕へて獄へ投せしめたが、彼れは間もなく獄死した。翌年曹吉祥は自ら安んぜずして謀反を企てたが、事顯はれて殺された。同じき八年（西曆一四六四年）に英宗は崩じて太子が位に卽き、成化と改元した。これが卽ち憲宗（見深）である。この英宗の復位後及び憲宗の時代の韃靼關係は如何になつたであらうか。

憲宗の卽位

（韃靼狀勢の變化）　韃靼の孛來（Bolai）は已に毛里孩（Molikhai）と共に麻兒可兒を立てて可汗となし、兩人がその權力を掌握するやうになつた。初め脫脫不花は兀良哈の酋長沙布丹の女を娶つて麻兒可兒を生んだが、その後事によつて離緣になつた。この麻兒可兒は或は麻倫台吉ともいはれたが、當時生れて纔か三歲であつたから、母に從つて兀良哈に至り、その外祖父の沙不丹に養はれた。然るにその地方に騷亂が起つて沙不丹は殺され、麻兒可兒は捕へられて居つたが、明の景泰四年（西曆一四五三年）に瓦剌の也先が殺さるるに及び、孛來・毛里孩等に擁立せられることになつた。その時の齡は十六歲であつたので、小王子と稱せられたのである。これ等の事實は蒙古源流に見えて居るのみならず、明の英宗實錄の中にも毛里孩が脫脫不花の子を立て、兵を

麻兒可兒の擁立、小王子と稱す

韃靼の實權毛里孩と孛來とに歸す

率ゐて兀良哈地方に侵略を試みるといふ邊境からの報告があつたのによつても明であらう。この小王子卽ち麻兒可兒の時には、韃靼の權力は全く毛里孩と孛來とに歸して居つた。兩人は屢明の北境へ侵入したが、天順元年（西曆一四五七年）から同じき六年（西曆一四六二年）へかけて、孛來の甘肅・陝西の北部へ侵入した事實が頻りに現はれて居り、又毛里孩が兀良哈の方面を侵略した事實も見えて居る。明史に據ると、かく孛來・毛里孩の兩人が韃靼の權力を擅にして居るうちに、孛來は小王子麻兒可兒を弑して、その兄といひ或は從兄といはれる馬兒可兒吉思を立てたことになつて居るが、これは誤りで實は馬兒可兒吉思と麻兒可兒とは同一の人物でなければならない。この馬兒可兒吉思は同じき七年（西曆一四六三年）に明へ朝貢した記錄が見えて居るから、當時麻兒可兒小王子は尙生存して居つたと思ふ。

韃靼部の北邊侵入

毛里孩、孛來を殺す

明の憲宗の成化元年（西曆一四六五年）になり、孛來は兀良哈を誘うて遼東方面へ寇し、毛里孩は陝西方面へ侵入した。翌年毛里孩は更に山西の北境へ侵入したが、同じ年に孛來は遂に馬兒可兒吉思卽ち麻兒可兒小王子を弑したので、毛里孩は孛來を殺して別に可汗を擁立した。その可汗の名は不明で前後の事實も明でない。但、當時韃靼に

於て孛來と毛里孩とが權力を專にし、遂に可汗を廢立するやうな事實のあつたことは分るであらう。その後、毛里孩が獨權力を專にするに及び、更に斡羅致(Oroi)と稱するものが毛里孩と勢力を爭うた。毛里孩はその後己れの擁立した可汗を弑して斡羅致を逐うたが、斡羅致は明の河套の地方へ侵入した。毛里孩が可汗を弑した後に可汗は空位になつたか否かは記錄が闕けて居るので分らない。

毛里孩と斡羅致との爭

斡羅致の河套侵入

(韃靼の河套侵入と明の對策)　河套の地は今の綏遠省に屬し、黃河の屈曲せる所の南方に位して居る。秦漢の時代には河南郡や朔方郡のあつた處で、北方民族がこれに據ると支那へ侵入するに大なる便利がある。卽ち匈奴が一時秦漢を惱ましたのもこれが爲めであつた。そこで秦漢の政府はこの地方から匈奴を驅逐することを努めたのである。かかる譯で古來この河套の地は邊境の要地として重視せられて居つた。但、元の時代には蒙古から支那本部までを盡く統治したのであるから、河套の地は別に何等重要の地點とは認められなかつた。けれども明の時代になると、支那の本部の支配を主となし、蒙古には韃靼民族が據つて居つたから、河套の地方は再重要なる地點として考へられるに至つた。明の初めにはこの地方は明に屬して居つたが、英宗の天順年間になると、韃靼の民族が漸く侵入し割據するやうになつて來た。當時河套の守備を嚴にして北狄を驅除せんことを求めた意見も出たけれども、實行せられなかつたのである。その後、麻兒可兒小王子や孛來・毛里孩等がこの地方へ相續いて侵入し、更に陝西の北部を荒したことがある。けれども彼れ等は永くその地方に留まることが出來なかつた。然るに毛里孩・斡羅致が侵入するに及び、彼れ等は此處を根據地と定むるに至つた。これより明の北邊の患は一層熾烈になつて來たやうに見える。成化二年(西曆一四六六年)に明の兵部尚書王復は河套の地方を經略する意見を上り、長城を造り墩臺を築く必要を述べて居る。その意見は幾分採用せられ、長城墩臺の築造計畫を試みるやうになつた。故にこの方面の長城には明の中世に修築せられたものが多い。けれども毛里孩や斡羅致が陝西北部へ連年侵入することは止まず、明の方では更にこれが防備について大に力を盡し、右副都御史巡撫の馬文升等をして敵軍を破らしめたこともあつたが、未だ河套の地方から彼れ等を驅逐することは出來なかつたのである。

韃靼民族の河套割據

明の河套經略、長城の修築

韃靼の侵入續く

成化六年(西曆一四七〇年)になると斡羅致と乩加思蘭(Bekerüün)と稱するものが、頻りに河

韃靼の亂加思蘭の專權

明軍の韃靼擊破、河套の掃蕩

套の地方から侵入し來るので、明の方では王越等の諸將に命じてこれを防がしめたことがある。その後毛里孩や斡羅致等の勢力は漸く衰へ、亂加思蘭が獨權力を擅にすることになつた。初め亂加思蘭は滿都魯と謀り、孛羅忽(Balkho)を立てて可汗となさんとしたが聽かれず、因て滿都魯(孛羅忽の叔父)を立てて可汗となし己れの女を嫁し、自ら太師となつて權力を專にして居つた。時に毛里孩や斡羅致の侵寇は幾分減じたが、亂加思蘭は滿都魯可汗を擁して屢南侵するやうになつた。然るに同じき九年(西曆一四七三年)に及び、明軍は大に韃靼の軍を破つたので、彼れ等は一時河套の地から引き上げた。且、その後亂加思蘭は孛羅忽を殺し、滿都魯可汗を逐うたので、部下が離叛するに至つた。時に亦思馬因(Ismail)といふものが相謀つて亂加思蘭を殺し、自ら太師と稱した。當時彼れ等は已に河套の地を引き上げたのみならず、又內訌があつたので一時明の邊患が薄らいだといはれる。

かくの如く明と韃靼との關係が減じた時代に、西方に於て新に起つた問題は明と吐魯番との關係である。

第三節　明と吐魯番との關係

吐魯番の位置と來歷

吐魯番使節の來朝、明の保護

吐魯番の發展

(吐魯番の來歷)　吐魯番は今の新疆省の吐魯番縣の地方に當る。漢の時代には車師の境內に屬し、隋唐の時代には高昌國に屬して居つた。その後、唐ではここに安西都護府を置いたが、五代から宋の時代へかけては回紇の領する所であつた。元の時代に回紇を滅ぼして、その地に萬戶府を設け元の王族を封じた。古來西域交通の要路に當つて居るので、明使の西域往來の場合に於ても、吐魯番に對し種々の品物を贈つたことなどが見えて居る。吐魯番は時々明の方へ使を遣はしたが、永樂二十年(西曆一四二二年)になつてその酋長は別失八里の酋長歪思に逐はれて明の方へ逃れ來つたので、明はこれを保護してその本國へ送り還したことがある。これから吐魯番は一層明の恩德を感じて入貢を怠らなかつた。然るにその後漸く附近の土地を併呑し、柳城(新疆省吐魯番縣東Lukchun)火州(新疆省哈密縣西Karakhojo)などを侵略し、明の景泰年間には也里密火者といふものが、遂に王と稱するやうになつた。けれども明の方へ入貢することは絕えず、三年或は五年に必ず來朝したのである。處が成化五年(西曆一四六九年)になると、その王は

速檀（土丹と同じ）と稱して明へ使を遣はした。この前後の事實は明でないが、詰り吐魯番の勢力が漸く發展し來つたものと思はれる。同じき九年（西曆一四七三年）には速檀の阿力（阿里）といふものが、遂に哈密の地方を占領することになつた。

哈密王母の執政

（哈密の衰亡）　初め哈密の忠順王卜烈華は、明の天順四年（西曆一四六〇年）に歿し、嗣子がないので、その母が暫く國政を執ることになつて居つた。哈密は固より勢力のあつた國でなく、又婦人が國政を執るやうになつたので勢は益振はなかつた。加ふるに韃靼の亂加思蘭は哈密の衰運に乘じてこれを襲ひ破つたことがある。そこで王母はその部族を率ゐて國外に遁れ、苦峪（甘肅省燉煌縣東南）の地方に居つた。成化二十年（西曆一四八四年）になつて韃靼の兵が引上げたので、明は王母を保護してその國へ歸らしめ、前の哈密王の外孫であつた把答木兒を都督として哈密を守らしむることにした。然るにその後に至り、把答木兒が死んで、その子の罕愼が立つに及び、政令は統一せず國勢の衰弱は益甚しくなつた。而してこれと反對に吐魯番の勢力は一層盛になつて來たのである。

韃靼の攻撃

哈密の衰弱

吐魯番阿力の哈密占領

（明と吐魯番との衝突）　當時吐魯番の速檀阿力は、哈密の衰運に乘じて遂にこれを攻め破り、王母を捕へて明から與へた金印等を奪ひ去り、己れの妹婿の牙蘭を留めて哈密を守らしめたのみならず、阿力は更に苦峪の地方へ向つて兵を進めたので、明の邊境の守臣から頻にこれを中央政府へ報告して來た。時に兵部尚書白圭の意見に據れば

阿力の明境侵入、明の哈密救援

哈密の地は明の西藩である。然るに吐魯番は故なくしてその地を略奪した。若しこれを援はざれば罕東（甘肅省燉煌縣東南）赤斤（同上玉門縣）等の諸衞は皆吐魯番に蠶食せられ、嘉峪關以外は凡て敵地となり、その禍は甘肅方面に及ぶであらう。故に如何にしても哈密の地を回復しなければならぬ、（明朝紀事本末卷四十）

といふのであつた。そこで明の方では諸將に命じて哈密を經略せしめ、罕東・赤斤諸衞の兵を發してこれを援けしむることになつた。處が明の諸將は苦峪に止まつて前進せず、遂に哈密まで赴かずして引き上げてしまつた。そこで吐魯番の阿力は明を輕んじ、益西邊の諸衞を侵略するに至つた。然るに成化十二年（西曆一四七六年）になると、吐魯番から使者を明へ遣はして、哈密の王母の既に死んだことを告げ、明の方から使を送らばその金印と土地とを還すであらうと申込んだ。けれども眞に金印や土地

明軍の不振

吐魯番の阿里麻、速檀となる

哈密王罕愼の哈密回復

阿里麻の罕愼誘殺

哈密の吐魯番軍擊破

を還す意志のないことが明になつたので、明では別に新印を造つて、苦船に移つて居る哈密の王罕愼に賜はり、尙引き續いてその地に居らしむることにした。翌々年（成化十年（一四七四年））に吐魯番の阿力が死んで、その子の阿里麻が速檀となつた。明の諸將の中には、この機會に乘じて罕愼を哈密へ送り還すがよいといふ意見を述べたものもあつたが、未だ直ちにこれを實行することは出來なかつたのである。然るに成化十八年（西曆一四八二年）になると、罕東・赤斤二衞の兵を併せて哈密を守つて居つた吐魯番の牙蘭を逐ひ、勢に乘じてその附近の諸城を回復したのみならず、遂に哈密の舊城へ入ることが出來た。そこで明は罕愼を左都督に任じ、後に忠順王に封じた。處が吐魯番の阿力麻は陽に罕愼と和し、且婚を通じて罕愼を誘ひ殺し、再哈密を占領し、牙蘭をしてその地に據らしめた。これが明の弘治元年（西曆一四八八年）のことである。哈密の部下に屬するものは、皆明の境上へ來つて援を求めたので、明は吐魯番に諭してその土地を還さしめんとし、且赤斤・罕東の諸將に命じて哈密の回復を圖らしめた。翌年哈密の部下は明の邊將の援助を得、且つ罕東・赤斤の援をかりて哈密を襲擊し牙蘭を驅逐した。けれども哈密は猶未だ吐魯番の羈絆から全く脫し得なかつ

陝巴、哈密王となる

阿里麻また哈密を領す

明軍の哈密回復

たのである。然るにその翌年（弘治三年・西曆一四九〇年）吐魯番からの使が明へ來り、哈密の土地及び金印を還すが故に、明の方で抑留したる吐魯番の使者を還して貰ひたいと申込んだ。そこで弘治四年（西曆一四九一年）に明の方から使を吐魯番へ遣はし、哈密返還の件を實行せしむることになり、元の忠義王の一子陝巴を立てて哈密王となし、翌年これを忠順王に封じた。然るにまた吐魯番と爭議を生じ、同じき六年（西曆一四九三年）に吐魯番の兵が再哈密へ侵入し陝巴を捕へ去つた。因つて明の方では兵部侍郎張海、都督侯謙等に命じて哈密の回復を圖らしめた。これ等の諸將は甘州に至つたが、遂に哈密に赴かずして引き還したのである。そこで阿里麻は又哈密に入つて大に罕東等の諸衞を掠めた上に、その將牙蘭を哈密へ留めて引き上げた。弘治八年（西曆一四九五年）に明は兵部尙書馬文升に命じ、部下の將士を率ゐ、罕東諸衞の兵を發して哈密を襲はしめんとしたので、牙蘭は遁れ去つた。明軍は哈密へ入り、陝巴の家族を執へて引き還した。蓋、留まつて哈密を占領することは出來得なかつたのであらう。そこで吐魯番の阿里麻はまた哈密に據るやうになつたが、幾もなくして陝巴及び金印を明へ還すことになり、明は陝巴を更に忠順王に封じこれを哈密へ護送することになつた。これが

陝巴の哈密領有と沙州逼入

阿里麻殺して滿速兒立つ

明軍の吐魯番經略

吐魯番の明境侵入

同じき十二年（西曆一四九九年）のことである。この後陝巴は哈密に君臨したが、酒を嗜んで意を政務に留めず頗人心を失つた。同じき十七年（西曆一五〇四年）に陝巴の部下が叛き、阿里麻の次子眞帖木兒（年十三）を吐魯番から迎へて王となした。そこで陝巴は沙州の地方へ逃れ去つた。明の方ではまた陝巴を哈密へ送還せんと計畫したが、翌年陝巴は殺し、その子の拜牙蘭が嗣いで哈密に君臨した。吐魯番では阿里麻が殺し、その諸子の間に爭訌が起つたが、眞帖木兒の兄滿速兒が內亂を定めて速檀となつた。時に眞帖木兒も吐魯番へ還つて來た。明の正德五年（西曆一五一〇年）になつて、拜牙蘭は明に叛いて吐魯番へ附いたので、吐魯番がまた哈密へ據るやうになつた。そこで翌年に明は右都御使の彭澤に命じ、甘肅方面の兵を率ゐて吐魯番の經略をなさしむることになつた。然るにその翌年（正德七年）に吐魯番は赤斤の地方へ寇したが、彭澤から使を遣はして講和を勸めたので、滿速兒は哈密の土地及び金印を還すことになつた。かくて彭澤は軍を引き還したが、吐魯番は明軍の能く爲す所なきを知り、また哈密に據つて肅州（甘肅省酒泉縣）を侵した。嘉靖元年（西曆一五二二年）になつて、吐魯番の滿速兒は大擧して來侵し、甘州に入つたが明軍に破られ流矢に中つて死んだ。けれども牙木蘭が嗣いで立ち、

明の哈密放棄

明の對外政策の不成功

同じき四年（西曆一二五年）に入寇し、沙州・肅州を侵すに至つた。明は西方の經略を繼續することは出來なかつたので、遂に哈密を放棄することになつたのである。

以上述べた如く、明の英宗から憲宗・孝宗・武宗の時代にかけて南方には黨川との關係があり、北方には韃靼・瓦剌との關係があつて、それが間斷なく明の對外問題の中心となつたが、何時も思ふやうに成功を見ることは出來なかつた。これは內部に於て明初の如き國狀を有せず、漸く衰運の兆候を生じ來つたことも與つて力あらう。而して特にその衰運の兆候を宦官の專橫や匪賊の蜂起等に於て窺ふことが出來ると思ふ。

第四節　明の衰運

其一　宦官の任用

（宦官跋扈の來歷）　宦官の禍は支那の歷代史上に散見して居るが、その害毒の最甚しかつたのは後漢の時代と唐の時代とであつた。然るに明の時代も亦これに次ぐべき事實が現はれて居る。

古代の宦官は宮刑を受けたものを任用したが、その後宮刑が廢止せられたので、專ら自宮者若くは幼少の時に閹割せられたもの、若くは外民族の俘虜、又は外國より輸入せる奴隷等の閹人を任用したといはれる。唐の時には各地方官が管下の閹人を募つて宮廷へ貢進し、宮官の補充に供したことがある。當時自宮者を私白と稱したが、明代には火者というた。この火者は印度語 Khoja が傳はつたもので、閹人の意味と異ならない。かく外來語が一般に使用せられた位であるから、當時閹人が相當に輸入せられたことが想像される。而してその輸入港の所在地であつた福建・廣東の地方に自宮者の頗多かつたことも偶然でない。唐・宋の時代は實子や養子の閹割を默認したが、その後閹割の爲めに養子をなすものがあつたものと見え、元の時代にはこれが制裁を設けたのみならず、大明律には禁制の條文が揭げられて居る。けれども實子の閹割は依然として默認せられた。故に明代の宦官は漢人を主とせるは勿論であつたが、外民族に屬するものも少くなかつたやうである。その外民族には西域胡人・西藏人・南蠻人・女眞人・高麗人等があつた。

明の太祖は歷代宦官の禍害に懲り、その數を多からしめず、又これに權力の歸する

宮刑廢止後の宦官

閹人の輸入

自宮の禁

明初宦官の政治干與禁止

ことなきやうに注意した。卽ち第一に政治に干與することを禁じたのである。されば洪武十七年（西曆一三八四年）の鐵牌に「內臣不得干預政事、犯者斬」の語を鑄出して、これを宮門に懸けしめ、又外司に勅して內官と交通往來することなからしめたといはれる。これは外司が宦官を利用することを豫防した上に、宦官が外司と結托して不法を行ふことを注意したものであらう。第二は字を識り書を讀むことを禁じた。卽ち明史の職官志に

太祖曾謂侍臣曰、朕觀周禮、奄寺不及百人、後世至踰數千、因用階亂、此曹止可供洒掃給使令、非別有委任、毋令過多、（明史卷七十四）

とあり、又

有內侍事帝（太祖）最久、微言及政事、立斥之、終其身不召、因定制、內侍毋許識字、（上同）

と見えて居る。勿論已に字を識つて居るものは如何とも爲し難いが、無學のものを新に敎育するが如きことなからしめた。これは詰り書を讀み字を識れば彼れ等の知識を增し、却つて不法の行爲を助長するやうになるを慮つた爲めであらう。されば宋濂の大明日曆序にも、后妃外戚が政に預らざるのみならず、宦官の徒は掃除の役

宦官の學問禁止

に供するのみであつたことを逃べて居る（宋學士全集卷五）。又王世貞の筆記に太祖の時代には宦官は政事に與ることが出來ず、彼れ等の大官を見るや低身叩頭して恭敬を盡し毫も權力がなかつたというて居る。この太祖の方針は二代の建文帝の時にも繼承せられ、稍不法の行爲ある宦官があれば、直にこれを處分したのであつた。然るに成祖が兵を起して建文帝と爭ふに方り、南京の宦官は京師の內情を成祖の方へ漏した爲め、成祖の南侵に利便を與へた。そこで成祖の時代には、これを德として幾分その待遇を厚くし取締を寬にした。これが宦官の漸く勢力を得來る端緒であるといはれる。

建文帝の遺法遵守

成祖の宦官待遇改善

（宦官の職司）　さて明代の宦官の職司をみるに十二監・四司・八局に分れて居り、これが二十四衙門と稱せられた。十二監とは（每監太監一員正四品・左右小監各一員從四品）

十二監の設置

司禮監　內管監　御用監　司設監　御馬監　神宮監

尙膳監　尙寶監　印綬監　直殿監　尙衣監　都知監

をいひ、四司とは（每司各司正一人正五品・左右司副各一人從五品）

四司と八局

惜薪司　鐘鼓司　寶鈔司　混堂司

をいひ、八局とは（每局大使一人正五品・左右副使各一人從五品）

兵杖局　銀作局　浣衣局　巾帽局　鍼工局　內織染局　酒醋麪局　司苑局

をいうた。これ等の職司は皆宮廷の職務に屬し、毫も政事や軍務に關するものではなく、且その地位も最高が正四品に過ぎなかつた。然るにその後になると漸く政務や軍務に關係するやうになつて來たのである。

（宦官の出使任務）　先づ注意すべきは宦官が出使の任務を擔當するやうになつたことであらう。これは國內の出使と國外の出使とに分つて觀ることが出來る。國內に於て宮廷の御用があれば、常に宦官が使命を帶びてその目的地に出向うた。太祖の時にも宦官の出使のことはあつたけれども、別に弊害は伴はなかつた。然るに永樂五年（西曆一四〇七年）に山西へ派遣せられた宦官は、僞つて詔と稱して不法を働いたことがある。また同じき十九年（西曆一四二一年）及び二十年には、兩京その他各地へ宦官を派遣して府庫の勘察をなさしめたことが見えて居る。仁宗が位に卽いた後には、出使の宦官は成る可く十日以內を期限として歸還せしむることにした。これは彼れ等が長く地方に滯留すれば、益その弊害を助長するからであつたらう。洪熙元年（西曆一四

宦官の國內出使

出使宦官の不法

尹崇高の上書

二五年）に宣宗が位に即くに及び、巡按浙江監察御史尹崇高は上奏して

朝廷近差內官內使於浙江、市貨諸物、海物置局拘集、動擾供給、繁勞朝廷、所費甚大、宜皆取回、惟令有司買納、（皇明宣宗實錄）

というて居る。當時その意見は採用せられたに拘はらず、宣德六年（西曆一四三一年）には擅に內官內使を差遣し、官吏軍民を凌虐して金銀等の財物を逼取したので、磔斬せられたものがあつた。これを見れば國內出使の宦官が宮廷の威を藉りて如何に不法の行爲をなしたかが窺はれるであらう。

宦官の國外出使

（宦官の西南出使）　國外出使の宦官は南は南洋・印度洋及波斯灣の方面、西は西域及び西藏、東北は滿洲や露領沿海州の方面まで足跡を留めて居る。永樂三年（西曆一四〇五年）に初めて內官が勅命を奉じて暹羅へ使したことが見えて居り、次いで太監鄭和は同じき年に舟師を率ゐて西洋へ赴いた。この西洋とは今の印度洋及び波斯灣阿剌比亞海の方面をいふ。鄭和は雲南人であるが、實は蠻種であらうといはれる。世に三保太監と稱し、成祖の信任を得て西洋派遣の命を受けた。この派遣の目的は建文帝の踪跡を探らんが爲めと、國威を海外へ宣揚し、併せて交通貿易の利益を收めんが爲めであつたといはれるが、寧ろ後者の方が主であらう。鄭和は長さ四十八丈廣さ十八丈の大船六十二艘を造り、士卒二萬七千八百餘人を分乘せしめ、蘇州の劉家河より海上に出で、福建に至り占城へ達し、それより諸番國を徧歷して明の皇帝の詔を宣し、その君長を招撫し交通貿易を開いて歸つた。彼れは永樂三年（西曆一四〇五年）から宣德五年（西曆一四三〇年）まで三朝に亘り、約二十五年間に七回程、この方面へ派遣されたのである。

太監鄭和西洋に使す

鄭和七回西洋に赴く

海神天妃廟の建設せらるゝやうになつたのも此の時代からであらう。

（參考）鄭和の出發及び歸朝年表

永樂三年六月出發　同五年九月歸朝
同六年九月出發　同九年六月獻俘
同十年十一月出發　同十三年七月歸朝
同十四年出發　同十七年七月歸朝
同十九年春正月出發　同二十年八月歸朝
同二十二年正月出發　同年八月歸朝
宣德五年六月出發　同八年六月歸還

明の南海交通

費信の星槎勝覽

宦官の西方出使

その足跡の及んだ所は占城(Champa)爪哇(Java)眞臘(Cambodja)舊港(Palembang)暹羅(Siam)滿剌加(Malacca)渤泥(Brunei)蘇門答剌(Sumatra)錫蘭(Ceylon)榜葛剌(Bengal)古里(Calicut)天方(Mecca)等の三十餘國に上つたといはれる。これが爲め明初の西洋交通は盛に開けて、諸國から明へ來朝通貢するものも少くなかつた。かかる諸國の事情を記した書には費信の星槎勝覽がある。その正統元年の自序に

太宗文皇帝、繼續文明之治、格于四表、於是屢命正使太監鄭和・王景弘・侯顯等、開道九夷八蠻、欽賜璽書禮幣、皇風清穆、覃被無疆、天之所覆、地之所載、莫不貢獻臣服、三・五之世、不是過矣、

とあり。費信は中使に隨つて前後數回、二十餘年に亙り、海外諸番國へ往來したのである。この鄭和と同時に派遣せられた王景弘も宦官であり、又西藏及び尼八剌や榜葛剌へ派遣せられた宦官に侯顯があり、特に侯顯は五たび絶域に使し、その勞蹟は鄭和に亞ぐといはれる。又宦官李達は吏部員外郎陳誠と共に陸路から西域諸國即ち哈密・吐魯番・于闐・撒馬爾干・哈烈・迭里迷・渴石・達矢干等の十餘國へ使した(陳誠は西域行程記を上つたが今傳はらぬ)。而して東北の滿洲里・黑龍江流域へは宦官の亦失哈等が派遣せられたのである。

奴爾干都司の位置及びその來歷

奴爾干永寧寺碑

亦失哈、滿洲及び樺太地方に使す

(宦官の東北出使)　滿洲東北の黑龍江流域を經略したことは、明初の奴爾干都司永寧寺碑文にて徵することが出來よう。奴爾干都司は黑龍江の下流に置かれたもので、その事實は皇明實錄にも見えて居るが、委しいことは勅修奴爾干永寧寺碑及び重建奴爾干永寧寺碑に見えて居る。前者は永樂年間に建てられ、後者は宣德九年に建てられたものである。この兩箇の碑石は黑龍江の下流なる「チル」(Tyr)といふ處にあつたのを、後世になつて露人がこれを浦鹽斯德の博物館へ移藏することにしたが、今も尙存在するであらう。その碑文は剝蝕して讀むことの出來ない部分が多いが、大體如何なることが記述されてあるかは判る。碑文だけならば吉林通志に剝蝕のまま揭載されて居るから、何人も通覽することが出來よう。

さて勅修永寧寺碑に據ると、永樂九年(西曆一四一一年)の春に內官即ち宦官の亦失哈等を遣はして、奴爾干の地方を招撫せしむることになり、翌年亦矢哈等は奴爾干の地方に赴いて苦夷とか吉列迷とかいふ部族へ衣服穀類を賜はつたことが見えて居る。この苦夷は唐の流鬼國に當り、後に苦兀或は庫葉と書いたものと同じく、今の樺太の地であり、吉列迷は或は「グリヤーク」(Guliyāk)民族を指したのではないかと思はれる。

亦失哈の再使計畫

亦失哈の奴爾干經營

又宣宗實錄に據ると、仁宗の洪熙元年（西暦一四二五年）に遼東都司に詔し、內官亦失哈等に從つて奴爾干に赴き、その地方の人民に鈔幣を賜はつたことが見えて居る。それから宣德三年（西暦一四二八年）にまた亦失哈等を遣はして酒食絹帛を齎し、奴爾干の地方を招撫せしむることになり、松花江で造船の計畫をなさしめたが、その經費頗大なるを以て、翌年宣宗は遼東都司に詔し、亦失哈等の將來せる品物を倉庫へ保管せしめ、彼れ等をして一時北京へ歸らしむることにしたことが見えて居る。また重建奴爾干永寧寺碑に據ると、宣德七年（西暦一四三二年）には亦失哈に命じ、遼東都指揮使の康政と同じく一萬二千の兵と五十の兵船とを率ゐて、奴爾干の地方を經營せしむることになつたことが記してある。この碑文の後に欽差都知太監亦失哈や遼東都指揮使康政等の名が列記されてある。鄭和が西南の地方へ赴いたことは頗名高いが、亦失哈の東北地方へ赴いたことは割合に知られて居らぬ。けれどもこの永寧寺碑に據れば、その事實が證明せられるのみならず、やはり宦官がその任に當つたことが知られる。即ち明初以來の宦官取締の方針が成祖以後に至つて變じ來り、重要なる出使の任務が宦官に任せられた事實が分るであらう。

宦官の兵權警察權掌握

山壽の專橫

宦官の京營指揮

孫磐の宦官攻擊

（宦官の軍務參與）　次に注意すべきは宦官が兵權及び警察權を握るやうになつたことで、これも成祖以後のことであらう。即ち鄭和や亦失哈も軍務に關係したのみならず、仁宗の時、甘肅の總兵官が自ら軍務を斷ずることが出來ず、悉く宦官の指揮を受けた事實があり、宣宗の時南方を征した場合に、宦官の馬騏といふものが軍隊を奪取した事實があり、宦官の山壽は安南征討の軍に從つたが、專橫で措置宜しきを失つた爲めに、安南を放棄するに至つた事實もある。又景泰の頃には宦官が京營（京師守備の近衞兵の如きもの）の提督たるやうになり、その後も引續いて京營を指揮することになつたが、更に地方の軍隊をも監督し、隨分專橫を働いて居る。武宗の正德元年（西暦一五〇六年）に吏部主事の孫磐は上奏して

今日の弊政は宦官が兵を典ることより甚しきはない。全體、宦官は內官と稱し外部の政務に預るべきものでない。況や兵を典るに於ては猶更である。前代の盛時には未だ嘗て斯樣な例はなかつた。唐・宋の季世に初めて監軍を置き、宦官をしてこれに當らしめたが、その國は遂に亡びた。然るに今邊境の軍隊は、宦官が勢を恃むで專恣を事とし、一旦警あらば精卒を擁して自ら守り、敵に克てば部下を縱つ

て功を占む。武人はこれに夤縁して上達を圖り、憲司も敢て訐問することをしない。その率ゐる輩下の頭目も概ね無頼の惡少で、呑噬爭奪は全く狼虎と同じである。故に三軍は氣を喪ひ百職も心を灰にして居る。願はくは彼れ等を京師に召還し、邊境の任務は專ら將帥に委ねられたい、(明史卷百八十九孫磐傳)

東廠の設置

というて居るが、蓋當時の實狀を指摘したものであらう。加之宦官は更に警察權を掌握するに至つた。それは成祖の永樂十八年(西暦一四二〇年)に東廠が設置せられ、これが宮中の警察を掌つたのであるが、その主任は宦官を以て充てられた。初めは東廠の警察權は宮中のみに限つたが、後には宮中以外にも干與するやうになつた。當時宦官に憎まれたものは、事に托して東廠の獄に繫がれることさへあつた。憲宗の成化十三年(西暦一四七七年)には此の東廠に對して更に西廠と稱するものが設けられ、同じく宦官を長官とし警察を掌るやうになつた。この西廠は時に存廢があつたけれども、東廠は初めから通じて繼續し、警察を掌つて權力を振ふことになつて來たのである。且、彼れ等が學を修め字を知るやうになつたのも、亦その地位を高め勢力を增すに與つて力あつたであらう。

西廠の設置

内書堂の建設

宦官教育の狀況

宦官の教養

(宦官の學問)　初め洪武・建文の時代には宦官の讀書を禁じたが、永樂の時代からはその禁令が緩んでしまつた。宣德年間には內書堂を設けて、大學士陳山に命じ宦官の子弟の教育をなさしめたが、後詞臣がその任に當ることになつた。その子弟は年齡十歲前後で二・三百名の多數に上り、宦官をしてこれが監督をなさしめたのである。その教課は百家姓及び千字文を先にし、孝經・大學・中庸・論語・孟子等に及んだ。これ等の書籍は總て官費で給與せられた。明宮史の記する所に據ると、宦官の居る司禮監門內の松樹室の楹上には

學未到孔孟門墻、須努力鑽行勿懈
職但司宮庭洒掃、且乘時勤讀爲先、

といふ對聯が揭げられてあつたといふことである。かくして明の中世以後には、宦官にして文字を識り書を讀むものが漸く現はれて來た。明史に

同時有覃吉者、不知所由進、以老奄侍太子(斥孝宗)、太子歲九歲、吉口授四書章句及古今政典、(明史卷三百四懷恩傳)

とあり、宦官が明の太子に書籍を口授したことさへ見えて居る。千頃堂書目に據る

宦官の著書

と宦官の詩文集として龔輦（南昌の人、弘治時代）の冲虛集、王翺（通州の人、嘉靖時代）の禁砌蛩吟、張維（霸州の人、隆慶・萬曆の間）の蒼雪齋稿（三卷）等が著錄せられて居る。又明末に宦官の劉若愚といふものが酌中志や明宮史などを著はして居るが、これらの書は當時の宮廷事情を窺ふに缺く可からざる資料であらう。かくの如き譯で、明初の宦官壓迫の方針は、後世次第に緩和せられ、遂に宦官は絕大の勢力を振うて、明の中世以後の朝廷に累を及ぼすやうになつた。今茲に宣宗から武宗の時代までの宦官專橫の事實を述べて置かう。

金英・王振の專橫

其二　宦官の專橫

（宦官專橫の事實）　宣宗の時には宦官の金英が司禮監となつて頗信任せられたが、未だ專橫の極に達するには至らなかつた。その後、英宗の時になると王振といふものが勢力を振うた。王振は英宗の太子たりし時から左右に奉侍して居つたが、その即位の後、遂に擧げられて司禮太監となつた。彼れの專橫跋扈の事實は頗多いが、政治に關係し麓川征伐に干與する所があつた。また彼れに反對する人物を斥けたり殺したりしたことが少くない。特に英宗に勸めて瓦剌の也先を親征せしめ、土木堡の戰に敗れて英宗を捕虜たらしめ、彼れ自らも殺された事實は既に前に述べた通りである。王振の後には曹吉祥が勢力を振うた。

曹吉祥の專橫

曹吉祥はもと王振の部下であつて、正統の初め麓川征伐に監軍となり、又兀良哈の征討や福建の匪賊（鄭茂七）の征伐にも與つたことがある。王振の死後即ち景泰中には京營を分掌し、遂に石亨と結び英宗を迎へて位に復せしめ、司禮太監に遷り、三大營を總督するに至り、その一族子弟は皆要地に立つて權勢を專にした。處が天順四年（西曆一四六〇年）に石亨が捕へられて獄死するに及び、吉祥は自ら安んせず、不軌を圖つたが成らずして捕へられ、その族黨と共に誅せられて了つた。然るに憲宗の時代に及び汪直といふものがまた專橫を極めた。

汪直の專橫

汪直は大藤峽（廣西省武宣縣南）の猺種であつたが、宦官となり憲宗に仕へて御馬太監に遷り、成化十三年（西曆一四七七年）に西廠を設けて東廠に對するに及び、汪直をしてこれを領せしめたが、彼れはその地位を利用し屢大獄を起し、權勢は殆東廠の上に在つた。時にこれを彈劾するものがあり、一時西廠は罷められることになつたが、幾もなくしてまた設けられ、汪直が再これを領するに至つた。次いで或は命を奉じて邊境を巡視し、或は出征軍隊の監軍となり、到る處に威勢を振うたが、後事によつて憲宗の信寵を失

ひ、外に出されて大同を鎭し、更に南京の御馬監に遷つたが、その死と同時に西廠も亦罷められた。憲宗の次の孝宗の時代には、宦官專橫の事實は見えなかつたが、その次の武宗の時代に及び、また劉瑾等の專橫が現はれて來た。

劉瑾の專橫

劉瑾は武宗が太子たりし時に、東宮に奉仕して信任を得、その後正德元年（西曆一五〇六年）に鐘鼓司より內官監となつた。當時宦官は武宗の驕恣放佚に乘じ、その寵幸を得たもの劉瑾の外に張永・谷大用等の七人あり、劉瑾を併せて八虎と稱せられた。時に大學士の劉健・李東陽等は連りに上疏して宦官の專橫を論じたが用ひられなかつた。

韓文等の官非難

次いで戶部尙書の韓文等も亦上疏して彼れ等を攻擊した。その中に

（前略）巧僞によつて上心を搖蕩し、或は毬を擊ち馬を走せ、或は鷹を放ち兎を逐ひ、或は俳優の雜劇を御前に演じ、或は萬乘の尊き身を導いて商をなさしめる等、上を狎れ褻して禮儀は全く顧みられない。その遊戲は日夜打ち續き、精神を勞耗し聖德を虧損し、遂に天道をして序を失し、地氣をして寧きことなからしめ、雷異星變があり、桃李秋に花咲くといふ現象が見受けられるに至つた。これはかかる小人輩が君上を惑はし、以て私事を行ふを知つて、天命及び祖宗の大業が皆陛下の一身にかかつて居ることを知らないからである。太祖高皇帝は艱難百戰、四海を領有し、列聖繼承、之を陛下に傳へられた。先帝崩御に際して、顧命の語は、親しく陛下の聞かれた所である。何故に姑息の群小を左右に置き、長夜の遊樂に耽り、以て聖德を累はし賜ふか、（明朝紀事本末卷四十三）

というた。その語頗痛烈に過ぎたが、當時宦官專橫の情態を窺ふに足るであらう。

劉瑾反つて重んぜらる

然るにこの上疏は劉瑾等の泣訴によつて採用せられず、反つて劉瑾は司禮監に任せられ、兼ねて提督團營となり、その他の徒黨が或は東廠の提督となり、或は西廠の提督となるに至つた。かくて劉健・韓文等は罷められ、吏部尙書の焦芳が大學士となつたのは、劉瑾等と相通じて居つた爲めであつた。彼の兵部主事の王陽明が上疏によつて劉瑾の怒に觸れ、貴州の龍場驛丞に貶せられたのはこの時代であつた。武宗は益劉瑾を信じて、一般奏疏の裁斷をその取捨に任じたのである。故に彼れの權威は一層盛になり、翌年三月には反對派を姦黨として、その姓名を朝堂に標榜し、詔を矯めて太監たるものをして刑政に預るを得せしめ、且內臣の父兄に官職を與ふるが如き專橫を敢てした。當時劉瑾に迎合するものは用ゐられ、逆ふものは斥けられる有樣で、

劉瑾の專橫益甚し

人心は頗安んじなかつたのである。同じき三年（西暦一五〇八年）に或る日劉瑾を彈劾する文書が丹墀に捨ててあつたので、劉瑾は大に怒り多數の朝官を執へて獄へ下したことがある。

劉瑾の誅除

正德四年（西暦一五〇九年）に御史を遣はして、各邊の屯田を整理せしめ、新に增加せる地畝を算出せしめてこれに課稅を試み、頗誅求をなしたので人心安んぜず、皆亂を思ふに至つた。時に安化王寘鐇は劉瑾の罪狀を論列し、誅伐を名として兵を擧げたので、都御使楊一清と太監張永とに命じてこれを討たしめた。當時張永は劉瑾と對立して權力を爭うて居つたから、楊一清は出征の途中で張永を說得し、劉瑾を除かしめんと計畫した。かくて彼れ等は安化王を平げて寧夏より凱旋するや、劉永は劉瑾が安化の變を激發した責めを恐れて、陰に不軌を謀ると進言し、武宗の許可を得て、禁兵をしてこれを執へしめ、その家財を沒收したのみならず、遂に彼れを誅するに至つた。その沒收された家財の種類や量數等は稍過大に失するやうに思はれるが、少くとも彼れが時に臨み機に應じて私家私腹を肥すことを力めた事實が知られる。

安化王の擧兵とその敗死

（參照）及ビ籍二其家一、得金二十四萬錠、又五萬七千八百兩、元寶五百萬錠、又一百五十八萬三千六百兩、寶石二斗、金甲二、金鉤三千、玉帶四千一百六十二束、獅蠻帶二束、金湯盒五百、蟒衣四百七十襲、牙牌二匱、穿宮牌五百、金牌三、衮袍八、爪金龍四、玉琴一、玉瑤印一、盔甲三千、冬月團扇僞貂皮扇中置刀二、衣甲千餘、弓弩五百、（明朝紀事本末卷四十三）

宦官の專橫止まず

劉瑾が誅せられるや、その黨派の彈劾が俄かに盛になり、罪を得て排斥せられたものが少くなかつた。けれども江彬の輩が猶存し、宦官の權力を掌握することは依然として變らず、宮廷の肅正は成し得なかつた。加ふるに武宗の時代には、地方に匪賊の剽掠の事實が頻發し、人心の安定を得ることが出來なかつたのである。

東北及び中央の匪亂

其三　匪賊の頻發

（地方の騷亂及び鎭定）　憲宗の時代には湖南・四川の地方に匪賊の亂が起つたが幸にして鎭定せられ、孝宗の時代を通じて暫く地方の無事を保つを得た。然るに武宗の時代になるとまた各地に匪賊の叛亂を見るに至つた。正德四年（西暦一四九九年）には近畿の地方に劉六・劉七の徒が亂を作し、河北・山東を荒し更に河南・安徽・湖北に及んだが、遼東巡撫都御史彭澤が軍務を提督し、諸將と共に征剿に從事し、同じき七年（西暦一四一二年）に及び終にこれを鎭定した。

西方及び中央の匪亂

正德三年（西曆一五一四年）に陝西の漢中地方に藍廷瑞・鄢本恕の徒が亂を起し、河南湖北四川の地方に出沒して殺掠を恣した。時に刑部尚書兼左都御史洪鐘が四省の軍務を總督して討伐に從事したが、思ふやうに功を奏することは出來なかつた。然るに彭澤が東南の匪亂を平げた後、またこの方面の剿討に從事し、同じき八年（西曆一五一三年）に及び遂にこれを鎭定するに至つた。

江西及び東南の匪亂

同じき六年（西曆一五一一年）に江西の地方に匪賊が蜂起し、靖安（江西省德安縣）華林（同上奉新縣西）東鄉（同上東鄉縣）贛州（同上贛縣）等の地に割據したが、翌年に右都御史陶琰が軍務を總督し諸將と共に征剿に從事し、同じき九年（西曆一五一四年）にこれを鎭定した。然るに同じき十一年（西曆一五一六年）にまた江西・福建・湖南・廣東の省境に匪賊が割據し、一時猖獗を極めたが、これは巡撫南贛都御史王守仁が征討の任に當り、同じき十三年（西曆一五一八年）にこれを鎭定した。これ等地方の騷亂に幸にして平定するを得たが、中央に於ける宦官の專橫は依然として改らず、加ふるに世宗の時には北虜南倭の侵寇があり、明の衰運は遂にこれを挽回することは出來なかつたのである。

第九章　北虜南倭の侵寇及び安南・緬甸の形勢

明の國內事情

第一節　北虜の侵入

北虜南倭とは明の時代に並び稱せられた通常語で、卽ち武備志（卷二百三十三）に國家之患、曰南倭北虜とある。北虜は韃靼、南倭は日本で、倭寇と韃靼の侵入とを斥したのである。さて當時の韃靼の形勢は如何になつて居つたであらうか。

北虜と南倭

（達延汗の出現）　韃靼の太師乩加思蘭が可汗の滿都魯を逐ひ孛羅忽を殺してより、益その內訌を長じ、乩加思蘭はまた亦思馬因に殺されたことは既に述べた通りである。その後滿都魯可汗が歿したので（明成化十五年・西曆一四七九年）孛羅忽の遺子巴圖蒙克が可汗となつた。蒙古源流に據ると滿都魯の福晉（夫人）は年三十三であつたが、七歲の巴圖蒙克と結婚してこれを可汗に擁立した話を傳へて居る。この話は甚疑はしいが、巴圖蒙克が可汗になつたことは事實と認めて差支なからう。又蒙古源流に據ると、巴圖

巴圖蒙克、可汗となる

達延可汗の名稱

達延汗、亦思馬因を破る

達延汗の瓦剌及び兀良哈の平定

蒙克が達延(Dayan)國に據つて、遂に達延汗と稱したとある。この達延國は大元國で、達延汗とは大元可汗といふのと同じことであらう。又明の記錄には別に歹顏哈或は歹顏罕となつて居るものもあるが、何れも達延汗即ち大元汗に當る可きものである。かくの如く、明の方でも達延汗の稱呼が知られて居つたのであるが、多くは小王子として記され、或は把禿猛可王として記されて居る。この把圖猛可は巴圖蒙克と同じであることは言ふまでもない。而してこれが蒙古民族の再韃靼を統一してその勢力を回復した時代である。

初め達延汗は太師の亦思馬因と合はず、互に相爭うて居つたが、後亦思馬因を破りその子を捕虜とした。これが明の記錄には成化十九年(西暦一四八三年)頃となつて居る。その後の亦思馬因の成行きは記錄が缺けて居つて分らぬが、同じき二十二年(西暦一四八六年)に哈密から明へ報告した所に據ると、亦思馬因の死んだことが認められる。蓋、彼れは勢力を失つて外に客死したのではあるまいか。かくの如く達延汗は亦思馬因を破つて可汗の權力を回復したのみならず、その一代には瓦剌を征服して蒙古の西方に起つた叛亂を平定したことが見えて居る。又東方に於ては兀良哈の叛亂をも

達延汗の蒙古統一

伯顏猛可の繼立

伯顏猛可の北邊侵入

征定したといはれる。かくて彼れは蒙古の各地を統一して、玆に謂ふ所の達延汗として知られるやうになつた。蒙古源流に據ると、達延汗の在位の間は甚長い。即ち明の成化六年(西暦一四七〇年)から嘉靖二十三年(西暦一五四三年)に至るまで、約七十四年の間その位に在つたことになつて居る。けれども明側の記錄に據ると、達延汗巴圖蒙克の一代はかくの如く長いものではなく、彼れは成化・弘治の間に歿して、その弟の伯顏猛可(Bayan Mang)が立つたことになつて居る。特に皇明實錄には、弘治元年(西暦一四八八年)に伯顏猛可が自ら大元可汗と稱して、和好を明に求めたことが見えて居る。双方の記錄が不十分で事實の明瞭を缺いで居るけれども、達延汗の後に伯顏猛可が繼いだものとして敍述を進めよう。

(韃靼の形勢)　伯顏猛可は明の弘治三年(西暦一四九〇年)に明へ使を遣はして好を通じたが、同じき七年(西暦一四九四年)に陝西の地方に寇し、同じき十年(西暦一四九七年)には甘肅の地方を侵した。その後引き續いて蒙古別部の酋長火篩と共に、明の山西から陝西方面を侵したことが見えて居る。のみならず正德四年(西暦一五〇九年)から同じき十三年(西暦一五一八年)頃へかけて、毎年陝西の北邊に侵入した事實も見えて居る。この伯顏猛可の末路は

如何なつたか明でないが、その後卜赤といふものが韃靼の可汗であつた。蒙古源流に據ると卜赤は達延汗把禿猛可の孫になつて居る。傳ふる所に據ると達延汗は男子が十一人女子が一人即ち十二人の子女があつたといはれる。この十一人の男子のあつたことは明の記錄にも見えてゐるから事實であらう。當時達延汗はそれ等の子供を各地へ分ち封じたが、その人名や場處に就いては蒙古源流や蒙古王公表傳等に見えて居り、兩書の間に多少の相違はあるけれども、分封の事實は合致して居るから疑ひはない。明の記錄によれば正德年間に小王子に三子があつて、長を阿爾倫、次を阿著、次を瀦官嗔と稱したが、阿爾倫の子卜赤といふものが可汗となつたと書いてある。この小王子とは誰を斥したか疑問であるが、達延汗把禿猛可の次に伯顏猛可が立つたとすると、此の小王子は伯顏猛可の子でなければならぬことになる。蒙古源流には達延汗の實際の孫になつて居るけれども、明の記錄では彼れの弟の子孫になつて居る。その邊は明確を缺くが、卜赤が韃靼の可汗になつたことは事實と認めて差支ない。これが明の武宗の正德の末年であるやうに見える。この卜赤小王子の時代には、達延汗の子孫が分封せられた結果として、各地に割據して勢力を有するやうになつて居つた。而してその子孫の中から二人の英傑（竟必里克・阿勒坦）が現はれた。これが屢明の方へ寇するに及び、明では特に北虜と稱して南倭と並稱するやうになつたのである。

達延汗諸子の分封

小王子とその時代

竟必里克墨兒根と阿勒坦

蒙古源流に據れば、達延汗の第三子に巴爾斯博羅特（Bars Bolod）といふものがあつて、これが鄂爾多斯から土默特の地方を領して居つた。この巴爾斯博羅特に七人の子供があつて、長子の竟必里克墨兒根（Gun Bilik Mergen）が鄂爾多斯の地方を領し、次子の阿勒坦（Altan）が土默特の地方を領し、その他の兄弟も亦皆相當の土地を分領して居つたことになつて居る。然るに明の記錄に據ると、歹顏哈卽ち達延汗の次子に七人の子供があつて、長を吉囊といひ、次を俺答といひ、皆傑黠にして能く兵を用ひたといふてゐる。この吉囊は蒙古源流に濟農の文字で表はされたものと同じく、可汗の下に立つ副王の意味を有する。竟必里克墨爾根が父の後を嗣いで濟農となつた所から、明の方でこれを吉囊と稱したに過ぎない。それから俺答は阿勒坦と同じであることは言ふまでもない。彼れ等が卜赤小王子と共に屢明の北邊へ侵入したことは世宗嘉靖年間の一大事件であつた。今その事實を左に略記しよう。

韃靼諸勢力の分立

卜赤可汗の不振

卜赤可汗、察哈爾地方へ移る

達賚遜合吉の嗣立

（韃靼の侵入）　卜赤は韃靼の可汗になつたのであるから、當然蒙古統治の資格を有する譯である。けれども達延汗が諸子を蒙古の各地へ封じて以來、蒙古の勢力は分裂を來すやうになつた。特に兗必里克及び阿勒坦の勢力が盛となるに至り、卜赤可汗の權力は蒙古部族を統治することが出來ないやうになつた。卜赤可汗は明の嘉靖元年（西曆一五二二年）から十年許りの間は、隔年位に明の境上へ侵入し、主として宣府・大同等の地方に寇したのである。然るに同じき十一年（西曆一五三二年）から後には、卜赤可汗の明へ侵入した事蹟が見えて居らぬ。明の記錄に據れば當時卜赤小王子は比較的富榮の地位にあつて侵略の必要を感せず、兵を用ゐるを厭うて東方の挿漢卽ち察哈爾の地方へ移ることになつたとある。これは他に兗必里克・阿勒坦の勢力の盛になつて來た影響もあらうと思ふ。この後卜赤可汗の勢力は、固より兗必里克・阿勒坦には及ばなかつたのである。

かくて嘉靖二十六年（西曆一五四七年）に卜赤可汗は歿して、その子の達賚遜台吉（Daraisun Taiji）が繼いで立つた。これより卜赤可汗の子孫と明との關係は史上に見えないが、兗必里克・阿勒坦と明との關係は益烈しくなつて來た。明の世宗の初世から、邊境へ

兗必里克・阿勒坦の明境侵入

兗必里克の死去

阿勒坦の山西侵掠

侵入した事實も稀に見えて居るが、嘉靖十一年（西曆一五三二年）以後になると、殆毎年明の北境へ寇することが絶えなかつた。而してその侵入の場所は、主として今の河北・山西・陝西・甘肅の方面に亙る長城一帶の地方である。特に宣府・大同・榆林の地方は最甚しく侵略の禍を蒙つて居る。この二人の侵略は暫くの間續いたが、同じき二十一年（西曆一五四二年）六月に至り、兗必里克は歿して其の子が繼いだ。然るにこれは叔父の阿勒坦と相合はなかつたのみならず、父の時代の如き勢力を有することは出來なかつた。これより後は阿勒坦が獨暴威を振ふ時代となつたのである。卽ち同年の六月から七月へかけて、彼れは今の山西の地方へ侵入した。この時の侵略は實に慘烈を極めたもので、明の記錄に據ると十衞三十八州を掠め、二十餘萬人を殺掠し、二百餘萬の牛馬雜畜を掠奪し、金銀財寶も亦これに叶ふ位であつたといはれ、その他燒かれた家屋が八萬戶に上り、田地を荒すこと數十萬頃と傳へられて居る。これより阿勒坦は益暴威を恣にし、同じき二十九年（西曆一五五〇年）までは殆毎年侵入した。その地はやはり宣府・大同が主であつて、延安（陝西省膚施縣）などもまた禍を蒙つて居る。これより前き（嘉靖二十五年・西曆一五四六年・西）明の總督曾銑は上疏

明軍の河套經略

して河套の地を回復せんことを請ひ、兵を出してその地を襲撃し一時勝利を得たことがあつた。けれども阿勒坦の勢力を碎くことは出來なかつたのである。嘉靖二十九年（西暦一五五〇年）には阿勒坦の大侵入があつた。これは庚戌の變として特に知られて居る。卽ちその年の六月に大同の境へ侵入し尋いで薊州へ寇し、更に古北口より侵入し北京の附近を脅して通州へ迫つた。明では仇鸞を大將軍としてこれを防がしむることになつたが、彼れは敢て兵を出して攻撃することをなさず、專ら講和通市の事を圖つた。阿勒坦は侵掠を恣にした後、遂に東方へ引き上げたが、その翌年に通市の問題が起きて來た。時に兵部員外郎の楊繼盛は通市の不可なる理由を擧げて上奏したが用ゐられなかつたのである。

庚戌の變、仇鸞の講和計畫

楊繼盛の通市反對意見

（參照）楊繼盛の上疏　乃奏言、十不可五謬、大略謂、互市者和親、別名也、俺答與阿勒坦同、蹂躪我陵寢、虔劉我赤子、天下大讐也、而先之和、不可一、往下詔北伐、天下曉然知聖意、日夜征繕、助兵食、忽更之曰和、失信於天下、不可二、以堂堂中國、與之互市、寇履倒置、不可三、海內豪傑爭磨礪待試、一旦委置無用、異時欲號召誰復興起、不可四、使邊鎭將帥以和議故、羨衣媮食、弛懈兵事、不可五、往時邊卒私通境外、吏率裁禁、今乃導之使與通、不可六、盜賊伏莽、徒慴國威、不敢肆耳、今知朝廷畏怯、睥睨之漸必開、不可七、俺答往歲深入、乘我無備故也、備之一歲、以互市終、彼謂國有人乎、不可八、或俺答負約不至、至矣或陰謀伏兵、突入、或今日市、明日復寇、或以下馬索上直、不可九、歲帛數十萬、得馬數萬匹、十年以後帛將不繼、不可十、議者曰吾外爲市以羈縻之、而內修我甲兵、此一謬也、夫寇欲無厭、其以貢、終明甚、苟內修武備、安事羈縻、曰吾陰市以益我馬、此二謬也、夫和則不戰、馬將焉用、且彼寧肯予我良馬哉、曰市不已、彼且入貢、此三謬也、夫貢之賞不貲、是名美而實大損也、曰俺答利我市、必無失信、此四謬也、吾之市能盡給其衆乎、能信不給者之無入掠乎、曰佳兵不祥、此五謬也、敵加已而應之何佳也、人身四肺皆癰疽、毒日內攻、而俾用藥石可乎、夫此十不可五謬、明顯易見云々（下略）（明史卷二百〇九、楊繼盛傳）

阿勒坦の侵入續く

當時通市の未だ成功せざる中に、阿勒坦はまた宣府・大同の方面へ侵入した。嘉靖三十一年（西暦一五五二年）から同じき三十七年（西暦一五五八年）までは、年々北邊に出没して寇をなしたが、その後暫く中斷した。これは彼れがこの間に西北への進出を圖り、瓦剌四部を征服し、更に青海の地方へ侵入した爲めであつたらう。然るに彼れはその目的を果すや、同じき四十五年（西暦一五六六年）になつてまた宣府へ侵入し、翌年（隆慶元年）には山西の各

地を荒した。

（韃靼の歸屬）　然るに茲に阿勒坦と明との關係に變化を來す事件が偶然に發生した。それは隆慶四年（西暦一五七六年）に阿勒坦の孫、把漢那吉（Baghan Nachi）が事によつて明へ降參して來たので、明はこれを優遇し、阿勒坦を懷柔せんと企てた。時に阿勒坦は年既に老ひて意氣また舊の如くならず、愛孫を思慕してその歸るを希望したので、明へ侵入することを全く止め、專ら通市を求むるに至つた。明の方では翌年阿勒坦を順義王に封じ、その部下にもそれぞれ官爵を與へたのである。阿勒坦は歸化城（綏遠省歸化城縣）に居つたが、明の萬暦二十年（西暦一五九二年）に歿した。その後に辛愛貞台吉が嗣いで順義王となつた。これよりその子孫は連綿として繼續したが、明へ對しては始終恭順の意を表して居つた。その後卜赤小王子の子孫及び阿勒坦の子孫は、清朝の勃興するに及び、皆その勢力の下に服從することになつたのである。

把漢那吉の歸順

阿勒坦の通市、順義王に封ぜらる

阿勒坦の子孫の歸服

この北虜として明人に畏れられた韃靼の侵寇は、嘉靖の中頃から漸く衰へて來たが、これに代つて倭寇の侵掠が盛になつた。即ち南倭と稱せられた後期の倭寇である。

第二節　後期の倭寇

其一　倭寇の跳梁

倭寇の來歷に就いては既に前章に於て說いたから、今はこれを略し、專ら後期の倭寇の行動に就いて述べることにしよう。

（日本と明との交通）　初め永樂二年（西暦一四〇四年）に明の政府は日本と通交の規定を設け、十年に一貢とし、船は二艘に限り、正使副以下二百人に過ぐるを許さないといふことであつた。若し十年の期限以內に來り、或は船數及び人數が制限に超え、或は武器を携帶するやうのことがあらば寇として取扱ふ。而してその入貢船には勘合と稱し免許狀の如きものを給與することになつた。この勘合に關することは、日本では大內家の掌る所であつた。足利幕府からは天龍寺船を明國へ派遣したが、大內家その他の諸侯からも船舶を派遣したのである。その後宣德の初め（日本應永の末）に、この規定を改めて、人數は三百人、船數は三艘に過ぐるを許さずといふことになつた。蓋、明の方へ赴くものが漸く增加したので、その制限を少く緩和したのであらう。のみなら

倭人通交の規定

勘合符の交附

天龍寺船の發遣

日本よりの貿易品

ず入貢者のうち幾部分の人は入京を許されたのである。當時明の方へ將來した物資は、朝廷へ贈る扇子や屏風の外に、貿易品としては日本刀・扇子・赤銅・砥石・鎖帷子などが見えて居るが、特に刀と扇子とが主要品であつたやうである。これ等の貨物に就いては、明の記錄にも見えて居り、又邦人の著はせる當時の記錄に載せられて居る。即ち戊子入明記の如き書を繙かば、その一斑を窺ふことが出來よう。

足利義教の取締强化

足利幕府は義教の時代に及ぶや、取締の方針がまた嚴重になり、倭寇は稀になつたが、通商の爲めに明へ赴くものが漸く增加したやうである。圖書編に據ると

> 宣德元年遣レ人來貢、人船刀劍、不レ奉二我約束一、上諭レ使臣一、自後貢毋レ過二三舟一、使人毋レ過二三百一、刀劍毋レ過二三十一、否則不レ受、七年遣レ人來貢、如レ約束一、受レ之、八年源道義卒、（日本異稱傳引レ之、注曰、記事失レ實、宣德元年當二應永三十三年一、足利義持時也、義教嗣レ位在二宣德三年一、其遣レ使在二同八年一）、命二太監雷春・少卿潘賜等一弔レ祭、十年嗣王遣レ使貢謝、倭自レ得レ勘合一、方物戎器滿載而來、遇二官兵一、矯云二入貢一、即不レ如レ期、倖臣李無事、輒俯順二夷情一、主客者爲レ畫可條奏、即復許レ貢、云不レ爲レ例、嗣後再至、亦復如レ之、我無レ備、即肆出殺掠、滿載而歸、宣德末年、海防益備、賊不レ得レ間、貢稍如レ約、遂許二夷至一京師一、宴賞市易、飽恣其欲一、（日本國考）

と記してある。これに據れば彼の十年一貢や船數及び人員の制限等は、實際に於ては殆ど行はれなかつたに違ない。又明の景泰四年（日本享德二年・西曆一四五三年）に日本の使者允澎が、同勢を率ゐて北京へ赴いたことがある。全體、日本から明へ持參する品物に對しては、明の政府でこれを實價以上の報酬を與へて購得することになつて居つた。處がその品物が段々多くなつて來たので、この年には明の官人の建議により、その品物の實價を給することになつた。時に日本の使者は大に不平を述べ、宣德年間の例に比べると、その價額の十分の一に過ぎない、故に從來通りの價額を給與して貰ひ度いといふた。因つて明の政府でも若干增價することになつた。當時禮部よりの上奏に據ると、日本の使者が北京へ來る時には、途中で人民を苦しめたり、又その宿泊して居る所の會同館の使用人を鞭韃するやうなことがあつて、一切約束に從はぬといふて居る。その後成化十四年（日本文明十年・西曆一四七八年）に日本の使者がまた北京へ來つて會同館に居つた時に、兀良哈の朶顏衞のものと鬪爭して、これを散々に毆打したといはれる。又弘治九年（日本明應五年・西曆一四九六年）の禮部の上奏に據ると、濟寧（山東省濟寧縣）の地方に於て日本人が刀をもつて居人を殺したものがあるので、五十人を限つて上京を許し、その餘はこれを禁ずるやうにしたいといふて居る。要するに當時邦人の明へ赴くものには頗不

日本品買上の問題

日本使節の行爲

貿易の增進

法の行爲があり、彼の政府から無理に金錢を強要することもあつた位で、彼れに對して極めて不遜の態度が多かつた。けれども勘合の規定は猶遵守せられ、明の天子の卽位毎に改めてこれを請求したのである。

細川高國の遣使

明の記錄によると正德四年（日本永正六年・西曆一五〇九年）に我が細川高國は南海道右京兆大夫と稱し、明人の宋素卿を遣はして勘合を求めしめたことが見えて居る。この宋素卿といふのは浙江の寧波の人で、久しく日本へ來住し、よく日本語を解し、常に日本の爲めに使者となつて明へ赴いた人物である。

大內義興の遣使

又その翌々年に大內義興は僧の省佐を明へ遣はして勘合を求めしめ、翌年更に僧の了庵桂悟を遣はしたことも見えて居る。この外にも明へ赴いたものは少くなかつたであらう。兎に角、明の仁宗の宣德年間から世宗の嘉靖の初めへかけて、日本と明との通商は依然繼續して居つたのである。

大內氏は、僧瑞佐及び宋素卿を明へ遣はす

處が嘉靖三年（日本大永三年・西曆一五二三年）になつて今の浙江方面に大なる紛擾が起つた。これを後期倭寇の發端と見做すことが出來よう。

（後期倭寇の發端）　當時大內義興は僧瑞佐と宋素卿とを遣はし、細川高國は僧宗設を遣はして明へ赴かしめた。從來明では宋・元の舊慣により、外國通商の港として廣東の廣州、福建の泉州、浙江の寧波等を開いて、そこに市舶司を置いたが、日本船舶の出入する所は主として寧波であつた。舊慣に據ると貿易船が來るとその貨物を檢閱し、更に嘉賓館で宴會を開くのであつた。その檢閱や宴會の席次は大抵着船の順序に據つたものである。然るに瑞佐と宋素卿との船は、宗設の船よりは後れて着いたのであつたが、宋素卿は市舶太監に賄賂を贈つて先きに貨物の檢閱を受け、又嘉賓館の宴席には宗設の上席に坐ることになつたのである。卽ち宗設は宋素卿の態度を怒つてこれと爭うたのみならず、部下を率ゐて瑞佐・宋素卿を攻擊し、その逃ぐるを逐うて紹興に至つたが、遂にこれを捕へることが出來なかつた。宗設は途中明人の家を燒き物を掠め、指揮の袁璡を執へ船に乘じて逃れ去つた。都指揮使の劉錦はこれを追擊したけれども得ることが出來なかつた。瑞佐と宋素卿とはこの事件を惹起した發頭人である所から、捕へられて獄中に投ぜられ、宋素卿は死刑に處せられたが、瑞佐は日本人たるを以て歸されることになつた。當時、宗設の部下は百餘人に過ぎなかつたと思はれるが、殆傍若無人の振舞をなした。卽ち我が邦人が如何に慓忤にして明人を蔑視して居つたかが想

細川氏は、僧宗設を明へ遣はす

日本使節の取扱問題

宗設と瑞佐・宋素卿との爭

宋素卿の死刑

像されよう。給事中夏言の勘處倭寇事情疏に

（前略）倭夷到來之時、實因各官從事、怠緩、處置失宜、釀成禍亂、及至變作、卻又一籌無展、狼狽失措、貽害生靈、甚至下以城門之扁鑰付之賊手、以日本之國號、封我東庫、舉火自焚船司、差官爲賊鄉導、聞帥墮馬而走匿民家、守臣棄城而縱賊焚劫、沿餘姚江、吶喊殺人、地方之驚擾可知、抵紹興城、逼令獻賊、府衙之官何在、且宗設所領倭夷不滿百十餘人、而寧紹兩郡軍民、何啻百萬、今乃任彼兇殘肆意攻略、竟無與爲敵、尚謂國有其人、致使蕞爾島夷蔑視華夏、蹂躪城郭、破壞閭閻、殺死都司、質虜指揮、貽國大恥（下略）（夏桂洲奏議卷五）

とあるはまた當時の事情を證するに足ると思ふ。

（倭寇の跳梁）　さて明の方ではこの騷動が問題になつて、地方から中央政府へ種々の上申をするものがあつた。時に夏言の建議には、かかる騷動の起つたのは市舶司の罪であるから、速にこれを罷めるに如くはないというたので、一時遂に市舶司を罷めることになつた。けれどもこれは市舶司の罪ではなく、市舶太監がその人を得なかつた爲めといはなければならない。その後、日本人は市舶司を經ずに、明人と私に直接の貿易を試みるやうになつて來た。而して公然日本から使者と稱して赴くものは中絶したやうである。然るに十餘年を經て、嘉靖十八年（日本天文八年・西曆一五三九年）に、足利義晴は再使者を遣はして、新しく勘合を求め、且宋素卿が持つて往つた貢物を還されんことを請求した。時に明の政府では禮部や都察院等の合議の結果、今別に勘合を與へることは出來ぬが、もとの勘合を持參すれば取換へてやらう、貢船一艘の人數は百人を超えるを許さないといふことであつた。けれどもこの事は實行せられなかつたやうである。而して市舶司が罷められてから後は、專ら商家と直取引をなすやうになつた。處が貨物の代金を支拂はぬものがあり、日本人がこれに對して亂暴を働いた。その頃日本人と直取引をしたものの中には餘姚（浙江省餘姚縣）の謝氏があつたが、債務を償はぬ爲めに、日本人は怒つて謝氏を襲撃し、男女數人を殺害したことがある。そこで浙江の巡撫朱紈（江蘇長洲の人）は部下に命じてその日本人を捕へんとし、又日本人と關係あるものをも捕へしむることになつたので、人心は非常に動搖し、倭寇がまた出沒するやうになつた。これが同じき二十五年（日本天文十五年・西曆一五四六年）である。當時我が方では足利幕府の政令が全國には行はれなかつたから、邊境の人民はまた恣に海外に通航し、時によつて侵掠を試みる機會を得たのである。

夏言建議して市舶司を罷む

日明私貿易の發達

足利義晴の使節

明商の不法日本人の亂暴

倭寇の再發

朱紈の海上交通禁止

翌年朱紈は浙閩海防軍務の提督となることになつた。彼れは倭寇が浙江の沿岸を侵したので、海上の交通を禁制し、二檣以上を有する大船を毀ち、倭と交通して利益を圖るものを殺すこととし、極めて峻烈なる取締を勵行した。然るにこの海上交通の禁制は、一部人民の利害に痛切なる影響を及ぼした爲めに、浙閩地方ではその政策に反對するものが多く、朱紈は彈劾を受け京師へ召還せられることになつたが、彼れは取調を受けるを屑とせず、遂に自殺するに至つた。これより海上交通の禁制が弛み、船主と土民とが結托して私利を圖ることが益盛になつて來た。同じき三十年（日本天文二十年・西曆一五五一年）以後になると、倭寇の侵入も亦熾んになり、今の江蘇・浙江・福建・廣東の沿岸にして、その禍害を蒙らぬ處は少い位であつた。

船主、土民と結托して私利を圖る

倭寇に一定の根據地なし

（倭寇の根據地と行動）　さて當時の倭寇は日本の何れの地方の人が多かつたかといふに、九州の薩摩・肥前・肥後・豐前・豐後等を主とし、それから四國及び中國の一部、更に東方にては和泉・攝津・紀伊等の地方のものが加はつて居つたといはれる。これ等の地方の人々は、平時は大陸沿岸の通商を試み、時によつて倭寇に變じて侵略を試みたので、固より一定の根據地があつた譯ではない。けれども當時日本から明へ赴く航路は二筋が主なるものであつた。一は肥前の五島から江蘇・浙江の方面へ向ふもの、一は薩摩の坊の津から琉球を經て福建の方面へ向ふものである。故に五島と坊の津とは明へ通ずる要港になつて居つた。倭寇の出船する處は必ずしも確定して居らぬとしても、この兩港はやはりその重要地點たることは疑ない。

日明間の二航路

倭寇の船舶

倭寇使用の船舶は、大船は三百人小船は七・八十人を載せる位であつた。初めは船底が扁平であつた爲めに、その進行は頗る遲緩であつたが、後明船を折衷して船底の扁平を改良したので、速力も增して順風に帆を擧ぐれば五島から寧波まで三日にて達することが出來たといはれる。これ等の船舶には八幡大菩薩と書かれた旗幟を樹てた所から、彼の國ではこれを「バハン」船と稱したといはれる。「バハン」とは八幡の音を寫したものであるといふ說がある。けれども明の記錄には八幡大菩薩の旗幟のことにつき特に記する所がないから、この說が果して當れるや否やは疑問である。

「バハン」船の稱呼

さて航海に就いて最必要なるものは飲料水であるから、先づ日程と人數を計つて相當の水を蓄へるが、腐敗する恐れがあるから、一旦沸騰せしめたものを用ゐた。これ等の船が彼の沿岸に達すると、場所を擇んで上陸し奪掠を試みるのである。その際

飲料水の用意

伍の組織に就いては、明の記錄(籌海圖編)に據ると、蝴蝶の陣とか長蛇の陣とかいふ可きものがあつたといはれる。蝴蝶の陣とは一人の大將が扇子を開いて號令指揮すれば、その部隊は拔刀して舞ふが如く敵中へ斬り込むのである。長蛇の陣とは一列になつて進んで行く時に、その頭の方を擊てば尾の方が逼り來り、尾の方を擊てば頭の方が逼り來る、所謂常山の蛇に似た所があるので、かく名づけられたのであらう。號令をするには法螺貝を用ゐた。武器は色々あつたが、主なるものは備前物の日本刀で、八幡大菩薩とか春日大明神とか天照皇大神等の銘が刻せられて居た。明の記錄に據れば、倭は裸體にして大刀を帶び、向ふ所敵なしと書いてある。卽ち不求人全編の中に見えたる日本人の圖は、半身裸體で拔き身の大刀を肩にして居る所を描いてあるが、蓋事實に近いであらう(國書には每戰赤體舞刀前不顧生死とあり、東大史料所の臺灣奏凱圖にも裸體拔刀の樣を畫いて居る。)。但用意の周匝なる點があつて、彼れ等が敵地で飮食する場合には、先づ明人をして試食試飮せしめた。又狹い街衢の中を通過しないやうに注意した。また一定の地にその分捕品を集め、これを大將が部下の身分に應じて分配したといはれる。

(明人の倭寇參加)　けれども倭寇は凡てが日本人のみではなかつた。明人の不逞の輩がその仲間へ加はり、或は自ら倭寇と稱して侵掠したものもあつた。故に眞倭と稱する語を用ゐてこれ等と區別した場合もある。その明人の中で、最名高い人物は王直(五峰と號す)と徐海(碧溪と號す)とであつた。王直は歙州(安徽省歙縣)の人で事を以て海上に亡命し、船主となつて密貿易に從事し、大に倭人の信賴を受けて居つた。この外に毛海峰や彭老生の如きものが十餘人あつた。又倭人の中には陳東・麻葉・辛五郎などの名が擧げられて居る。辛五郎は或は新五郎であつたかも知れない。陳東は日本人の姓名としては相應はしくないが、或は近藤の字音を誤傳したのかも知れぬ。麻葉は麻生ではないかと思ふが、何れも明確でない。要するに明の不逞の輩が倭寇と一緒になつて、侵掠を逞しくしたことは事實であらう。蓋これは明の政府が海上の通商を禁じた爲めに、かかる徒輩はその利益を專にすることが出來ないので、遂に倭寇と結托するに至つたものと思はれる。嘉靖三十一年(日本天文二十六年、西曆一五五二年)に倭寇の一隊が定海(浙江省鎭海縣)より台州(浙江省臨海縣)へ入つて內地を侵したので、浙江の地方は大に動搖した。明の政府は都御史王忬に命じて提督軍務とし、浙江及び福建の地方を巡視せしむることにした。王忬は浙江に至り、參將の兪大猷・湯克寬・盧鏜等を用ひて倭寇防禦

胡蝶の陣と長蛇の陣

武器と服裝

注意の周密

明人の倭寇參加

王直・徐海等の行動

眞倭の頭目

倭寇の浙江侵掠

王直等舟山列島に據る

の任に當らしめた。この時王直等は舟山列島に據つて江蘇・浙江の方面を侵したのである。その翌年から翌々年へかけて倭寇の侵掠は益甚しく、江蘇・浙江は勿論、山東から福建・廣東の沿岸に至るまでその禍を蒙らぬものはなかつた。これに對する明の諸將の防禦や攻擊の事實は少くないが、互に勝敗があつて未だこれを鎭定することは出來なかつたのである。

倭寇の出沒

其二　倭寇の猖獗及び鎭定

（明の倭寇對策）　明では嘉靖三十三年（日本天文二十三年・西曆一五五四年）に王忬は他へ轉任し、南京兵部尙書の張經が更に總督軍務として倭寇を討伐することになつたが、倭寇は嘉興（浙江省嘉興縣）蘇州（江蘇省吳縣）拓林（江蘇省松江縣東南）乍浦（浙江省平湖縣東南）等の地に出沒し大に掠奪を恣にした。これより倭寇の侵入は益盛になつて頗猖獗を極めたが、兵部侍郎兼副都御史の鄭曉は剿逐倭寇疏を上つて居る。その中に

鄭曉の上疏

（嘉靖三十三年）四月八日、巳時に淮東からの飛報によると、强盜五十餘人が岸に上り、略奪を恣にして歸り去つたが、果して倭寇なるや否や明でない。（鄭端簡公年譜）

四月十二日寅時の報告によると、市河港（浙江省奉化縣東南）に倭船が六艘到着し、約三百人が岸に上り人民を殺し財物を掠めた（上同）

又地方人民の報告によると、二十日に倭寇四百人が上陸し、地方人民の家を燒き人を殺すこと甚しかつた、（上同）

といふ語が列記せられてある。これは各地からの報告に基いたものであらうが、當時、倭寇が到る處に出沒して人心の恟々たりし有樣が窺はれる。翌三十四年（日本弘治元年・西曆一五五五年）の五月には、倭寇が拓林より嘉興を侵した時に、總督の張經は盧鏜や兪大猷等をして之を拒がしめ、更に王江涇（浙江省嘉興縣北）にてこれを破つたことがある。これは嘉靖初年以來の初めての勝利といはれる。けれども倭寇の績々として侵入し來る勢を防止することは到底出來得なかつた。八月には浙江沿岸へ上陸した倭寇の一隊があつた。彼れ等は六・七十人で浙江の杭州を侵し嚴州に入り、安徽の徽州より揚子江上に出で、南京を脅し秣陵關（南京の南）を過ぎ、溧水（江蘇省溧水縣）溧陽（同上溧陽縣）を劫し、滸墅關（同上吳縣西北）に至り、太湖の附近に於て遂に殲滅せられた。彼れ等はその數僅少なるに拘はらず、數百里の地を通過し、八十餘日を經て漸く平定せられたのである。その通過せる所は殆無人の境を行くが如く、明の方では南京の城門を開くことが出來なかつた

王江涇の戰

倭寇の一隊各地を侵し南京を脅す

といはれる。如何に彼れ等が勇猛慓悍であつたかが窺はれるであらう。

當時北虜の侵入は幾分少くなつたが、その反對に南倭の侵入は日に益盛であつた。故に苟も國事を憂ふるものは、倭寇問題に關し上奏して意見を述べないものは少ない位であつた。同年（西暦一五五五年）に致仕食都御史の張濂は上疏して

臣本杭人、頃復家居五載、頗知海寇之始末、始以海禁忽嚴、遂致猖獗、而督撫因循玩愒、養成賊勢、夫堂々會城、閉門旬日、已有垂破之勢、徒以意得志滿而去、更無一兵一鏃阻其去來、（明朝紀事本末卷五十五）

といひ、その三策を述べたが、第一を重軍法以作積弱之氣とし、第二を選民兵以收必勝之功となし、第三を復海市以散從賊之黨とした。その第三の說明に據れば

夫海市舊制、原非創設、向使瀕海之軍衞如故、市舶未爲害也、惟武備日弛、不能制變、而後海禁漸嚴、倭寇乏食、海寇由之以起、惟軍民既練、寇掠則懼遭斬獲、交易則可保首領、彼雖至愚、必不以彼易此、然後相機稍復海市之舊、不惟散已聚之黨、而瀕海窮民、假此爲生、又足以收未潰之人心、（上同）

というて居る。翌三十五年（西暦一五五六年）兵部尚書の趙文華は六條の建議をした。卽ち

（一）海禁を弛めること
（二）事權を一つにすること
（三）軍を地方に留めること
（四）兵餉の供給を十分にすること
（五）藁本を根治すること
（六）遺才を擧げ用ゐること（皇明馭倭錄卷七）

である。この第一の海禁を弛めることの必要なるは既に論及せる人もあつた。蓋、海禁の嚴になつた爲めに、日明兩國の邊民は從來の如き貿易の利を得る能はず、一變して寇盜となり、又これを手引するものもあつたのである。故に倭寇侵入の根本原因を除かんには、先づ海禁を弛める必要があつたのであらう。その他彼れの列擧せる箇條は頗時宜に適して居るやうに思はれる。文華は當時宰相として永く勢力を振うた嚴嵩に信任されて居つたが爲めに、その意見を實現するに頗都合がよかつたのである。

かくて倭寇防禦の任に在つた總督張經は罷められ、南京の戶部侍郎楊宜を總督と

胡宗憲の總督就任

なし、浙江巡按都御史胡宗憲を巡撫となし、趙文華がその軍務を督察することになつた。翌三十六年（日本弘治三年・西曆一五五七年）には楊宜を罷めて胡宗憲を總督とし、阮鶚を巡撫とした。胡宗憲（歙州の人）は、頗才略に富み諸將を駕御する手腕を有して居つたから、明の倭寇防禦の方策は茲に一新せられることになつた。而してその方策として最注意す可きは、明人にして倭寇に參與せるものを招撫懷柔する方針を執つたことである。即ち第一の手段として、王直との同鄉關係を利用し、當時獄中に囚はれて居つた王直の母妻を宥したのみならず、蔣洲・陳可願等を遣はして王直を招撫せしめんとした。彼れの手書には、若し歸順すれば全くその罪を宥して問はず、且從來の海禁を緩めて貿易通商を復舊す可きことを通告した。そこで王直は己れの養子の王澈を胡宗憲の處へ遣はし、左の返書を持參せしめた。その大意は

胡宗憲の倭懷柔

王直の內附及び返書

自分は曾て明の爲めに海賊を防ぐことに就いて力を盡したに拘はらず、却つてその罪惡を誣告せられ、功績は沒却され、忠義も湮滅せられてしまつた。近年倭賊が邊境を侵すや、明の官民は却つて彼れ等と協同して掠奪をする。倭賊はそれに慣れて益來り侵すやうになり、遂に中國の大患となるに至つた。舊年四月に賊船大小一千餘艘が再度侵入を企てたが、幸に風の爲に阻碍せられて、彼れ等の或るものは本國の五島の地方を劫したものもある。けれども既に中國の地方へ達することの出來たものもあらう。またその餘黨は風に乘じ流に從ひ、南は琉球を侵し、北は高麗を掠め、復歸つて本國の薩摩等に集つて居るものも尠多いやうである。これに就いては自分も頗心配し、人をして遊說せしめ、彼れ等をして自ら禁治せしめやうとして居つた。然るに圖らずも貴殿の使者が來たので、松浦にて面會し、その齎し來つた書面を讀んで感激に勝へず、飽くまで明國の爲めに盡さうと思ふ。但、日本は從來一君に統一せられて居つたが、近頃は君弱く臣强くして、徒に名號を存するに過ぎない。即ち六十六國あつて各雄長を競ひ、從來山口の主君（大內家を尅す）が强力で諸夷を服從せしめて居つたが、後遂に隣國と爭ひ自ら死するやうになつた。自分は沿海の九州・十二島に逼く曉諭して諸夷を杜絕することを圖り、現に五島・博多等の十中三・四を禁じてしまつたのである。故に今年は夷船の來るものが極めて少ないであらうと思ふ。但、恐れるのは薩摩に居る所の未散の賊が、浙江の地方へ引き戻すことである。故に速かに使を遣はして此の事を通告し、前以てこれを

防がんと考へて居る。自分は各國を說諭して歸順せしめよう。若し聽かなければ兵を徵してこれを剿滅せん。皇上若し臣の罪を赦し賜はば犬馬の勞を盡すであらう、（倭變事略）

徐海の歸順

といふのであつた。胡宗憲はその使者を優遇し、金幣を與へて歸らしめた。この返書の內容には固より修飾のところも誇張の點もあらう。けれどもこれに據れば大體當時の日本の事情を窺ふことが出來ると思ふ。

徐海は猶陳東・麻葉等と浙江の各地を侵したが、胡宗憲はその部下に命じ、王直の書を持して徐海の處へ來らしめ、彼れに歸順を勸めた。徐海は王直が既に歸順したことを聞いて大に驚いたのみならず、陳東等と互に相猜疑するやうになり、遂に使を胡宗憲の處へ遣はして內附を約するに至つた。胡宗憲は力めて徐海を優遇し、陳東・麻葉等を縛して獻せしめんとし、その事が成就すれば世爵を與ふ可きことを約した。そこで徐海は麻葉を縛して來り獻せしめたが、胡宗憲は縛を解き書を陳東に致して徐海を圖らしめんとし、反つてその書を故らに徐海の方へ漏らさしめた。徐海は因つてまた陳東を縛して來り獻せしめ、自らも降を乞ふに至つた。けれども彼れは胡

徐海の死

宗憲の術中に陷つたことを悟り、遂に平湖（浙江省平湖縣）の附近に楯籠つたが、利あらずして死し、その餘黨は皆平げられてしまつた。時に浙東・浙西の倭寇は概ね平いだが、舟山列島の倭寇は猶險に據つて抵抗を試みた。然るに胡宗憲は兪大猷・阮鶚等をして舟山を攻めしめ、遂にこれをも平げ辛五郎等を虜にした。後その地を平倭港と名づけ、戰捷の記念碑が建てられた。

舟山島の平倭港と戰捷記念碑

（參照）倭賊數千、突至金塘海洋、□犯□□□□□總督南直隸浙江福建軍務兵部左侍郎兼都察院左都御史胡宗憲・浙直副總兵盧鏜親統舟師、率□盧相・同把總張四維・中軍官黃應徵・廣東領船部指揮李涇・指揮伍惟、統千百戶葉椿・毛鉞等官兵擊之、遂大捷、溺死者過半、餘黨逃奔上山、□斬五百餘級、盧相生擒辛五郎、解京誅、海道肅清、地方安堵、士民歡騰、共爲立石、改烈港爲平倭港、以昭功烈於萬世、嘉靖丙辰秋八月初四□□日、□楚黃岡李文玉重修、天啓五年乙丑五月初七日、知縣何愈立、（定海廳志卷二十六注、別に拓本あり）

王直殺さる

この年（嘉靖三十六年、日本弘治三年・西曆一五五七年）王直は自ら部下を率ゐて舟山の定海に至り、降を軍門に請うた。胡宗憲はこれを優遇し、且具狀して上聞し、その罪を赦されんことを請うたが聽かれず、翌年（嘉靖三十七年、日本永祿元年・西曆一五五八年）遂に王直を執へてこれを殺した。後この平

倭の功によつて胡宗憲は太子太保を加へられ、他の諸將も亦皆陞叙賞賜があつた。

王直の部下各地を掠む

けれども王直の部下は直の殺されたことを聞き、憤恚して自ら安んぜず、再侵寇をなすに至つた。されば同年（嘉靖三十七年、日本永祿元年・西曆一五五八年）に倭寇は浙江の台州・岑港等を掠めたのみならず、福建の福清を破り、惠安・同安・長樂・漳州・泉州等を犯し、又廣東の潮州・蓬州等を侵した。同じき三十八年（日本永祿二年・西曆一五五九年）に舟山・柯梅の倭寇の一隊は、南下して福建の浯嶼に泊し民家を焚掠した。時に江北の通州・淮安・崩灣等の倭寇は皆擊攘せられたが、福建方面の倭寇は愈盛になり、福寧（福建省霞浦縣）連江（同省連江縣）羅源（同省羅源縣）等を掠め、福州を攻めて克たず轉じて福安を破つた。明・清の記錄に

福建地方の倭寇

三十八年（嘉靖）又至二福建一、攻二寧州一、不レ克レ攻、攻二福安・寧德一、破レ之、福・興・泉・漳無レ地非レ倭矣、三十九年、破二永定城一、又破二寧德縣一、殺二參將王夢麒・知縣李堯卿一、興・泉・漳三郡城以外、皆爲二賊藪一（四十六、島夷志）

廣東地方の倭寇

時沿海長樂・福清等ノ境、皆有二倭舟一、廣東流倭、往來詔安・漳浦ノ間、浙江舟山倭、移レ舟南來者、尙屯二浯嶼一、福州・漳・泉、無レ地非レ倭矣、（明朝紀事本末卷五十五）

とあるは福建に於ける倭寇の盛なる有樣を窺ふことが出來よう。その餘波が更に廣東の方面に及んだことは翌三十九年（日本永祿三年・西曆一五六〇年）に倭寇六千餘人が潮州等の地方を流劫した事實によつても知られる。

胡宗憲の失脚

胡宗憲は既に王直・徐海を除き、浙江・江蘇の倭寇を破つて大功をたて、威勢頗盛であつたが、同時にこれを忌むものも少くなかつた。同じき四十一年（日本永祿五年・西曆一五六二年）に彼れの親分たる嚴嵩の失脚するや、彼れは遂に彈劾を受けて北京へ召還せられ、その官職を免じて獄に下されることとなり、遂に自殺するに至つた。胡宗憲の死後、福建・廣東方面の倭寇は愈盛になつたが、これが防禦征剿の任に當つたのは主として戚繼光・俞大猷・譚倫等であつた。

倭寇の再盛

翌四十二年（日本永祿六年・西曆一五六三年）には倭寇の大部隊が福建の各地を侵した。即ち浙江の溫州より來れるものは、福建の連江の倭寇と合して壽寧・政和・寧德（皆福建省內）等の諸縣を陷れ、廣東の南澳より來れるものは、福清・長樂の倭寇と合して玄鍾所を攻陷し、龍巖・松溪・大田・古田（皆福建省內）の境に蔓延し、到る處倭寇を見ざるはなしといふ有樣であつた。かくて彼れ等は羅源・連江を轉掠し、勢に乘じて興化府城（福建省莆田縣內）を圍み、これを陷れて焚掠を恣にし、更に去つて平海衞（福建省莆田縣內）に據つた。副總兵の戚繼光は浙江より福

戚繼光の倭寇撃破

建に至り、兪大猷等と兵を合せ、平海衛を攻めて大に倭寇を破り、殆これを殲ぼしたといはれる。戚繼光はその功によつて都督同知に進められた。時に彼れは年三十六であつた。當時兵部の覆勘に

倭患起、自嘉靖三十五年、舊寇方剿而新寇復來、東隅少寧、而西隅又失、始而劫掠莊村、四野一空、已而攻陷城池、閩省盡震、竟至興化之變、從來未見、衣寇之禍、慘毒極矣、獨賴副總兵戚某募兵往剿、一鼓盡滅、看得此一臣者、神算百勝、勇踰萬夫、超距先登、獨入豺狼之穴、挺身力戰、共稱熊虎之才、功當首論、宜加陞賞云云、（戚少保年譜卷四）

とある。稍誇張に近いが興化落城の慘害は略想像せられよう。次いで倭寇はまた仙遊（福建省仙遊縣）を圍んだが、五旬に及ぶも降すことが出來なかつた。戚繼光は赴き援けてその四寨を破り、遂に仙遊の圍を解いた。翌年倭寇は退いて同安（福建省同安縣）に赴いたが、また戚繼光に追撃せられ、漳浦（同上漳浦縣）の蔡坡嶺の地方へ走つた。然るにまた追撃を受けて廣東の潮州の地方へ遁れ込んだ。處が彼れ等は更に兪大猷の逆撃する所となり、一時殆全滅するに至つたといはれる。

倭寇、呉平と通ず

（倭寇殘類の活躍）　倭寇の殘類は海盜の呉平と連絡を通じて潮州の方面を襲うたが克たず、呉平は明軍に破られ、退いて南澳（廣東省南澳縣）に據つたが、明軍がまた南澳を攻破したので、遂に遁れ去つて行きし處が明でない。又倭寇の殘類は海賊の林道乾と共に臺灣に據つたが、林道乾が「ボルネオ」の地方へ赴いたので、臺灣は殆彼れ等の占領に歸した。かくて他日和蘭人の來襲を受けるまでは、全く倭人の勢力の下に屬して居つたのである。明朝紀事本末には

倭寇の臺灣占據

初倭既自浙創歸、曾一犯淮・楊・呉・越、皆不利、遂剿閩中、首尾七八載、所破城十餘、掠子女財物數百萬、官軍吏民、戰及俘死者不下十餘萬、雖時有勝負、而轉漕軍食、天下騷動、至是倭患始息、（卷五十五）

とあるが、倭寇は全く絶盡したのではなく、尙時に出沒して居つた。但、連續的でないのみである。

倭寇殘類の出沒

その後隆慶三年（日本永祿十二年・西暦一五六九年）に呉平の部將であつた曾一本は、廣東の碣石衛（廣東省海豐縣）や平山衛（同上茂名縣東南）を破つたことがあり、兩廣の都御史劉壽が廣東の賊勢に關する上奏をなして居るが、その中に廣賊に五種あり、首惡の曾一本及び碣石の殘倭の流毒が最甚しいから、宜しくこれを殄滅す可きであるといふて居る。卽ち隆慶年間に猶

廣東に倭寇の殘類の出沒せることが知られる。その翌年に倭寇はまた廣東の廣海（廣東省新寧縣内）を破つた。同じき六年（日本元龜三年西曆一五七二年）には倭寇が道を分つて廣東の化州（廣東省化縣）石城（廣東省廉江縣）等の地方を侵し、吳川（同省吳川縣）高州（同省茂名縣）湯江・海豐等の地は皆その掠奪を蒙つたことがある。萬曆元年（日本天正元年西曆一五七三年）にも倭寇の記事が見えて居り、同じき十一年（日本天正十一年西曆一五八三年）に倭寇擒斬の賞格を三等に分ち、その功の大小に從つて賞を與ふることを規定して居る。かくの如き譯であるから、倭寇は嘉靖の末年で全く終を告げたのではなく、萬曆の時代にも猶その餘燼が存して居つた。然るに倭寇がその後跡を絶つに至つたのは豐臣秀吉によつて日本國内の統一が成され、その命によつて海寇を嚴禁した爲めであらうと思ふ。而して更に一轉して豐臣秀吉の朝鮮經略の事件が起つて來たが、これは倭寇とは呼ばれなかつた。蓋し日本の國家としての行動で、從來の倭寇とはその性質を異にするからであらう。

これを要するに、明の嘉靖時代は四十餘年を通し北虜と南倭との侵掠に苦しめられた。即ち前半は北虜即ち韃靼に對し、後半は南倭即ち倭寇に對し、これが防禦に國力を消耗し國家の打擊も少なくなかつた。當時在朝と在野とを問はず、志を國事に致せる程の人物は、この二大問題に關して意見を述べ著述を試みたものが少くなかつたのである。但、この時代に於ける明と安南・緬甸等との關係は別に次節に於て述べることにしよう。

（附錄）倭寇關係の史料にして日本の方面に存するものは極めて少いが、支那の方面に存するものは割合に多い。これは倭寇問題が明代に於て重大視された爲めであらう。明の實錄・正史・紀事本末や編年・紀傳の諸史を始めとし、各地方の通志・府志・縣志、又は明代諸家の文集・奏疏等にも散見して居るが、今はこれ等を略し、單に倭寇關係の專書及び主なる參考書を左に錄す。

籌海圖編十三卷　胡宗憲撰
江南經略八卷　鄭若曾撰
海防圖論一卷　鄭若曾
海防圖說二卷　同上
皇明馭倭錄九卷　王士騏撰
洗海近事二卷　倉大猷撰
倭患考原二卷　黃臭卿撰
倭變事略一卷
備倭記二卷　卜大同撰
海寇議一卷　萬表撰
鄭開陽雜著十一卷　鄭若曾撰
鄭端簡公年譜七卷　鄭履淳撰

紀效新書十八卷　戚繼光撰　　戚少保年譜十二卷　戚祚國等撰
海防纂要十三卷　王在晉撰

第三節　安南及び緬甸の形勢

（安南の內狀）　安南は明の成祖の時に一時明に征服せられたが、宣宗の時に黎利といふものがまた獨立するに至つた。これが安南黎氏の開祖で太祖と稱せられる。その事實は既に前章に述べた通りであるが、太祖の死後に子の太宗（元龍在位九年）が立ち、仁宗（太宗の子邦基在位十七年）を經て聖宗（仁宗の弟）に至つた。この聖宗は明の天順四年（西曆一四六〇年）に即位し、弘治十年（西曆一四九七年）に歿し、在位三十八年に及んだ。即位の初め使を明へ遣はし安南國王の封冊を受けた。彼れは頗聰明にして統治の才あり、その治世は黎氏安南の最盛時代といはれる。

聖宗の即位

官制の改定

內政に於ては屢官制の改定を試み、最後に大臣として太師・太尉・太傅・太保等を置いたが、これは實際の政務に與らず、實際の政務に與つたものは六部・六科・六寺であつた。六部及び六科は吏・戶・禮・兵・刑・工に分れ、六部は行政の方面を分擔し、六科は監政の方面を分擔した。六寺は太理・太常・光祿・太僕・鴻臚・尙寶で、その管掌する所は支那從來の制と異ならなかつた。通政使司は上德を宣し下情を達する疏通機關で、御史は官邪を糾し民隱を明にする糾察の機關であつた。又、國內を十三に分ち、承宣按察使を置き、その下に府・州・縣のあつたことは明と同樣である。又、軍備に頗意を用ゐ、五軍都督府や十六衞を設け、步陣・水陣・象陣・馬陣等の軍令を頒つたのみならず、行兵の政令を定めたことが見えて居る。敎化の方面に就いては、儒敎を奬勵し文廟や大聖殿を造り、國子監に五經博士を置いた。初め監生には詩經・書經を修むるもの多く、禮記・周易・春秋を修むるものが少なかつたので、五經博士を置いて各一經を修めて諸生に授けしめた。且、三舍制や除用令を定め、更に科擧の法によつて人才登用の門を開いた。その試驗の科目は儒敎の經典を主としたやうである。或は衣服の制を定め或は婚嫁の禮を定め、又倡優を禁じたことなどもある。卽ちその敎化に意を用ゐたことが窺はれる。經濟方面の施設の詳なることは分らないが、農桑令を頒つたり、公私の田地に碑石を立てて境界を正したりした事實が見えて居る。故にこの方面にも相當注意したものと思はれる。兎に角安南の內政は頗整頓せられたので、やがて外部に向つ

軍備の整頓

敎化の施設科擧の制定

農桑令の頒布、地界の劃正

安南と占城との關係

安南の占城攻撃

占城の使節明國に援を求む

て發展を試みることも出來得たのであらう。

(安南の外國關係)　安南の外國關係は占城が最密接であつた。占城ではその臣槃羅茶悦が君を弑して位を奪ひ、これを弟の茶全に傳へ、更に安南の邊境を侵したことがある。そこで明の成化六年(西曆一四七〇年)に安南の聖宗は自ら兵を率ゐて占城を伐つことになつた。時に開戰の勅書を發布したが、翌年更に占城平定の策を定めて諸營に頒つた。それには必勝の理十と惧る可きこと三とを述べて居る。かくて往く〳〵占城の軍を破つて遂に闍槃城(平定省にそ の城址あり)を陷れ、その王を虜にして引き上げた。聖宗は使を明へ遣はして當時の事情を上奏に及んだのである。全體安南と明との關係は恰も朝鮮と明との關係の如くであつた。故に聖宗は既に卽位の初めに於て、明の封冊を受けた位であるから、占城征伐の事情を上奏したのも怪むに足らない。占城は一時安南に併呑されたが、王の遺族遺臣の猶存せるものがあつたと見え、同じき十六年(西曆一四八〇年)にその使者が明へ來り、安南の侵境を上申し、これを征伐せられんことを請願に及んだ。當時明の汪直は安南征討の意見を上つたが、反對者もあつて實現せられなかつた。これが爲め占城は引き續いて安南に併呑されたままになつて居つたのである。

安南の哀牢老撾征略

安南は占城併呑の後(明成化十四年・西曆一四七八年)更に哀牢・老撾の征略を試み、老撾の軍を破つたことがある。明の記錄には征略の功を奏し得なかつたやうになつて居るが、兎に角老撾への出征は事實として認めなければならぬ。要するに安南は內政の整頓した結果、外國關係に於ても國力を發展せしめ、版圖を擴大し得たのであつた。而してその國內の行政區劃を十三に分ち、五十三府、百七十八縣、五十州、二十鄕、三十六坊、六千八百五十社、三百二十二村、六百三十二庄を有したといはれる。これを要するに聖宗の時には安南の制度文物頗觀る可きものがあつたのみならず、近隣の諸國をも威服して國勢の最盛なる頂點であつた。

威穆帝の卽位

(安南の衰勢)　けれどもその後は大第に振はなくなり、聖宗より憲宗(暉、在位七年)肅宗(濬、在位一年)を經て威穆帝(濬、在位五年)に至つたが、彼れは頗殘虐なる君主であつた爲めに國勢は益衰退した。時に阮文朗といふものが淸華州にあつて兵を起し、聖宗の孫瀧を奉じて官軍を破り、威穆帝を弑し、遂に瀧を擁立した。これを襄翼帝といふ。時に明の正德五年(西曆一五一〇年)であつた。然るに襄翼帝も極めて放縱の君主で、盛に土木を起し人

襄翼帝の卽位

民を使役したので、また內亂が起つた。時に鄭惟鏞や阮弘褌（文朗の子）等は互に權力を爭うて居つたが、惟鏞は內亂を平げて襄翼帝の非行を諫めた。けれども聽かれなかつたので、遂に帝を弑してその養子昭宗（謙、聖宗の曾孫在位七年）を立つるに至つた。これが明の正德十年（西曆一五一五年）である。翌十一年諒山の都將陳暠といふものが、自ら陳氏の裔と稱し、兵を起して交都（河內）を襲はんとしたので、昭宗は西都（淸華）へ出奔した。陳暠は交都を取つたが、鄭惟鏞、阮弘褌等の來援によつて交都は回復せられ、陳暠は諒山へ引き上げた。次いで惟鏞は陳暠を討伐せんとして敗死したが、別に陳眞が命を受けて遂に諒山を攻め破つた。幾もなくして陳暠は病死し、その餘黨は殆平げられたのであるが。けれども阮弘褌は鄭氏の弑逆の罪を鳴らし、その同族の鄭綏及びその子鄭維を破つてこれを淸華州へ走らせた。陳眞は鄭綏を援けて阮弘褌を討たんとし、且莫登庸に托して弘褌を捕へしめんとしたが應じなかつた。陳眞は進んで弘褌を伐つことになつたが、莫登庸は弘褌に通じてこれを逃れしめ、更にその子登瀛（明の記錄には方瀛に作る）のために陳眞の女を娶つて媾和を圖らんとした。時に陳眞の勢威甚盛であつたが、朝臣の讒言によつて殺された爲めに、その部下が背いて王城を攻めたので、昭宗は莫登

鄭惟鏞、昭宗を擁立す

陳暠の擧兵

安南の內亂

莫登庸の出現

庸の處へ走つた。これより登庸は王を擁して權力を專にし、明の正德十六年（西曆一五二一年）に自ら太傅仁國公と稱し、後更に水陸軍元帥と稱するに至つた。時に安南の國內には三黨分立して相爭うて居つた。昭宗は莫登庸に抑壓せられるを壓ひ、逃れて西都に入り鄭綏に身を托したので、登庸は昭宗の弟椿を擁立した。これを恭帝といふ。時に明の嘉靖元年（西曆一五二二年）であつた。かくて登庸は兵を出して淸華を攻め、大に鄭綏を破り昭宗を逐うた。昭宗は哀牢國へ逃れたとも、又殺されたともいはれ、或は憤死したとも傳へられて居る。その後は莫氏の勢益盛にして、最早これに抵抗するものがなく、嘉靖六年（西曆一五二七年）に至り、登庸は恭帝を廢して自立し、國を大越と號し明德と改元した。かくて使を明へ遣はし、黎氏の王統が斷えたる故に、國人の依囑によつて王位に登り、國事を管理する旨を告げた。けれども明では直にこれを許容せず、黎氏の子孫を求めしむることになつたので、登庸は明に對して極力策動を試みた上に、表面その位を子の登瀛に讓り、自ら太上皇となつて猶實權を握つて居つたのである（これが明の嘉靖八年卽ち西曆一五二九年で、翌年莫氏は大正と改元した）。

昭宗の還定

莫登庸の簒立

阮氏の莊宗擁立

明の實情調査

(明と安南との關係) 當時阮弘裕の子阮淦は清華州に居つたが、莫氏の下に屬するを欲せず、哀牢に走つて兵を擧げ、黎氏の子孫たる黎寧を擁立して回復を圖つた。これが莊宗である。その後阮淦は莊宗を奉じて清華府の南邊の一州に據り、海路より使を明へ遣はして莫氏簒奪の事情を上陳せしめた。安南は裏翼帝の時に明へ入貢して以來、殆二十餘年も使を通じなかつたので國情は不明であつた。然るに嘉靖十五年(西暦一五三六年)に及び、その來使によつて國情も幾分明になつたので、更に明より使者を派遣してこれを調査せしむることになつた。當時兩廣提督兵部侍郎の潘旦へ賜はつた勅諭に據れば、問罪の師を興す考があつたことが知られる。

(參照) 明の勅諭　安南國粤在先朝、職貢罔愆、自正德十年進貢以後、迄今二十餘年、貢使不至、肆朕登極下詔、道阻而返、叛逆之罪、昭然明著、在法當興問罪之師、及又節(三字恐有誤)據守臣奏稱、該國賊臣作亂、國無定主、分裂竊據、不能歸一、但恐夷情譎詐、難以遽信、已經差官查勘、俟罪狀明白、即當命將率領漢土官軍、分道而進、聲罪致討、若不先事有備、何以刻期成功、特命爾會同巡按御史、督同各該將領土官、整頓兵馬、銳利器械、候總兵官進兵之日、聽其調取、(下略)(取交記卷九)

明の安南征討計畫

征討反對の意見

翌年(嘉靖十六年西暦一五三七年)に禮部尚書嚴嵩・兵部尚書張璁等は興兵致討の旨を上奏し、咸寧侯仇鸞を征蠻將軍となして總兵官に充て、工部尚書毛伯溫を兵部尚書兼右都御史となして軍務を參贊せしめ、愈安南征討の計畫を進めることになつた。然るにその年の六月に知廉州府の張岳は上疏して

(前略)聞く所に據れば、安南の黎譔は卽位七年にして權臣莫登用の逼る所となり、その國の清華府に遁れた。登庸は譔の幼弟黎寵を擁立して宰相となり、既にしてまた寵を弑して自立した。故に國內は分裂し干戈相尋き、朝貢し來る暇もなかつたのである。これ等は皆往年の傳聞と、その國の諒山・長慶府等の牒報とによる。その間の曲折及び近日の事情は、詳知することが出來ない。けれども彼れが久しく朝貢の期を爽へたのは、大抵これが原因となつて居る。必しも勢を負ひ力を恃み、上國の命に抗して朝貢しなかつたのではあるまい。古より夷狄が夏(中國)を猾り命に逆へばこれを誅するを常とすれども、單に通貢しないのみでは兵を興して討伐する必要はないと思ふ。今已に用兵の聲明を發せられたが、臣の恐るる所は、徒らに事を生じ禍を樂しむの臣が、陛下の眞意を解せず、ただ迎合附會して兵戈を動

黎氏の莫氏撃破

莫氏の降表

かさんとすることである。願はくは目前の義理と事勢とをよく考慮して、これが處置を講せられたい、（下略）（馭交記卷九）

といひ、安南征討の不可なる所以六箇條を述べた。廣東總督の蔡經もまた上疏して安南の情勢の明確ならざるを述べ、萬一兵を出さば莫大なる費用を要するのみならず、勞佚の相違もまた考慮す可きものであることを言うた。この時に方り安南の黎氏の勢漸く盛になり、莫氏の軍を破つて次第に各地を回復する有樣であつたから、莫氏はこの際明の方から出兵援助するを怖れたものと見え、同じき十八年（西暦一五三九年）に使を明へ遣はして降表を上つた。そこで明の政府は合議の結果として、兎も角これを赦することに決定した。

（參照）議得、莫登庸父子恐懼省悔、上表乞降、願以土地人民、悉聽天朝處分、據其哀請、似亦可矜、且夷情匪測、詞雖卑懇、意或詭秘、少涉于僞、即爲所欺、在今日、法不可不正、義不可不彰、往正其罪、止于登庸父子、其餘一切不問、臣等、合請欽命總兵官仇鸞・尚書毛伯溫、前去、兩廣・雲南適中處所、會同兩廣總督・撫鎭・幷副參以下三司等官、將兵餉通行整飾、以備征討、使義旅張皇、天威宣著、若莫登庸父子、悔罪束身、請命乞降、悉以土地人民、上聽天朝

明軍の檄諭

處分、別無虛詐、合國亦無異詞、朝廷待以不死、總督參贊諸臣、作速將其乞降聽處眞實情、繇星夜具奏、取自上裁、（馭交記卷九）

翌年即ち嘉靖十九年の正月に安南の莫登瀛は歿したので、登庸は登瀛の子福海を立てて位を嗣がしめた。この事實の未だ明に知られざる間に、仇鸞・毛伯溫は廣州に至つて莫登庸・莫登瀛に檄諭したのみならず、更に安南の父老士民に檄諭して、黎氏が安南の正當なる君主であり、莫登庸父子は國民の世讐であるから、能くその父子を擒斬するものには賞銀を與へ、府・州・縣を以て來降するものにはまた賞銀を與へるであらうと布告した。

（參照）檄諭　天子爲華夷之主、必敦興滅繼絕之仁、聖人爲綱常之宗、必彰討叛除兇之義、時惟欽崇乎天道、所以允協乎輿情、今黎氏之遺裔未泯、而莫氏之惡貫已盈、亂臣賊子、人々得而誅之、爾安南雖僻在炎荒、然素被天朝聲教、中間豈無抱忠仗節之士、揆亂反正之戈、共擧義兵、以彰元惡、茲當大懸賞格、以速成功、爲此仰長慶・諒山等府衞、永安・文淵等州縣、諭父老士民、各宜欽承上天禍淫覆暴之心、仰體皇上正名問罪之意、思黎氏爲汝之舊主、莫氏爲汝之世讐、奮勇攄忠、建謀設策、有能擒斬莫登庸・方瀛父子者、賞銀二萬兩、仍

明軍の南進

奏聞朝廷、大加陞秩、有以府、歸附者、卽以府與之、以州縣歸附者、卽以州縣與之、仍各賞銀一千兩、庶使安南無辜之民、得免殺戮之苦、安南有志之士、大彰忠義之名、天道以順、人心以安、豈非安南之大幸哉、不然大兵四集之時、難免玉石俱焚之患、是時雖有忠義、無以自見、亦將駢首就戮、噬臍之悔、殆無及矣、汝父老士民、其速圖之、（取交記卷九）

安南の明國歸屬

かくてその年の六月に仇鸞・毛伯溫・蔡經等は兵を梧州（廣西省梧縣）に會し、九月に南寧（廣西省縣）へ赴いたが、翌月に仇鸞は京師へ召還せられ、鎭守總兵官柳珣がこれに代つて愈兵を進むることになつた。そこで莫登庸は鎭南關に至り降表を奉つて罪を謝した。翌年（嘉靖二十年・西曆一五四一年）明は遂に安南の國號を罷め安南都統使司となし、莫登庸に都統使を授け子孫の世襲を許した。かくて安南征討の軍功を論じ、陞賞を行ひ勅諭を賜はつたのみならず、同じき二十一年（西曆一五四二年）には莫福海を安南都統使となし、これに勅諭を賜はつた。これより福海は殆毎歲便を遣はして入貢したのである。明は一時この局面を彌縫して軍隊を引き上げたが、安南は遂に莫氏と黎氏との分立する所となり、莫氏は北方に據り黎氏は南方に據つて相爭ふこと六十餘年に及んだ。然るに黎氏の將鄭松が莫氏を滅ぼすに及び、安南はまた黎氏の統一する所となつた。これ

安南の分裂黎氏の再統一

が明の萬曆二十年（西曆一五九二年）に當る。

（緬甸の形勢）　初め麓川の役の時に、緬甸土司が思任發を執へてこれを明に送致したことは既に述べた通りであるが、その後緬甸及びその他の土司の事情は如何なる有樣であつたらうか。

緬甸の領土擴張の要求

明の成化七年（西曆一四七一年）に緬甸宣慰司は明に向つて、その舊所轄であつたとの理由により、貢章・孟養の兩地を得んことを要求したが許されなかつた。孟養は思任發の故を以て緬甸を怨んで居つたが、明の嘉靖の初めに、その酋長が木邦及び孟密を糾合して緬甸を擊破し、酋長莽紀歲や妻子を殺し、遂にその地に分據するに至つた。時に莽紀歲の子莽瑞體は猶年少で洞吾（Toungoo）の舅家に逃れその養子となつたが、既にその酋長兄弟の爭があつた。莽瑞體はこれを和解した爲めに土地を分讓せられたが、後彼れ等兄弟を殺して盡くその地を併せた。莽瑞體の勢は頗盛になり、諸蠻土司皆これに畏服するに至つた。莽瑞體は更に孟密の內訌に乘じ、道を假りて孟養及びその西方の諸蠻を攻め、以て前仇を報ひ、遂に隴川（雲南省騰衝縣西南）干崖・南甸（雲南省武定縣）等の

莽瑞體の各地占領

莽瑞體の强盛

諸土官を招誘して明の南境を侵さんとしたが果さなかつた。時に雲南の地方官からその事を明の政府へ上申に及んだ。すると兵部の意見では、緬甸は荒服の地であるから深く干渉するに及ばない、莽瑞體は既に遁れ去つたから、宜しく諸蠻に諭して交通結納せしむ可からずとの意見であつた。これが明の嘉靖三十九年（西曆一五六〇年）である。けれども木邦・潞江等の土司には緬甸に通せるものもあつた。莽瑞體の子應裏は黠猾多智であつたが、父に勸めて木邦の兵を借りて干崖を侵した。時に隴川・孟養（孟密の北）は瑞體に迎附したのみならず、萬曆元年（西曆一五七三年）には隴川もまた緬甸に歸するに至つた。莽瑞體は西南金樓白象主莽噠喇弄王と稱し、報天皇帝と號するに至つたが、孟養のみはこれに從はなかつた。時に緬甸は孟養を攻めたが、孟養は明の援兵を得て緬軍を破つたことがある。明の政府はその捕虜を返さしめ、金帛を賜はつて調和を圖つたが效がなかつた。かくて同じき七年（西曆一五七九年）に緬甸はまた孟養を攻めてこれを破り、遂にその地を併呑するに至つた。同じき十年（西曆一五八二年）にはまた干崖を襲破したが、幾もなくして莽瑞體は急死し、その子莽應裏が嗣ぎ、大兵を擁して明の南境を侵し、翌年には施甸を掠め順寧（雲南省順寧縣）に寇し、孟琳寨（雲南省保山縣南）に至り蠶達を

莽氏の緬甸統一

莽氏の明國南境侵寇

破り、更に騰衝・永昌・大理・蒙化・景東・鎭沅等の諸軍を窺うたので、雲南の地方は頗動搖した。巡撫の劉世曾は騰越の參將劉綎等と共に五千の兵を發し、且土軍を徵して緬甸の侵入を防ぎ、この年の四月までに大に緬甸の軍を破つたのみならず、別軍は隴川・孟密から、緬甸の首都阿瓦（Ava）を衝かんとしたので、緬甸軍の隴川・孟養・蠻莫を守つて居つたものは皆遁れ去つた。明軍もまた引き上げたのである。その後莽應裏はその子をして阿瓦を守らしめ、また孟養・蠻莫を攻めたが明の援軍に破られて功を奏することが出來なかつた。萬曆二十二年（西曆一五九四年）に雲南の巡撫陳用賓が八關を騰衝に設け、邊境の守備を嚴にし、人を遣羅へ遣はして緬甸を夾攻する策を講じたことがある。その後遣羅の勢は漸く發展し來つたが、緬甸の勢は次第に衰へてまた明の邊境を侵すやうなことがなくなつた。

明軍の緬軍擊破

明軍の撤退

遣羅の發展緬甸の衰退

第四節　明の國內事情

明の中葉に於ける國外關係は北虜・南倭及び安南・緬甸等を主とし、西域方面の關係の比較的少なかつたことは既に述べた通りであるが、當時の國內狀勢は如何なる有

樣であつたかを更に一瞥する必要があらう。故にこれを宗教の信仰、宰相の專恣、宗藩の取締及び財政の整理等に分つて觀察することにしよう。

其一　宗教の信仰

（佛教の優待）　明代の佛教は元代の後を承けて迷信的餘習が猶存し、また唐・宋時代の如き面影を留めない。但、禪宗方面には多少名僧と稱すべきものが現はれ、又學者の間にも居士として佛典を研究するものもあつた。けれども一般社會は依然として迷信の範圍を脫する能はず、時には道・佛混淆の如き點も認められる。この時に方つて明の朝廷の佛教に對する態度は如何であつたか。

明の太祖は曾て僧籍に在つたので、卽位の後も佛教に對しては相當の同情があつた。されば慧昭禪師（明州阿育王山住持）の寂するや尊號（佛惠圓明廣濟禪師）を賜はり、又海內の名僧十人に詔して京師に來朝せしめたことがあり、或は蔣山寺の仲義に命じて僧一千名を度せしめた。特に洪武十五年（西曆一三八二年）には名僧を選んで宗藩諸王に分侍せしめ、その顧問指導に當らしめた。彼の成祖を輔佐した道衍は卽ち後に永樂の功臣姚廣孝として知られた人物である。故に成祖も亦佛教を重んじ、永樂五年（西曆一四〇七年）には西僧尙師（尙師は元代の帝師に同じ）哈立麻を靈谷寺に迎へて、皇考・皇妣の冥福を祈らしむること十四日、尊號を賜はり天下の釋教を總領せしむるに至つた。成祖は親ら佛典の序文や讃跋を作つたのみならず、大藏經を刊行することになり、北京と南京とに於て各一部宛刊行せしめた。されば宦官の如き知識に乏しきものは、益佛教を重んじ僧侶を禮し、寺院を建て福祿を求むるものが頗多かつたのである。けれども明初朝廷の佛教優遇は、必しも元朝の如く迷信的崇拜に出でたものではなく、寧ろ幾分教化政策に基く所があつたと思はれる。

明太祖の佛教待遇

成祖の佛教待遇

佛教の取締

宣宗の時代にも佛寺の重修は行はれたが、僧童（四百十一人）を罷めしめたり、婦女出家の禁を申嚴したりしたことが見えて居る。英宗の時代になると禮部尙書胡瓘等は慈恩・隆善・能仁・寶慶四寺の番僧を陶汰すべきことを上奏した。けれども宦官王振は盛に佛寺の重修改造等を試み、正統五年（西曆一四四〇年）には僧童一萬人を度したことがある。憲宗の時代に禮部尙書鄒幹は近年僧道の度牒過多なるを以て制限を加へんことを請ひ、これが實行せられた。然るに成化十七年（西曆一四八一年）には、母后の爲めに丈六の鍍金文殊像を造り、佛畫百軸を作つてこれを各寺へ頒つたことがある。孝宗の時代に

なると、或は尼寺を毀ち、或は還俗養親を勸め、或は齋醮・戒壇の妄を禁じた事實があり、幾分佛教を抑制せんとしたやうに見える。然るに武宗の時代になると、天子は低腦にして宦官も知識に乏しく、崇佛の事實が盛に現はれ、番僧をも尊崇するに至つた。卽ち或は新寺を內苑に設け、或は禪師を稱して國師となし、或は國師を陞して法王佛子となし、或は天子自ら大慶法王と稱するに至つた。且度牒數萬を給して番教を弘めしめたといはれる。正德七年（西曆一五一二年）には番僧の爲めに五台山に演教寺を建てしめ、同じき十年（西曆一五一五年）には胡僧に法王の金印を賜ひ、又太監劉允を西藏へ遣はして活佛を迎へしめ、且烏斯藏王（西藏王）を封じて闡教王となした。されば武宗の時代は單に佛教を尊んだのみならず、喇嘛教をも信仰したのである。世宗の卽位するに及び、妖僧を斥け淫祠を毀ち、一時迷信を打破せんとしたやうであつたが、後また漸く佛教を重んずるやうになり、一轉して道教の信者となり、その尊崇の事實が盛に現はれ來るやうになつた。

武宗の佛教及び喇嘛教信仰

明初の道教

（道教の尊崇）　明代には江西の龍虎山を本山とする正一教と北京の白雲觀を中心とする全眞教とが最行はれて居つた。太祖の洪武十一年（西曆一三七八年）に四十一代の張天師が入朝したことがあり、當時編せられた張天師世家には宋濂が序文を作つて居る。成祖の永樂十四年（西曆一四一六年）に龍虎山の上清宮や懿親觀を修理したのみならず、その翌々年に武當山の道觀を造り、宏大壯麗を極め、太嶽太和之山と號し、御製の碑文を賜はつた（この碑は今猶存する）。英宗の時代には京師に東嶽廟が重建せられ、又道藏を刊行してこれを天下の道觀へ頒つた。當時齋醮祈願をなすには佛寺と道觀とで竝び行ふを常としたが、道教の長生不老の主張は最天子の信仰を惹く所があつた。されば孝宗の時に宦官の李廣が燒煉齋醮の事を以て天子の信寵を得たので、大學士徐溥等は上疏してこれを切諫した。けれどもその効はなかつたのである。孝宗は太監の李瑾等を遣はし、保民大醮を太上淸宮に行はしめ、又御用監王瑞等に命じて武當山に於て齋醮をなさしめたことがある。或は龍虎山の四十八代の張天師を延見し、或は白雲觀を重修して御製の碑文を刻せしめた。かく孝宗は道教の方へ傾いたやうであるが、次の武宗に至つては更に佛教の方へ傾いたことは前述の通りである。然るに世宗が位に卽くに及び、前代に信寵を受けた妖僧を斥け、その資財を籍沒し淫祠を毀つたことがある。けれども世宗はその後、やはり道・佛を崇奉し、嘉靖二年（西曆一五二三年）

道藏の刊行

明の中世の道教

に太監崔文の勸誘により、紫禁城内の乾清宮等に於て齋醮を執行し、日夜祈禱に熱中した。また内監十餘人をして道・佛の經文を宮中に習はしめ、これが賞賚も頗多かつたので、大學士楊廷和等は上疏して佛・道を斥け齋醮を罷めんことを請うたが行はれなかつた。當時道教の齋醮が盛に行はれたのみならず、宮中に西天(印度)及び西番(西藏)の經廠等の存在したことも給事中鄭一鵬の上疏に據つて知られる。

鄭一鵬の上疏

世宗の道教信仰

(參照)鄭一鵬の上疏

邇者禱祀繁興、利用漸廣、乾清・坤寧諸宮、各建齋醮、西天・西番・漢經諸廠、至於五花宮・西暖閣・東次閣、亦有之、或連日夜、或間日一舉、或一日再舉、經筵俱虛設而無所用矣、(中略)伏願改西天廠爲寶訓廠、以貯祖宗御製諸書、西番廠爲古訓廠、以貯五經・子・史諸書、漢經廠爲聽納廠、以貯諸臣奏疏云々、(明朝紀事本末卷五十二)

その後世宗は益道教を尊信するやうになり、同じき五年(西曆一五二六年)には道士の邵元節等を優遇して、その眞教主靜の說を聽取した。同じき十年(西曆一五三一年)には世嗣を得んが爲めに齋醮を設け、禮部尙書夏言が醮壇監禮使に充てられ、禮部侍郎湛若水等が迎嗣導引官に充てられたことがある。同じき十五年(西曆一五三六年)には邵元節に致一眞

人の道號及び冠服を賜はり、眞人府を都城の西方に建て、夏言をしてその記文を作らしめた。又禁中の佛殿佛像を除いたといはれるが、これは喇嘛の寺院であらう。同年の暮に皇嗣の誕生せるを以て齋醮の結果となし、邵元節に禮部尙書を加へられた。

世宗は輔臣に諭し、東宮をして監國たらしめ、自ら靜養すること一・二年の後に、更に政を親らせんとの志望があつた。時に太僕卿楊最は上疏してこれを諫めたので、世宗の怒にふれ、遂に逮捕せられて獄死した。同じき十九年(西曆一五四〇年)に世宗は陶仲文に忠孝秉一眞人の道號を賜はり、天下の道教を總領せしめ、少保・禮部尙書を與へ、更に少傅を加へ一品の俸祿を賜ふに至つた。翌年御史の楊爵は上疏して

(前略)執左道以惑衆、聖主所必誅、今異言異服、列于廷苑、金紫赤紱、賞及方術、保傅之位、坐而論道、非極天下之選、不足以當此貴、而卑之迂怪之徒、名器之濫、至此極矣、陛下以天縱之聖、爲上元天子、若遠宗帝道、近守祖法、則和氣致祥、罔有天災、山川鬼神、亦莫不寧、安用此佞邪之術、列諸法禁之地、而藉之以爲福哉、(明朝紀事本末卷五十二)

というたので獄へ下された。同じき二十三年(西曆一五四四年)に陶仲文は少師を加へられ

たので、一人で三孤（少保・少傅・少師）の資格を有するやうになり、同じき二十五年（西暦一五四六年）には伯爵を授けられ、光祿大夫柱國の位を賜はつた。當時世宗が如何に陶中文を尊崇し道教に信賴したかが窺はれるであらう。かくて世宗の迷信は年を逐うて益甚しく、同じき三十五年（西暦一五五六年）には幾多の文字を連ねた道教的尊號を稱するやうになり、或は紫禁城中に萬壽宮を作り、宮中には壽源・萬春・太玄・仙禧の諸殿を設け、何れも道教の長生不老の意味を寓した。或は使を各地へ遣はして道教の祕方を搜索せしめたこともある。

道觀の設置

世宗が一代の間殆ど道教に耽溺したことは、以上の諸例にて明であるが、內外の官僚にはこれに迎合して信寵を得んと圖つたものも少くない。卽ち祥瑞として或は靈芝を獻じ、或は白鹿・白龜・白雁等を上るものが前後相續いだ。彼の倭寇防禦の任に當つた胡宗憲の如きも亦祥瑞進獻者の一人であつた。而して最帝の嗜好に投じ迎合を事とし、二十年間その信任を得て政權を專にしたのが嚴嵩である。

其二　宰相の專恣

（嚴嵩の專權）　明初に於ては宰相專權の事實は認められない。彼の宣宗から英宗の時代へかけて三楊（楊榮・楊溥・楊士奇）の如き、長く宰相の地位に居つた人物もあるが、專權と稱すべき程のことは起らなかつた。これは明の太祖が元代の弊に懲りて宰相制度に改革を加へたのみならず、歷代の君主が其の人を得て居つたからであらう。然るにその後庸主位にあり、綱紀漸く弛むに及び、宰相の專橫がまた現はれるやうになつた。而してその實例としては先づ世宗時代の嚴嵩を擧げなければならぬ。

宰相專橫の原因

嚴嵩は江西分宜の人（弘治十八年の進士）で、嘉靖七年（西暦一五二八年）に禮部右侍郎となり、世宗の信任を受け、後南京吏部尙書となつたが、同じき十五年（西暦一五三六年）に禮部尙書兼翰林院學士に轉じ、北京に移ることになつた。當時世宗の生父興獻王の取扱問題が大禮議となつて稱せられ、宋の濮議と同樣に議論の種となつたが、遂に獻皇帝と稱することになつた。同じき十七年（西暦一五三八年）に嚴嵩は文皇帝を祖と稱し獻皇帝を宗となすべきことを奏請し、遂にこれを成祖（成祖の稱は玆に始まる）及び睿宗と稱するやうになつた。嚴嵩は更に慶雲賦及び大禮告成頌を上り、益世宗の歡心を博するに至つた。當時夏言は大學士の地位に居り、嚴嵩と同鄕の關係を以て初めは相親しんだが、後遂に相軋るやうになり、同じき二十一年（西暦一五四二年）に夏言は罷められ、嚴嵩が大學士となり、機務に參して威權を

嚴嵩の信任

嚴嵩父子の專恣

弄することになつた。時にその專權を彈劾するものもあつたが、皆貶斥せられてしまつた。世宗も一時はその專橫を疑ひ、同じき二十三年（西曆一五四四年）に夏言を起して原官に復し、嚴嵩と對抗せしむることにした。けれども兩雄並び立つを許さず、同じき二十七年（西曆一五四八年）に夏言が都御史曾銑の河套回復の議に贊せるを機とし、嚴嵩は上疏してその開邊起釁を難詰したので、夏言はまた罷められ遂に曾銑と共に殺されるに至つた。是に於て政權は全く嚴嵩の手中に歸し、その子の世蕃は太常卿となり、兼ねて尙寶司の事務を掌り、不法の行爲が多かつた。而して世宗は道敎の齋醮に熱中し、一切の政務を嚴嵩に委任して顧みなかつたのである。時に給事中や御史の嚴嵩を彈劾するもの少なからず、同じき三十二年（西曆一五五三年）に兵部員外郎の楊繼盛（椒山と號す）はその十大罪五奸を上疏し、議論頗痛烈を極めたが、反つて世宗の怒に觸れ、職を免せられて殺された。薊遼總督兵部侍郎の王忬も繼盛に同情せるを以て嚴嵩の含む所となり、同じき三十八年（西曆一五五九年）事に托して逮へられ、遂に棄市せられるに至つた。その後嚴嵩は益權力を專らにし、世蕃の徒も橫暴を極め放縱の行爲が多かつた。世宗は晩年漸く嚴嵩を疑ふやうになつたが、大學士徐階はこれに乘じて嚴嵩父子を除かんと圖つた。同じき四十二年（西曆一五六三年）に御史の彈劾を機とし、遂に世宗の意を受け、嵩を罷めて世蕃を逮へた。當時徐階は上疏してその僭侈の事實を述べた外に、彼れが倭寇と關係ある王直の賄賂を納れ、且その餘黨を招集して窃かに不軌を圖らんとする旨を述べた。つまり倭寇關係を彈劾に利用したものである。かくて世蕃は棄市せられ、嵩は賴る所なく故舊に寄食して歿した（時に年八十四）。嚴嵩の要路に立つこと殆ど二十年、その間世宗を籠絡し、反對者を彈壓し、父子共に專橫を極めた。その書齋は鈐山堂と稱し、書畫骨董を蒐集し、その他の財物も頗豐富であつた。彼れの家產の沒收せらるるや、銀二百五萬五千餘兩に上つたといはれる。その他はこれに準じて類推することが出來よう。かかる譯で世宗の時代は、外は北虜南倭の侵寇に惱まされ、內は君主の失政、宰相の專橫が繼續し、遂に益明の衰運を促すに至つた。

嚴嵩の末路

（參考）文徵明の子文嘉の撰せる鈐山堂書畫記は、沒收後に檢閱した時の手記に係る。それに據れば魏・晉・南北朝・唐・宋・元の名家の筆蹟四百餘點を有し、中に王羲之の眠食帖、孫過庭の書譜、朱文公や張南軒の書なども見えて居り、特に趙子昂の筆蹟が最多かつたといはれる。

張居正の出現

張居正の神宗輔佐

（張居正の執政）　世宗は嘉靖四十五年（西暦一五六六年）に崩じ、子の穆宗が位を繼ぎ隆慶と改元した。穆宗は禮部右侍郎の張居正（湖北江陵の人）を禮部尚書武英殿大學士となし、輔政の任に當らしむることになつた。居正は嘉靖二十六年（西暦一五四七年）の進士出身である。明史にその人物を敍して

爲人頎面、秀眉目、鬚長至腹、勇敢任事、豪傑自許、然沈深有城府、莫能測也、（明史卷二百十三、張居正傳）

とあるは實際に近いやうに想はれる。彼れは穆宗に上疏して大本急務六事を陳べた。六事とは

省議論　振紀綱　重詔令　覈名實　固邦本　飭武備

であつて、孰れも時務に適切のものであつた。穆宗は居正を信任し、更に吏部尚書に轉じ少傅に進め、建極殿大學士となし、諸政の肅正を圖らんとしたが、隆慶六年（西暦一五七二年）に病を得て崩じ、皇太子翊鈞が位に即いた。これが即ち神宗皇帝で萬暦と改元した。神宗は當時纔かに十歲に過ぎなかつたので、張居正は大學士の高拱（河南新鄭の人）や高儀（浙江錢塘の人）等と共に遺詔を受けて神宗を輔けることになつたが、幾もなくして高拱は罷め高儀は歿し、張居正が獨政局に當ることになつた。彼れは慨然として國家を以て己

張居正の經綸

れが任となし、尊主權、課吏職、信賞罰、一號令の四條を標目として實行を試みた。彼れが幼主の爲めに經筵を開き日講を事とし、帝鑑圖說や明朝歷代寶訓を編してこれを進獻したるが如き、或は淸廉卓異の地方官二十五人を選び、神宗をして引見せしめ、特に奬勵を加へ金幣を賜はりたるが如き、或は天下の疆域及び職官姓名を記したる屛風を獻上し、朝夕これを省覽せしめたるが如き、その輔相としての用意を窺ふに足るであらう。特に宗藩問題や財政問題に關し、彼れの經綸を發揮したものが少くない。けれども彼れは自信の念が厚く、斷行の勇に富んで居つたので、一方からは專橫にして威福を恣にすとの批難もあつた。その高拱を斥け張四維を進めて禮部尚書となすや、御史の連中から彈劾せられたが、居正は神宗に對し、

臣之所處者危地也、言者以爲擅爲威福、而臣之所行正威福也、將巽順以悅下耶、則負國、竭公以事上耶、無以逃專擅之議、（明朝記事本末卷六十一）

というたので、何等の咎めも蒙らなかつた。居正は十餘年間政局の要地に立つて諸政を更革する所があつたが、萬暦十年（西暦一五八二年）に病を得て薨じた（歲五十八）。死後未だ幾くならずして神宗の居正に對する態度は一變し、遂にその家產を籍沒し、且詰責の詔

勅を下すことになつた。これは彼れが外戚や宦官から忌まれて居つた爲めであらうといはれる。

其三　宗藩の取締

（宗藩の來歷）　明初以來、封建の諸王は各地へ分封せられたが、彼れ等は土地兵馬を私占するを得ず、別に大なる實權を有たなかつたのである。但、燕王の如き例外のものもあつたが、これは遂に靖難の變を惹き起すに至つた。その後稀に漢王高煦（仁宗時代）や安化王寘鐇（武宗時代）や寧王宸濠（上同）の如き、中央政府へ對し反抗したものもあつたが、孰れも鎭定せられてしまつた。これより宗藩に對する取締は益嚴しくなつたやうである。

宗藩の規定

宗藩の規定によれば、皇子は親王に封ぜられ、長子・長孫がその爵位を繼承し、親王の諸子は郡王に封ぜられ、長子・長孫がまたその爵位を繼承し、郡王の諸子は鎭國將軍、諸孫は輔國將軍、曾孫は奉國將軍を授けられ、それより下るものは鎭國中尉・輔國中尉・奉國中尉等を授けられるのであつた。故に明の帝室の繼續すること久しければ、宗藩の員數增加は免れざる所であつた。而して宗藩の中に誕生婚嫁の事あらば、必ず朝廷に命名や許婚を請はなければならなかつた。その命名は一代毎に木・火・土・金・水の順序によつて木扁・火扁・土扁・金扁・水扁の文字を循環的に使用するのであつた。故にその名をみれば、大體その時代や親族關係の見當がつくことになつて居る（この慣例は清朝でも繼承せられた）。

宗藩の生活狀態

（宗藩の待遇）　この宗藩取締は頗嚴重を極め、彼れ等の間の交通若くは移動の自由を得ることは出來なかつた。その命名は一代毎に木・火・土・金・水の順序によつて木扁・火扁・土扁・金扁・水扁の文字を循環的に使用するのであつた。故にその名をみれば、大體その時代や親族關係の見當がつくことになつて居る（この慣例は清朝でも繼承せられた）。

（宗藩の待遇）　この宗藩取締は頗嚴重を極め、彼れ等の間の交通若くは移動の自由を得ることは出來なかつた。その命名は一代毎に木・火・土・金・水の順序によつて木扁・火扁・土扁・金扁・水扁の文字を循環的に使用するのであつた。故にその名をみれば、大體その時代や親族關係の見當がつくことになつて居る（この慣例は清朝でも繼承せられた）。

さざれば城外へ出ることも叶はなかつた。特に宣德以後は親王でも朝見は容易に許されず、また國難の場合にさへ子弟を率ゐて赴き援けることは許されなかつた。且、彼れ等は何等の職官に就くことを得ず、又如何なる生業にも從事することを許されず、單に中央政府より支給する俸祿によつて生活するに過ぎなかつた。勿論、時には朝廷より臨時の賜物があり、又彼れ等の中には田宅を占奪し公稅を侵領し、或は女子を强徵し、或は財物を强要するが如き不法行爲をなすものもあつたが、その生活は頗る困難に陷つた。けれども政府の給與は宗藩の增加によつて逐年增加するのみで、到底彼れ等の救濟を全うすることは出來なかつたのである。嘉靖四十一年（西曆一五六二年）

に御史の林潤は上疏して

天下之事、極弊而大可レ慮者、莫レ甚二於宗藩一、祿廩二天下歲供一、京師糧米四百萬石、而諸府祿米、凡八百五十三萬石、以二山西一言、存留百五十二萬石、而宗祿二百十二萬、以二河南一言、存留八十四萬三千石、而宗祿百九十二萬、是二省之糧、借令全輸、不レ足レ供二祿米之半一、況吏祿軍餉、皆出二其中一乎、宜レ令二大臣集議一、共陳二善後策一、（明會要卷四十三）

といつた。卽ち宗藩への給與が財政上の問題となり來つたことが知られよう。故に當時宗藩の歲祿を削り宮腰を減じ、支子を限る可しとの意見も現はれるに至つた。かくて同じき四十四年（西曆一五六五年）に宗藩條例が編成せられ、從來の取扱を改正してこれを天下に頒布した。けれどもその待遇が頗苛酷に失した所があつたやうである。そこで萬曆六年（西曆一五七八年）に張居正は上疏してその裁定の妥當ならずと思はれるもの十一箇條を列擧した。これによれば親王所屬の樂工二十七戶ありしを全く削除したこと、文官三品以上は葬祭の資料を給與せるに拘はらず、郡王の喪祭の手當を廢止したるが如きを擧げて、薄遇に失することを述べて居る（張太岳文集卷四十三、請レ裁二定宗藩事例一疏）。これが爲め待遇は幾分改善せられたが、また明初の如き狀態を維持することは出來なかつた。當時宗藩の間にはその受領せる俸祿につき多少の削減を志願せるものもあつたけれども、宗藩の員數は增加するのみであつたから、國家の支出は減少することなく、遂には財政上の係累となるに至つたのである。因つて次に明末の財政狀態を觀察することにしよう。

（參照）宗藩婚嫁命名、例請二於朝一、貧者爲二部所一レ稽、萬曆末至レ是積疏累千、有白首不レ能レ完レ家屋、骨朽而尙未レ名、貴用レ寵請、貧宗得レ嫁娶一者六百餘人、（明史卷二百五十一、何如寵傳）

其四　財政の整理

（田土の增減と歲入關係）　從來財政の基礎は土地戶口を宗とし、鹽稅・茶稅等がこれに次き、その他幾多の雜稅もあつたが、殆補助に過ぎなかつた。故に土地戶口の增減があれば、歲入の變動を來し、國家財政の上に影響する所が少くない。明の太祖の時代には既に述べた通り、田土は八百五十萬餘頃、戶數は一千六十五萬餘戶、人口は六千五十四萬餘人となつて居るが、孝宗の弘治十五年（西曆一五〇二年）には田土六百二十二萬八千五百十八頃となり、同じき四年（西曆一四九一年）には戶數九百十一萬三千四百四十六戶にして人口五千三百二十八萬一千一百五十八人になつて居る。その統計は設令正確で

ないとしても増減の大勢を知ることが出來よう。卽ち百二三十年の間に田土貳百二十八萬餘頃を減し、戶數百五十四萬餘戶、人口七百二十六萬餘人を減じたことになつて居る。然るに約四十年を經て世宗の嘉靖二十年（西曆一五四一年）前後になると幾多の內亂外寇があつたに拘はらず、戶數は增して九百五十三萬百九十五戶となり、人口は六千二百五十三萬百九十五人となつて居る。けれども田土の總計は更に減して四百三十六萬五百六十二頃を示すに過ぎない。かくては租稅收入は增加の見込少く、時に國費多端の折柄であるから、財政上最重大の問題となるべき筈である。されば禮部尙書の霍韜は上疏して田土の數の洪武年間に比して半減せるを述べ、賦稅何從出、國計何從足といひ、更に

（前略）初臣等備查天下額數、若湖廣、額田二百二十萬、今存額二十三萬、失額一百九十六萬、河南額田一百四十四萬、今存額四十一萬、失額一百三萬、失額極多、不知何故致此、非撥給於藩府、則欺隱於猾民、或冊文之訛誤也、不然何故至此、若廣東、額田二十二萬、今存額七萬、失額十六萬、又不知何故致此、蓋廣東無藩府、撥給、疆理如舊、非荒穢於寇賊、則欺隱於猾民也、由洪武迄弘治二百四十年耳、天下額田已減强半、再數百年、減失不知又何如

也、（下略）（續文獻通考卷三）

というた。卽ち減額の原因を簿冊の訛誤か、或は宗藩の占領か、或は猾民の欺隱か、或は寇賊の荒穢かに歸して居る。これ等は支那の歷代に有り勝ちのことであるから、明の時代にもかくの如きことが無いとは限らない。兎に角この田土の問題を解決しなければ財政の整理は容易でない。神宗の萬曆の初め、宰相張居正の上言に

臣等伏見萬曆五年歲入四百三十五萬、乃六年所入僅三百五十五萬、五年歲出三百四十九萬、而六年所出乃至三百八十八萬、夫歲出則浮於前、而歲入則損於舊、此不可不知也、（張太岳行實）

とあり、當時朝廷の歲入が歲出より少なかつたことが知られよう。そこで萬曆六年（西曆一五七八年）に居正は臺臣の疏奏により、全國の田土を丈量することになり、使者を各地へ派遣し、地方官と協力し、數箇年を費して調査を完了した。その結果、田土の總額七百一萬三千九百七十六頃を計上するに至り、洪武時代に比すれば猶百四十餘萬頃の減額であるが、嘉靖の時代に比すれば二百六十五萬三千四百二十四頃の增額となつた。これは全く居正の功績であつて、當時の財政に好影響を與へたことは疑ない。

財政基礎の變動

霍韜の上疏

田土の減額問題

張居正の土地調查

而して彼れは更に賦役の問題を如何に取扱つたであらうか。

賦役の區別

（賦役と一條鞭法）　賦役は卽ち甲役、雜役に分れて居り、甲役は主として田土有し戶口を有し成丁を有するものに課せられたが、雜役は田土を有せずとも戶口成丁を有すればこれに課せられた。然るに田土を有せざるものは、その負擔が重ければ、容易にその地を去つて他の地方へ移動するを免れない。且正德、嘉靖の時代に及んでは匪賊の橫行、流民の遷徙等があつたのみならず、北虜南倭の侵寇によつて地方人民の流移せるものが少くなかつたので、賦役の割當が思ふやうに行はれなかつた。そこで主として、田土を有し成丁を有するものに賦役を課し、田土なき貧者の負擔を輕からしめんとする意見が現はれるに至つた。これが卽ち一條鞭法の淵源である。

一條鞭法の來歷

一條鞭法は略して條鞭ともいふ。つまり簡便法といふ意味に過ぎない。嘉靖十年に御史傅漢臣の上奏に見えたるを初めとし、同じき四十年に浙江巡撫龐尙鵬が人民の賦役に苦しむを憫み、一時その地方に一條鞭法を行つたことがあり、萬曆の初めに福建や廣東の地方に之を行つたこともあつた。けれども猶一地方に止まり、廣行ひ屢止むの狀況を免れなかつた。然るに張居正が宰相となるや、土地の丈量をなしたのみならず、萬曆九年（西曆一五八一年）に一條鞭法を天下に施行したといはれる（明史食貨志）。但、後世清朝の時代に地丁銀の制度が確立せらるるまでは、實際各地方に徹底するには至らなかつたやうである。

賦稅銀納の傾向

全體賦役は力差のみに限らず、銀差によつて代納せしめたが、稅（夏稅）糧（秋糧）も明初より米麥を本色とし、銀・鈔・錢・絹を折色としてその代納を許し來つた。然るに明の中世に及び折色を主とするやうになり、銀錢の代納が普通に行はれるやうになつた。これは當時經濟界が既に宋・元の後を承け、銀が專ら貨幣の代用として盛に行使せらるるに至つたからである。

國運の衰頹

兎に角、明の末期に至り張居正の出現によつて、一時政治の紀綱及び財政經濟の整理等に於て多少の觀るべきものがあつた。けれども彼れの歿後、神宗は意を政治に留めず、宰相も亦その人を得なかつたので、明の國運は一步一步衰頹に向ひつゝあつた。この時に勃發したのが日・鮮・明三國關係の問題たる文祿・慶長の役である。これは次章に於て述べることにしよう。

（參考）一條鞭法に就いて明史食貨志に記する所は左の通りである。

一條鞭法者、總括一州縣之賦役、量地計丁、丁糧畢輸於官、一歲之役、官爲僉募、力差則計其工食之費、量爲增減、銀差則計交納之費、加以增耗、凡額辨派辨、京庫歲需、與留供億、諸費、以及土貢方物、悉併爲一條、徵銀、折辨於官、故謂之一條鞭、立法頗爲簡便、嘉靖間數行、至萬曆九年、乃盡行之、

尙、清水泰次氏の一條鞭法に關する研究論文が、桑原博士還曆紀念東洋史論集に載せられて居るから、就いて參考せられたい。

第十章　朝鮮の隆替及び日・鮮・明の關係

第一節　朝鮮の隆替

其一　朝鮮の隆盛時代

文祿・慶長の役は朝鮮半島に於て、大陸に進出せんとする日本と、當時の老大國たる明との間に惹起せられた衝突で、東亞の視聽を集めた一大事件であつた。この事件の由つて起れる原因を尋ぬれば、一は日本の國力の發展に基き、一は朝鮮の國運の衰退に因るといはなければならぬ。日本の國力の發展のことは暫くこれを後へ廻し、先づ朝鮮の國運の衰退せる來歷を說くことにしよう。けれども朝鮮の初世は國政も整頓し、文化方面も亦觀るべきものがあつた。故に今その衰退を叙するに先ち、その盛時を說かなければならぬ。

（朝鮮の盛期及び其の文化）　朝鮮の太祖李成桂は高麗に代つて國を建てたが、在位七年にして位をその子定宗（芳果）に禪つた。これが明の建文元年（西曆一三九九年）に當つて

居る。定宗は在位僅か二年にして位を弟の太宗（芳遠）に禪つた。これ等の禪位は太祖・定宗の自由意志によつたのではなく、全く已むを得ざるに出でたものである。太宗は太祖の第五子にして、才略に富み文學にも通じ、建國の際に功勞があつた。その卽位の後は意を政務に用ゐ、治績の觀る可きものがあり、在位十八年にして位をその子世宗（祹）に傳へた（明永樂十七年・西曆一四一九年）。世宗も亦聰明にして學問を好み、常に心を政務に用ひたが、在位三十二年にして位をその子の文宗（珦）に傳へた。これが明の景泰二年（西曆一四五一年）である。太宗・世宗の兩代を通じて約五十年であるが、この間は卽ち朝鮮の最盛時代で、文化方面にも觀る可きものが少くない。

太宗・世宗の時代

その第一は學校の設立である。太宗の十一年（明永樂九年・西曆一四一一年）に中・東・南・西の四學を建てて儒生の教育をなし、世宗の九年（明宣德二年・西曆一四二七年）には宗學を設け、博士を選んで貴族の子弟に教育を施した。卽ちその學校教育に意を用ゐた事實が分るであらう。

學校の設立と儒教教育

第二は書籍の編纂である。世宗の二年（明永樂十八年・西曆一四二〇年）に集賢院を設け藏書閣を建て、その後種々の書籍が編纂せられた。倫理に關するものには孝行錄・三綱行實等があり、制度歷史に關するものには五禮儀・治平要覽等がある。五禮儀は吉・凶・軍・賓・嘉の五

書籍の編纂

類に分つて禮儀を類集し、治平要覽は支那歷代の君臣治績の龜鑑となる可きものを編纂したのである。特に注意す可きは世宗の時に鄭麟趾等に命じて高麗史（一百三十九卷）を編輯せしめたことである。これは支那の正史に倣つて世家（四十六卷）志（三十九卷）表（二卷）列傳（五十卷）目（二卷）に分ち、高麗一代の史實を網羅したもので、高麗時代の研究をなすには缺く可からざる資料である。

高麗史の編成

第三は活字の製作である。活字の起原は既に卷二の第十二章に於て述べた通り、宋の慶曆年間に初めて膠泥活字が使用せられた。その後宋代に活字が如何に使用せられたかは明でないが、元・明の時代に及んでは木活字や銅活字も作製せられたやうである。この支那活字の影響は半島に及んだものと見え、高麗の末から朝鮮の初めへかけて、既に銅活字が存在したといはれる。而して太宗の三年（明永樂元年・西曆一四〇三年）には、鑄字所を設けて數十萬の銅活字を鑄造したが、未だ完全でなかつたので、世宗の二年（明永樂十八年・西曆一四二〇年）にこれを改鑄した。然るにこれも亦完全でないといふので、同じき十六年（明宣德九年・西曆一四三四年）更に二十四萬字を改鑄し、初めて完全なる活字が出來た。その後、文宗及び世祖の時代にも活字を鑄造したが、鑄造の年の干支によつて、甲寅活字

活字印刷の開始

朝鮮の活字製造

とか或は壬申活字とか名づけた。かく朝鮮に於て活字印刷の盛に行はれたことはその文化の進歩を助けたであらう。

諺文の製作

第四は諺文の製作である。朝鮮は古代より自國の文字なく、漢字を使用し來つたが、新羅の時代に初めて吏道（或作二、吏讀）と稱するものが行はれた。それは漢字を假りて「テニオハ」の如き働きをなしたもので、新羅の薛聰の考案にかかるといはれる。けれどもこれは未だ文字の發明とはならない。然るに朝鮮の世宗二十五年、即ち明の正統八年（西曆一四四三年）に及び、鄭麟趾・申叔舟等に命じて新に文字を製造せしめ、訓民正音と稱した。これが即ち諺文である。諺文は音字で漢字の如き義字とは全くその性質を異にして居る。諺文の出來た時には字母二十八字であつたが、後世幾分減少せられ今日では二十四字に過ぎないやうになつた。その母音と子音とを組み合はすれば、如何なる發音でもあらはすことが出來るので、極めて進歩した音字と稱せられる。さてかかる音字が如何してこの時代に出現したのであるか、恐らくは蒙古文字の影響であらうと思ふ。

蒙古文字使用の影響

蒙古の勢力が高麗に及んだ時代には、その王妃は多く元の皇女で、侍臣も亦多くは蒙古人であつたから、蒙古語が宮中に於て使用せられたのは勿論、蒙古文字も亦多少使用せられたであらう。開城門樓の元代の鐘銘に蒙古文字の鑄出せられてあるのを見れば、この推定は必ずしも無理ではあるまい。且、朝鮮の時代になつても司譯院があり、これに蒙古學が設けられたのみならず、諺文の製定に與つた申叔舟等は、蒙古語に通じて居つたといはれる位であるから、蒙古文字が諺文に影響を及ぼすは當然であらう。但その起原に就いては或は梵字と篆書とに基いたといはれ、或は西藏文字に基いたといはれるが、實際は蒙古文字の影響を受けた點が多いであらう。これは兩者を比較すれば直に頷かれると思ふ（史學雜誌第八編第一號、白鳥庫吉博士、吏道參照）。

かくの如く學校の教育、書籍の編纂を初めとし、活字・諺文の作製せられたことは、後の朝鮮文化に多大の影響を及ぼしたが、これが太宗・世宗の時代五十年間のことに屬するは特に注意を要する所であらう。

（世祖の簒立と學問奬勵）　文宗は在位二年にて歿し、その子の端宗（弘暐）が年十二で位に卽いた。そこで領議政の金宗瑞等が遺命によつて政を輔けることになつた。然るに文宗の叔父たる首陽君瑈は英邁にして隱然たる勢力を有し、韓明澮・鄭麟趾等

を引いて己れの腹心となし、窃かに簒奪の計畫を進めて居つた。かくて先づ金宗瑞を殺して自ら領議政となり、遂に禪宗をして位を禪らしむることになつた。これが即ち世祖である。この世祖の簒立は明の景泰六年（西暦一四五五年）に當る。叔父の身を以て姪の位を奪つた點は明の成祖（永樂帝）と相似て居るが、明の方では戰爭手段に訴へたるに反し、朝鮮の方は禪讓の形式によつたのである。かかる世祖の簒立行爲は、道德上よりすれば固より非議す可きであるが、その在位十三年間の政蹟には頗觀る可きものが多い。これは明の成祖と同樣であらう。

世祖の簒立

世祖の治績と諸書の纂修

さて世祖は意を文武の兩面に注ぎ、文事の方では大に學問教育を奬勵し、又必要なる書籍の編纂をもなした。即ち徐居正に命じて東國通鑑（五十六卷）を編せしめ、申叔舟に命じて國朝寶鑑を修めしめた。この國朝寶鑑は王家の記錄にして實錄と共に後世歷代これを續修することになつたのである。又經國大典の編修を企てた。經國大典は世祖の時にこれが編修に着手し、成宗の時に至つて漸く完成したのである。（その後また續大典や大典會通等の諸書が作られて居る）。この大典は唐六典や明會典等に倣つたもので、これによれば朝鮮の制度一般を窺ふ可きのみならず、支那文化が如何なる影響を朝鮮に與へたかを知ることが出來よう。

（朝鮮の官制） 職官組織は中央政府の中心を議政府となし、領議政一人と左右議政二人とを置き、庶政を總轄することになつて居る。この組織は太祖の時に淵源し、元の尙書令及び左右丞相を摸したやうに見えるが、必ずしもその儘ではない。寧ろ日本にて太政大臣及び左右大臣を置いたのに似て居る。而してその下に六曹を設け、これを吏・戶・禮・兵・刑・工に分ち、その長官たる尙書を摸したものに過ぎない。これは支那の大部及びその長官を判書と稱した。この外義禁府は支那の大理寺に近く、司憲府は支那の御史臺或は都察院に近い。その他館・閣・院・寺の諸司職制は玆に述べることを略すが、地方政府は行政區劃を基とし、八道（京畿・忠淸・慶尙・全羅・江原・黃海・平安・咸鏡）の下に府（都護府）牧（州牧）郡縣が置かれた。道には觀察使を配して監政の任に當らしめ、府には府使を置き、牧には牧使を設け、郡には郡守、縣には縣令を置いて行政の任に當らしめた。これ等の組織は新羅・高麗の制度を參酌した所もあらう。

中央政府の組織

地方政府の組織

朝鮮の官制に伴つて注意すべきは東西兩班の存在である。東班は文官を斥し西班は武官を斥す。これは已に高麗時代に存在し、朝鮮の政府はこれを繼承したに過

兩班の存在

ぎない。この兩班は士族の階級に屬し、他に中人・常民・賤民の階級があつた。兩班は兵役及び課役を免れて生產に從事せず、專ら官職を占領し、更に土地を領有した。けれども官職や土地には限りあるから、これを兩班全體に授與することは出來ない。從つて彼れ等の中には兩班に屬しても貧苦を免れぬものがあつた。けれども彼れ等が農工に從事すれば兩班の資格を失するので、貧苦を免れんが爲めに就職の競爭を爲し、或は兩班の身分を賣買する風習の生せるも偶然でない。而して既に官職を有し土地を領するものは、その勢力を濫用し、閭里に橫行し鄕曲に武斷なるを免れなかつた。後世に及んでその弊習の益甚しくなることは暫く措き、兩班の中にも互に別を立てゝ相爭ふやうになつた事實を先づ考察しなければならぬ。これが卽ち士林の禍と稱せられるものである。

兩班の弊害

其二　朝鮮の衰頽時代

燕山君の卽位

（士林の禍及びその原因）　世祖の時代は朝鮮の猶盛なる時代に屬するが、衰頽の傾向は既にこの時代に胚胎したというても差支ない。世祖から睿宗（晄）・成宗（娎）を經て燕山君（懋）が立つたのは、明の弘治八年（西曆一四九五年）に當る。この燕山君は無道の君

宣祖の卽位

主であつたが、在位十一年にして廢せられた。次いでその弟の中宗（懌）が立つたが、在位三十九年にして殂し、子の仁宗（峿）が立つた。仁宗は在位を僅かに一年で弟の明宗（峘）が嗣ぎ、明宗は在位二十二年で甥の宣祖（玿）が嗣ぐに至つた。これが明の隆慶二年（西曆一五六八年）である。燕山君の時から宣祖の卽位までを通して大體七十餘年であつた。この間に種々の事件が起つたが、特に注意す可きは士林の禍と稱す可きもので、兩班の士大夫が屢殺されたことである。

燕山君の四年（明弘治十一年・西曆一四九八年）に故金宗直の門人金馹孫（官吏曹正郎）等が誣告せられ、宗直は追刑に付せられ、馹孫等は極刑に處せられた。これを戊午の禍といふ。同じき十年（明弘治十七年・西曆一五〇四年）には向きに燕山君の生母が廢せられた時に關係した諸臣が殺された。これを甲子の禍といふ。

戊午の禍と甲子の禍

（參考）戊午之禍　李克墩・柳子光誣告追刑故刑曹判書金宗直殺金馹孫等、先是馹孫在史院、錄其師金宗直弔義帝文於史草中、至是修成宗實錄、克墩爲堂上、見其文以爲、意指世祖、世祖言於子光、子光素啣宗直焚詩事（子光嘗游咸陽、作詩鏤板揭壁、金宗直守是邑、撤而去之）卽大喜、與盧思愼・尹弼商等上變、都承旨愼守勤掌出納主命、拿馹孫鞫於修文堂、七月下傳旨曰、金宗直

己卯の禍と辛卯三奸の禍

草茅賤臣、成宗擢置經筵、久在侍從、以至刑判、今其弟子金馹孫、所修史草中、以不道之言、誣錄先王朝事、又載其師宗直弔義帝文、馹孫贊其文曰、以寓忠憤、念我世祖大王、當危疑之際、誅除逆徒、宗社危而復安、不意宗直譏議聖德、至使馹孫誣書於史、予今思之、不覺慘怛、其議刑名以啓、於是論宗直斷以大逆、剖棺斬屍、馹孫・權五福・權景裕・朋奸黨惡、凌遲處死、李穆・許磐誣飾先王、幷處斬、姜謙杖百、籍沒極邊爲奴、表沿洙・洪澣・鄭汝昌・茂豐副正摠、罪犯亂言、姜景叙・李守恭・鄭希良・鄭承祖、知情不告、幷杖流、李宗準・崔溥・李鼐・李胄・金宏弼・朴漢柱・任熙載・康伯珍・李繼孟・姜渾、譏議朝廷、謗訕時事、極邊付處、成重淹・李宜茂、往年修史官、見馹孫史草而不卽啓、魚世謙・李克墩・柳洵・尹孝孫・金銓等罷職、左議政韓致亨等、上箋致賀、弼商・思愼・致亨等、各賜田民廐馬、表裏子光以下、論賞有差、是日晝晦、雨下如注、大風拔屋、人無不顚仆股栗、自是儒林喪氣、重足累息、學舍蕭然、數月間無有誦讀聲、（大東紀年卷一）

中宗の十四年（明正德十四年・西曆一五一九年）には己卯の禍と稱せられる事件があり、大司憲趙光祖等の一派が殺された。同じき二十六年（明嘉靖十年・西曆一五三一年）には辛卯三奸の禍と稱せられる事件があり、沈貞・李沆（右議政）金克愊（議政府左贊成）等が殺されまたは斥けられた。同じき三

丁酉三奸の禍及び乙巳の禍と丁未の禍

道學の傳來　安珦と鄭夢周の出現

十二年（明嘉靖十六年・西曆一五三七年）には丁酉三奸の禍と稱せられる事件があり、金安老（領議政）許沆（大司憲）蔡無擇（大司憲）等が殺された。仁宗の元年（明嘉靖二十四年・西曆一五四五年）には乙巳の難と稱せられる事件があり、（尹任・柳灌・柳仁淑等が殺された）明宗の二年（明嘉靖二十六年・西曆一五四七年）には丁未の禍と稱せられる事件があつた。（宋麟壽・李若氷等が殺された）これ等の事件は今その事實を述べることを略すが、その禍は年を逐うて一層苛烈に流れ、士大夫の殺戮せられたものが益多かつた。これが爲めに士林の元氣は沮喪し、一時蕭然たる有樣を呈するに至つたといはれる。

さてこの禍の原因は朝鮮の民族性にも關係があらうが、更に當時の知識階級の思想を支配せる道學の影響も少くないと思ふ。道學卽ち宋の朱子が大成せる儒教哲學は、高麗の末期卽ち元宗の時代に半島に傳來せられ、彼の安珦（初名は裕、晦軒と號す）を以てその唱首となす。次いで鄭夢周（圃隱と號す）の如きも亦道學を傳唱し、特に氣節を以て稱せられた。けれども高麗の時代には尙未だ一代を風靡する程の勢力はなかつた。然るに朝鮮の時代になるとその學風は益盛になり、成宗の時代には金宗直（佔畢齋と號す）が現はれ學問文章を以て一代の景仰を受けた。その門下には金宏弼（寒暄と號す）鄭汝昌（一蠹と號す）金馹孫（濯纓と號す）兪好仁（濡溪と號す）の如き人材が輩出し、宏弼の門下より趙光祖（靜庵と號す）が現は

れた。光祖は中宗の信任を受け、一時道學の領袖として士林の間に重きをなしたが、己卯の禍に罹つて殺された。これと同時に金安國（慕齋と號す）の兄弟が現はれ、孰れも道學の大家として知られ幾多の著述・註釋等を遺して居る。而してその間に特に傑出し、一代の重をなし盛名を博したものが李滉（退溪と號す）であつた。

李滉及び李珥の來歷

李滉は眞寶（慶尙北道）の人で純正溫健、夙に朱子の學說を講究し、理學通錄・朱子書節要を撰し、後進を指導し、道學の大宗と稱せられた。彼れは宣祖の三年（明隆慶四年・西曆一五七〇年）に歿したが（年七十歲）、その後を承けて道學を以て一代に重きをなしたのは李珥（栗谷と號す）であらう。李珥は初め禪門に歸したが後儒敎に復し、程朱を宗とし、聖學輯要を編し、學術の淵博と義理の精通とを以て稱せられ、識見また高邁にして時勢を洞察した論奏が少くない。かく著名の學者が輩出し、その門人が散在したのみならず、各地に書院が設立せられ、多くの子弟に敎授したのである。書院は中宗の時代に慶尙道の安珦の遺跡に白雲洞書院が建てられたのを始めとする。これは宋の朱子の白鹿洞書院に倣つたものであらう。明宗の時に李滉の上請によつて白雲洞書院に額面を賜はり、土

書院の設立と散在

田や奴婢を給せられた。當時朝野名臣の死後にはその弟子たるものが書院を建て、これを祠ることが行はれ、その徒中より名望者を選んで、その事務を主らしめ、暇日に會集して經典を講ずることは學校と同樣であつた。これが爲め一層道學流行の氣運を助け、從つて當時の思想界に大なる影響を及ぼしたことはいふまでもない。

道學の長所短所

全體道學は義理を主とした所から、その末流は往々理窟に墮して情實を顧みないやうな傾向を免れない。設令その議論は正理であつても、時に矯激に流れて他との調和を缺くやうなことが少くなかつた。彼の高麗末年の忠臣鄭夢周の如き、その氣節の凜然として正義の爲めに犧牲となるを辭さなかつたのはやはり道學の影響であらう。けれども朝鮮の時代に入つて金宗直・金馹孫・趙光祖等の如きは、當時の君主に信任せられたが、自家の意志を達するに專らにして、他と調和して進む度量に乏しかつた。從つてその議論や行爲は正しかつたにもせよ、一方に多くの敵を作り、遂に慘烈なる士林の禍を招くやうになつたのである。獨り李滉は德行の君子で圓滿なる人格を有し、割合に敵が少なかつたから、一時執へられても遂に宥されることが出來た。又、李珥は政治上の識見に富み、何事も先見の明があつたから、禍に罹らずして終

つた。けれども同じく道學の系統に屬する他の學者にして士林の禍を蒙るらざるものは殆ない位であつた。

沈義謙と金孝元との軋轢

（黨爭の發展）　かかる狀勢で宣祖の時代に入つたが、遂に東西の黨派が現はれ來ることになつた。これは沈義謙と金孝元との軋轢に基するのである。金孝元は京城の東方に居つた爲めに、これに附いたものを東人と稱し、沈義謙は西方に居つた所からこれに附いたものを西人と稱した。その軋轢の原因は極めて瑣細の事柄に過ぎないが、兩方に附隨するものが頗多く、遂に東西に分れて相軋り、爭鬪頗激烈であつた。

東人と西人と分立

今その事實を茲に述べることは略するが、李珥の辭大司諫兼陳洗滌東西二疏があつて、當時の狀勢を窺ふに足ると思ふ。故にその大意を左に紹介しよう。

臣聞くに古より君主の恃んで以てその維持する所以のものは士林である。士林は國の元氣であり、士林にして和すればその國は亂れる。これは極めて明なことであるに拘はらず、今の士林は東西に分れて相爭うて居るが、これ臣の深く憂ふる所である。沈義謙は外戚より出で、又金孝元も立派な士類であつた。彼れ等兩人は前後して同心戮力し、以て王室を奬けたのである。然るにその後義謙と孝元とは互に相抑遏するに至り、嫉惡の心を執つて變通することを知らなくなつた。孝元が義謙を斥けるのは必ずしも私憾があつたのではないが、傍觀者は自づとその風に染まつて、ここに兩黨の爭が起つたのである。乙亥年間（宣祖八年西曆一五七五年）に臣は玉堂にあつてこの樣子を見て、異日大禍の來らんことを怖れて居つた。大臣慮守愼の言にも、兩人は皆士類にして黒白の別ある譯ではなく、只幾多の流言が交亂して、安からぬ狀態に陷つたのであるから暫く兩者を地方官に任じて中央を去らしめた方がよからうといはれた。そこで臣と守愼の意見が合致してこれを實行したのであるが、臣が病を得て退くや、議者皆孝元を出せしを以て臣の咎となして居る。而して義謙の味方を西人と呼び、孝元の味方を東人と呼び、東西の名出でてより、これに分屬しない朝臣はないやうな現狀となり、互に相譏つて止む所を知らない。噫、朝廷は殿下の朝廷であり、官爵は國家の公器である。當に公論を以て時局に任ず可き人物を採用しなければならぬ。決して非議の辨に拘はる可きではない。公論は國是となる可く、國是は一國の人が謀らずして之に向ひ、三尺の童子も亦その是なるを知る所のものである。

李珥の上疏黨爭の來歷を述ぶ